与　謝　野　町　地　域　防　災　計　画

資　　料　　編

令和４年３月作成

与　謝　野　町　防　災　会　議

資　料　編

資　料　編　目　次

資料１　総則関係

資料 1-1　与謝野町防災会議条例 ･･････ 1
資料 1-2　与謝野町災害対策本部条例 ･･････ 4

資料２　災害予防関係

資料2-1　本町の危険箇所 ･･････ 5
山腹崩壊危険地、崩壊土砂流出危険地及びなだれ危険地 ･･････ 5
資料2-2　急傾斜地崩壊危険区域 ･･････ 5
府により急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域（12箇所） ･･････ 5
資料2-3　砂防法第２条指定箇所等 ･･････ 6
（１）砂防法第２条指定箇所(46 箇所) ･･････ 6
（２）土石流危険渓流等(215箇所) ･･････ 8
（３）急傾斜地崩壊危険箇所（95箇所） ･･････ 19
（４）雪崩危険箇所（28箇所） ･･････ 21
（５）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 ･･････ 22
資料2-4　指定等文化財一覧表 ･･････ 38
（１）国指定文化財等 ･･････ 38
（２）国選定文化財 ･･････ 38
（３）国重要美術品 ･･････ 38
（４）京都府指定文化財 ･･････ 38
（５）京都府登録文化財 ･･････ 39
（６）京都府暫定登録文化財 ･･････ 39
（７）京都府決定文化財 ･･････ 39
（８）与謝野町指定文化財 ･･････ 40
（９）与謝野町登録文化財 ･･････ 41
資料2-5　消防相互応援協定 ･･････ 42
（１）京都府広域消防相互応援協定（府内市町村、消防組合） ･･････ 43
（２）広域消防相互応援に関する様式 ･･････ 49
（３）宮津与謝消防組合規約 ･･････ 55
資料2-6　北近畿タンゴ鉄道の規制区間等について ･･････ 58
（１）雨量計設置停車場と規制区間 ･･････ 58
（２）除雪標準等について ･･････ 59
資料2-7　与謝野町　避難情報発令基準及びタイムライン（防災行動計画） ･･････ 60
資料2-8　避難地、避難所等指定の一覧表 ･･････ 62
【避難地、避難所】 ･･････ 62
（１）加悦地域 ･･････ 62

（２）岩滝地域 ･･･ 64
（３）野田川地域 ･･･ 66
【福祉避難所】 ･･･ 70
資料 2-9　応援協定等一覧表･･･ 71

資料３　災害応急対策関係

資料 3-1　災害対策本部の標識及び職員の証票･････････････････････････････････････ 72
（１）本部の標識 ･･･ 72
（２）腕章 ･･･ 72
資料 3-2　風水害等の災害時における災害警戒本部動員体制･････････････････････････ 74
資料 3-3　震災時における災害警戒本部動員体制･････････････････････････････････ 78
資料 3-4　風水害等の災害時における災害対策本部動員体制･････････････････････････ 80
資料 3-5　震災時における災害対策本部動員体制･････････････････････････････････ 83
資料 3-6　通信施設の現況･･･ 86
（１）町デジタル防災行政無線 ･･･ 86
（２）消防無線 ･･･ 88
（３）防災用ＭＣＡ無線 ･･･ 90
（４）ＮＴＴの災害時優先電話 ･･･ 90
資料 3-7　被害程度の認定基準等･･･ 91
資料 3-8　災害救助法施行細則･･･ 97
資料 3-9　与謝野町消防団編成表･･･ 107
資料 3-10　設備機器材の配備･･･ 108
（１）消防設備機器材及び消防用超短波無線電話装置 ･････････････････････････････ 108
（２）モーターサイレン ･･･ 108
資料 3-11　町内の査察対象物･･･ 109
（１）防火対象物 ･･･ 109
（２）危険物施設 ･･･ 125
資料 3-12　火災報告・別記様式･･･ 127
資料 3-13　河川及びため池一覧･･･ 133
（１）与謝野町の主要河川一覧 ･･･ 133
（２）ため池の現状 ･･･ 135
資料 3-14　水防資材及び器材の一覧･･･ 136
（１）水防資材及び器材の一覧 ･･･ 136
（２）水防倉庫１棟当たりの資器材の備蓄、数量の基準 ･････････････････････････････ 137
資料 3-15　公用負担命令書･･･ 138
（１）様式第１号　　出水の概況 ･･･ 138
（２）様式第２号　　堤防の決壊・越水等重大災害状況 ･････････････････････････････ 139
（３）様式第３号　　公用負担金命令書 ･･･ 140

（４）様式第４号　　公用負担金命令権限証 ･･･ 140
資料 3-16　炊出し施設、設備の状況等･･･ 141
（１）炊出し施設 ･･･ 141
（２）町内の米穀の主要販売業者 ･･･ 142
資料 3-17　使用可能給水源･･･ 143
資料 3-18　町内の医療機関一覧表･･･ 144
資料 3-19　町有車両の状況･･･ 145
資料 3-20　災害用ヘリコプター離着陸場･･･ 146
資料 3-21　緊急通行車両等確認申請書及び緊急通行車両確認証明書･････････････････････ 147
資料 3-22　除雪機械の配置･･･ 150
（１）町所有機械の配置 ･･･ 150
（２）民間借上可能業者一覧 ･･･ 151
資料 3-23　流出油防除資器材等備蓄一覧･･･ 152
資料 3-24　自衛隊の災害派遣要請･･･ 153
資料 3-25　自衛隊集結地・展開地候補一覧･･･ 155
資料 3-26　義援金受付状況報告、配分結果の報告、義援金領収書の様式･････････････････ 156
（１）義援金受付状況報告 ･･･ 156
（２）義援金領収書 ･･･ 157
（３）義えん金品配分状況報告 ･･･ 158
資料 3-27　社会福祉施設等の現況･･･ 159
資料 3-28　り災証明書･･･ 161
資料 3-29　洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設･････････････････････････････････ 163
資料 3-30　土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設･････････････････････････････････ 164

資料４　災害復旧計画

資料 4-1　災害による被災者に対する町税の減免の基準に関する規則･････････････････････ 165
資料 4-2　災害弔慰金の支給等に関する条例･･･ 167

資料５　その他

資料 5-1　異常通報様式･･･ 177
資料 5-2　被害参集状況集計表様式･･･ 179
資料 5-3　緊急警報放送の放送要請･･･ 183
資料 5-4　避難所収容者名簿･･･ 184
（１）　避難者カード ･･･ 184
（２）　避難者名簿（避難所入所記録簿　町民用） ･････････････････････････････････ 185
（３）　避難者名簿（避難所収容記録簿　町民以外用） ･････････････････････････････ 186
（４）　避難所収容状況調 ･･･ 187
（５）　物品の受払簿の書式 ･･･ 188

（６）　職員避難所勤務状況に関する書式 ･･･ 189
（７）　避難所日誌の書式 ･･･ 190
資料 5-5　地震に自信を･･ 191

資料１　総則関係

資料 1-1　与謝野町防災会議条例

与謝野町防災会議条例

平成 18 年３月１日
条 例 第 １９ 号
改正　平成23年９月１日条例第13号
改正　平成24年９月21日条例第16号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 16 条第６項の規定に基づき、与謝野町防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　与謝野町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

（２）　町内の諮問に応じて与謝野町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

（４）　水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条の水防計画を調査審議すること。

（５）　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てるものとし、その定数は 30 人以内とする。

（１）　指定地方行政機関（法第２条第４号に規定する機関をいう。以下同じ。）の職員の中から町長が任命する者

（２）　京都府の知事部局の職員の中から町長が任命する者

（３）　京都府警察の警察官の中から町長が任命する者

（４）　町長が町長部局の職員の中から指名する者

（５）　教育長

（６）　消防団長

（７）　宮津与謝消防組合消防本部職員の中から町長が任命する者

（８）　区長の中から町長が任命する者

（９）　指定公共機関（法第２条第５号に規定する機関をいう。以下同じ。）又は指定地方公共機関（法第２条第６号に規定する機関をいう。以下同じ。）の職員の中から町長が任命する者

(10)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

(11)　前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める者

６　前項の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

７　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、京都府の職員、与謝野町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成 18 年３月１日から施行する。

附　則（平成23年９月１日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年11月２日から適用する。

附　則（平成24年９月21日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

（参考）　　与謝野町防災会議委員名簿

委員区分	機関等の名称	役職名
１号	指定地方行政機関の職員の中から町長が任命する者	
1	宮津海上保安署	署長
２号	京都府の知事部局の職員の中から町長が任命する者	
2	京都府丹後広域振興局	副局長
3	京都府丹後土木事務所	所長
4	京都府丹後保健所	所長
5	京都府水産事務所	所長
３号	京都府警察の警察官の中から町長が任命する者	
6	京都府宮津警察署	署長
４号	町長がその部内の職員の中から指名する者	
7	与謝野町	副町長
５号	教育長	
8	与謝野町教育委員会	教育長
６号	消防団長	
9	与謝野町消防団	団長
７号	宮津与謝消防組合消防本部職員の中から町長が任命する者	
10	宮津与謝消防組合消防本部	消防長
８号	区長の中から町長が任命する者	
11	与謝野町区長連絡協議会	会長
12	〃	職務代理者副会長
13	〃	副会長
９号	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員の中から町長が任命する者	
14	西日本電信電話㈱京都支店	設備部長
15	関西電力㈱宮津営業所	所長
16	北近畿タンゴ鉄道㈱鉄道事業本部	常務取締役 運行統括本部長
17	丹後海陸交通㈱	取締役社長
18	社団法人京都府エルピーガス協会	宮津与謝支部長
10 号	自主防災組織を機構する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者	
19	学識経験者	
11 号	前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める者	
20	与謝野町議会	議長
21	与謝医師会	会長
22	与謝野町社会福祉協議会	会長
23	与謝野町民生児童委員協議会	会長
24	与謝野町商工会	会長
25	与謝野町婦人会	会長

資料 1-2　与謝野町災害対策本部条例

与謝野町災害対策本部条例

平成 18 年３月１日

条 例 第　２０ 号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２第８項の規定に基づき、与謝野町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、平成 18 年３月１日から施行する。

附則（平成 24 年９月 21 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料２　災害予防関係

資料 2-1　本町の危険箇所

山腹崩壊危険地、崩壊土砂流出危険地及びなだれ危険地

危険区域別		林地保全				農地保全
		山地災害危険地			なだれ危険地	地すべり
		山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり		
丹後広域振興局	与謝野町	80	85	—	18	—

※危険地基準の見直しに伴い、現在、危険箇所の精査中。

資料 2-2　急傾斜地崩壊危険区域

府により急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域（12 箇所）

地域名	番号	区域名	所在地	面積（㎡）	指定年月日	告示番号	追加指定年次	備考
加悦	1	算所	算所	3,400	昭和45年4月21日	府　228	S47、S57	
		算所	算所	2,500	昭和47年1月25日	府　29		
	2	算所	算所	900	昭和56年3月17日	府　185		
		算所	算所	2,900	昭和57年3月12日	府　164		
	3	天神山	加悦	13,600	平成元年3月31日	府　250		
岩滝	4	石田	弓木	11,200	平成20年2月26日	府78		
	5	弓ノ木	弓木	11,700	昭和62年3月28日	府　200		
	6	大内	弓木	7,600	平成8年1月23日	府　33	H10	
		大内	弓木	1,700	平成10年3月31日	府　218		
	7	男山	男山	7,000	昭和48年3月30日	府　154		
野田川	8	三河内	三河内	4,500	昭和57年11月5日	府　809		
	9	亀山	石川	27,100	昭和61年3月25日	府　206		
	10	上地	石川	9,000	平成9年2月7日	府　63		
	11	石川	石川	11,000	昭和47年1月25日	府　29		
	12	石川Ⅱ	石川	44,700	昭和56年7月31日	府　579		
		石川Ⅲ	石川	2,100	昭和59年4月3日	府　236		

資料 2-3　砂防法第２条指定箇所等

（１）砂防法第２条指定箇所(46 箇所)

【加悦地域】

番号	渓流名	水系	所在地	告示年月日	告示番号	指定別	面指定	線指定	指定地面積(ha)			指定地延長(m)
									計	面指定	線指定	
1	加悦川	二級野田川	加悦奥	昭和12年7月13日	内 455	砂防設備地		河川敷	15.93		15.93	5,310.0
2	有熊川	二級野田川	加悦奥	昭和42年3月22日	建 714	砂防設備地		各30m	17.40		17.40	2,900.0
3	野田川	二級野田川	与謝	昭和12年7月13日	内 455	砂防設備地		河川敷	8.25		8.25	2,750.0
4	山河川	二級野田川	与謝	昭和12年7月13日	内 455	砂防設備地		河川敷	4.35		4.35	1,450.0
5	家の奥川	二級野田川	与謝	昭和42年3月22日	建 714	砂防設備地		各30m	10.44		10.44	1,740.0
6	滝川	二級野田川	滝	昭和12年7月13日	内 455	砂防設備地		河川敷	9.00		9.00	3,000.0
7	深山川	二級野田川	滝	昭和12年7月13日	内 455	砂防設備地	地番	河川敷	17.40	6.37	11.03	3,675.0
8	大田和川	二級野田川	滝	昭和12年7月13日	内 455	砂防設備地		河川敷	0.24		0.24	800.0
9	深山川	二級野田川	滝	昭和45年9月21日	建 1416			各30m	22.10		22.10	3,675.0
10	大田和川	二級野田川	滝	平成8年4月9日	建 1177			標柱	0.13		0.13	45.0
11	上司谷川及び右支川	二級野田川	金屋	平成元年3月7日	建 539			標柱	1.15		1.15	220.0
12	上司谷川	二級野田川	金屋	平成4年3月13日	建 637			各15m、標柱	1.28		1.28	420.0
13	温江川	二級野田川	温江	昭和12年7月13日	内 455	砂防設備地		河川敷	6.54		6.54	2,180.0
14	温江川	二級野田川	温江	昭和32年12月16日	建 1647	砂防設備地	地番	河川敷	7.91	0.86	7.05	2,350.0
15	明石川	二級野田川	明石	昭和23年6月30日	総 135	砂防設備地	地番	河川敷	1.53	1.43	0.10	230.0
16	釜石川	二級野田川	明石	昭和23年6月30日	総 135	砂防設備地		河川敷	0.02		0.02	80.0
17	山の谷川	二級野田川	明石	昭和41年9月9日	建 3122	砂防設備地		各30m	5.28		5.28	880.0
18	上毛谷川及び右枝川	二級野田川	香河	昭和51年7月17日	建 1074			各15m	4.28		4.28	930.0

【岩滝地域】

番号	渓流名	水系	所在地	告示年月日	告示番号	指定別	面指定	線指定	指定地面積(ha)			指定地延長(m)
									計	面指定	線指定	
1	金堀川	その他	弓木	昭和12年7月13日	内 455	砂防設備地		河川敷	0.10		0.10	410.0
2	弓の木川	その他	弓木	昭和43年7月30日	建 2079			各30m	7.20		7.20	1,225.0
3	大風呂川	その他	岩滝	昭和12年7月13日	内 455	砂防設備地		河川敷	0.20		0.20	575.0
4	天神山川	その他	岩滝	昭和32年3月23日	建 196	砂防設備地		官民界L40R20、河川敷	1.30		1.30	1,205.0
5	大風呂川及び左支川	その他	岩滝	昭和61年3月17日	建 658			標柱	0.55		0.55	153.0
6	男山川	二級男山川	男山	昭和26年3月26日	建 161	砂防設備地	地番	河川敷	8.58	2.61	5.97	1,990.0
7	蛇谷川	二級男山川	男山	昭和26年3月26日	建 161	砂防設備地		河川敷	0.10		0.10	150.0
8	北口川	二級男山川	男山	昭和27年7月11日	建 938	砂防設備地	地番	河川敷、標柱	0.50	0.33	0.17	450.0
9	三田川	二級三田川	男山	昭和30年6月4日	建 910	砂防設備地		各30m、河川敷	3.90		3.90	2,405.0
10	北口川	二級男山川	男山	昭和54年2月9日	建 142			標柱	1.89		1.89	160.0
11	苦無谷川	二級男山川	男山	昭和57年5月25日	建 1193			標柱	1.70		1.70	565.0

【野田川地域】

番号	渓流名	水系	所在地	告示年月日	告示番号	指定別	面指定	線指定	指定地面積(ha)			指定地延長(m)
									計	面指定	線指定	
1	奥山川	二級 野田川	三河内	昭和41年9月9日	建 3122	砂防設備地		各30m	16.02		16.02	2,670.0
2	長尾谷川	二級 野田川	三河内	平成7年2月9日	建 195			標柱	0.44		0.44	150.0
3	車ヶ谷川	二級 野田川	三河内	平成8年12月5日	建 2179		地番		1.57	1.57		310.0
4	岩屋川	二級 野田川	岩屋	昭和12年7月13日	内 455	砂防設備地		河川敷	14.07		14.07	4,690.0
5	岩屋川	二級 野田川	岩屋	昭和55年3月29日	建 694			標柱	2.40		2.40	375.0
6	宮谷川	二級 野田川	岩屋	昭和63年3月18日	建 813			標柱	1.26		1.26	257.0
7	小宮谷川	二級 野田川	岩屋	平成3年2月19日	建 219		地番	標柱	0.96	0.93	0.03	665.0
8	小宮谷川	二級 野田川	岩屋	平成8年4月9日	建 1177			L30R15、 標柱	0.38		0.38	90.0
9	平地川	二級 野田川	幾地	昭和27年7月11日	建 938	砂防設備地	地番	官民界 各30m、 河川敷	1.50	0.37	1.13	440.0
10	海老川	二級 野田川	幾地	昭和41年10月18日	建 3456	砂防設備地		各30m	12.30		12.30	2,045.0
11	水戸川	二級 野田川	上山田	昭和25年4月14日	建 175	砂防設備地	地番	河川敷	0.80	0.14	0.66	690.0
12	水戸川	二級 野田川	上山田	昭和53年6月8日	建 1034			標柱	0.64		0.64	170.0
13	中谷川	二級 野田川	下山田	昭和43年7月30日	建 2079			各30m	10.32		10.32	1,720.0
14	奥山川	二級 野田川	石川	昭和26年3月26日	建 161	砂防設備地	地番	河川敷	13.24	3.59	9.65	3,215.0
15	大年川	二級 野田川	石川	昭和26年3月26日	建 161	砂防設備地		河川敷	0.10		0.10	300.0
16	浪江川	二級 野田川	石川	昭和30年6月4日	建 910	砂防設備地		各30m、 河川敷	1.00		1.00	370.0
17	大年川 及び ｶｹﾀﾆ川	二級 野田川	石川	昭和59年3月24日	建 703			標柱	2.11		2.11	340.0

（２） 土石流危険渓流等(215 箇所)

【加悦地域】

番号	ランク	渓流番号	河川水系	水系	河川名	渓流名	所在地	流域概要		土石流危険区域								備考		
										土石流氾濫区域面積	保全対象				重複保全対象					
								流域面積	地質条件		人口	人家戸数	災害時要援護者施設	左記以外の公共施設等	土石流危険渓流	急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所	砂防施設	砂防指定地	土石流災害
1	1	や002	二級野田川	野田川	香河川	日晩寺川	日晩寺	0.27	その他の変成岩	27,041	28	9			有					
2	1	や003	二級野田川	野田川	香河川	ダケ	香河	0.41	その他の変成岩	13,723	25	8			有					
3	1	や004	二級野田川	野田川	香河川	西谷	香河	0.16	その他の変成岩	12,743	19	6		香河公民館分館	有					
4	1	や005	二級野田川	野田川	香河川	大谷	香河	1.16	その他の変成岩	55,040	28	9		香河公民館分館	有					
5	1	や006	二級野田川	野田川	野田川	裏ノ谷	明石	0.04	花崗岩	35,125	127	41		JA京都丹後桑飼支店						
6	1	や007	二級野田川	野田川	加悦奥川	清水ヶ谷	加悦	0.04	花崗岩	52,734	121	39			有					有
7	1	や009	二級野田川	野田川	加悦奥川	福井	加悦	0.07	花崗岩	18,001	112	36								
8	1	や010	二級野田川	野田川	加悦奥川	丸山谷	加悦奥	0.08	花崗岩	29,339	31	10		集会所						
9	1	や011	二級野田川	野田川	加悦奥川	西外	加悦奥	0.25	花崗岩	23,897	34	11								
10	1	や012	二級野田川	野田川	加悦奥川	細谷川	加悦奥	0.17	花崗岩	30,910	43	14			有					
11	1	や013	二級野田川	野田川	加悦奥川	眞谷	有熊	0.14	花崗岩	30,950	37	12			有					
12	1	や015	二級野田川	野田川	加悦奥川	有熊川	鎌倉	1.53	花崗岩	89,815	16	5			有				有	
13	1	や016	二級野田川	野田川	加悦奥川	鳥垣	加悦奥	0.03	花崗岩	11,311	16	5								
14	1	や017	二級野田川	野田川	加悦奥川	長谷	加悦奥	0.71	花崗岩	23,485	9	3		八番集会所						
15	1	や021	二級野田川	野田川	野田川	ヲサ	谷垣	0.02	花崗岩	8,419	16	5			有					
16	1	や022	二級野田川	野田川	野田川	谷垣	谷垣	0.03	花崗岩	13,921	16	5								
17	1	や023	二級野田川	野田川	温江川	久の木	湯の谷	0.53	花崗岩	66,849	16	5								
18	1	や024	二級野田川	野田川	温江川	奥手	奥手	0.10	花崗岩	35,608	43	14			有					
19	1	や025	二級野田川	野田川	温江川	百合	湯江	0.05	花崗岩	10,107	28	9								
20	1	や026	二級野田川	野田川	温江川	粟谷	湯江	0.03	花崗岩	11,493	31	10			有					

番号	ランク	渓流番号	河川水系	水系	河川名	渓流名	所在地	流域概要		土石流危険区域								備考		
										土石流氾濫区域面積	保全対象				重複保全対象					
								流域面積	9.5		人口	人家戸数	災害時要援護者施設	左記以外の公共施設等	土石流危険渓流	急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所	砂防施設	砂防指定地	土石流災害
21	1	や027	二級野田川	野田川	温江川	粟山	湯江	0.03	花崗岩	8,468	31	10			有					
22	1	や028	二級野田川	野田川	温江川	温江川	虫本	0.58	その他の変成岩	79,884	90	29		加悦青少年山の家、虫本公民館、浄水場	有			有	有	
23	1	や029	二級野田川	野田川	温江川	中村	虫本	1.29	その他の変成岩	84,064	56	18			有					
24	1	や030	二級野田川	野田川	野田川	合楽	後野	0.06	花崗岩	19,084	140	45								
25	1	や031	二級野田川	野田川	野田川	正導寺	後野	0.09	花崗岩	46,161	102	33		正導寺集会所						
26	1	や032	二級野田川	野田川	滝川	城山	金屋	0.17	花崗岩	20,731	22	7								
27	1	や033	二級野田川	野田川	滝川	宮ヶ谷	金屋	0.04	花崗岩	23,567	102	33		池田集会所						
28	1	や035	二級野田川	野田川	滝川	只山	口滝	0.01	花崗岩	12,654	19	6			有					
29	1	や036	二級野田川	野田川	滝川	只山川	口滝	0.71	花崗岩	69,110	31	10								
30	1	や038	二級野田川	野田川	滝川	畑中奥の谷	口滝	0.03	花崗岩	8,108	22	7								
31	1	や041	二級野田川	野田川	滝川	谷ノ奥谷	奥滝	0.12	花崗岩	5,168	16	5			有					
32	1	や042	二級野田川	野田川	滝川	上ノ奥谷	奥滝	0.16	花崗岩	14,683	22	7			有					
33	1	や044	二級野田川	野田川	野田川	下ノ谷	与謝	0.02	花崗岩	11,030	28	9								
34	1	や045	二級野田川	野田川	野田川	二ツ岩ヒシロ	与謝	0.02	花崗岩	9,904	25	8								
35	1	や046	二級野田川	野田川	野田川	二ツ岩中ノ谷	与謝	0.05	花崗岩	11,501	34	11			有					
36	1	や049	二級野田川	野田川	野田川	山河川	山河	1.76	花崗岩	90,176	34	11		山河公民館	有			有	有	
37	1	や050	二級野田川	野田川	野田川	カマガ谷	与謝	0.02	花崗岩	11,434	37	12			有					
38	1	や052	二級野田川	野田川	野田川	寺の奥川	与謝	0.99	花崗岩	101,755	56	18								
39	1	や053	二級野田川	野田川	野田川	猪ノ谷	与謝	0.02	花崗岩	15,298	16	5			有					
40	1	や054	二級野田川	野田川	野田川	堂ドガ谷	与謝	0.04	花崗岩	18,502	19	6		集会所	有					
41	1	や055	二級野田川	野田川	野田川	与謝川	与謝	0.80	その他の変成岩	35,352	16	5		集会所	有					

番号	ランク	渓流番号	河川水系	水系	河川名	渓流名	所在地	流域概要		土石流危険区域								備考		
										土石流氾濫区域面積	保全対象				重複保全対象					
								流域面積	地質条件		人口	人家戸数	災害時要援護者施設	左記以外の公共施設等	土石流危険渓流	急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所	砂防施設	砂防指定地	土石流災害
42	1	や056	二級野田川	野田川	野田川	岩バナ	峠	0.03	花崗岩	19,584	25	8			有					
43	1	や057	二級野田川	野田川	野田川	家の奥川	峠	0.47	花崗岩	76,483	37	12			有				有	
44	1	や059	二級野田川	野田川	野田川	ウマノセ谷	峠	0.21	花崗岩	85,498	43	14			有					
45	1	や506	二級野田川	野田川	加悦奥川	ショウゴ谷	加悦奥	0.21		9,021	16	5								
46	1	や508	二級野田川	野田川	桜内川	桜内川	桜内	1.46		73,222	47	15		リフレかやの里、町立江山文庫、浄水場						
47	1	や511	二級野田川	野田川	野田川	大場川	峠	0.72		104,934	19	6			有					
48	1	新や1001	二級野田川	野田川	野田川	庄ヶ崎北谷	庄ヶ崎	0.04		23,659	25	8		庄ヶ崎公民館						
49	1	新や1002	二級野田川	野田川	野田川	庄ヶ崎川	庄ヶ崎	0.09		34,099	56	18	こどもの森保育園、こどもの家							
50	1	新や1004	二級野田川	野田川	加悦奥川	ゴゼ東川	加悦奥	0.20		25,587	16	5			有					
51	1	新や1005	二級野田川	野田川	香河川	日晩寺北谷	日晩寺	0.01		4,098	9	3		日晩寺集会所						
52	1	新や1007	二級野田川	野田川	加悦奥川	算所西谷	算所	0.03		17,716	96	31								
53	1	新や1008	二級野田川	野田川	加悦奥川	大石谷	算所	0.02		11,065	93	30		大石町公民館、算所地区公民館						
54	1	新や1009	二級野田川	野田川	加悦奥川	清水ヶ谷下東谷	加悦	0.01		11,303	43	14			有					
55	1	新や1010	二級野田川	野田川	加悦奥川	青山西谷	加悦	0.11		23,171	47	15								
56	1	新や1012	二級野田川	野田川	香河川	向茂谷	香河	0.20		19,024	0	0		香河地区公民館						
57	1	新や1014	二級野田川	野田川	加悦奥川	駒田谷	加悦奥	0.02		14,065	50	16								
58	1	新や1015	二級野田川	野田川	野田川	大師山谷	明石	0.02		15,182	31	10								
59	1	新や1016	二級野田川	野田川	香河川	香河北谷	香河	0.05		16,739	16	5			有					
60	1	新や1017	二級野田川	野田川	温江川	本村上北谷	温江	0.20		35,018	25	8			有					
61	1	新や1018	二級野田川	野田川	温江川	本村上南谷	温江	0.25		36,192	25	8			有					
62	1	新や1019	二級野田川	野田川	加悦奥川	二宮西谷	加悦奥	0.02		7,344	16	5								
63	1	新や1022	二級野田川	野田川	温江川	福寿寺谷	温江	0.02		5,678	22	7								

番号	ランク	渓流番号	河川水系	水系	河川名	渓流名	所在地	流域概要		土石流危険区域								備考		
										土石流氾濫区域面積	保全対象				重複保全対象					
								流域面積	地質条件		人口	人家戸数	災害時要援護者施設	左記以外の公共施設等	土石流危険渓流	急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所	砂防施設	砂防指定地	土石流災害
64	1	新や1023	二級野田川	野田川	野田川	宝勝寺北谷	後野	0.03		19,550	121	39		後野地区公民館						
65	1	新や1024	二級野田川	野田川	滝川	国守谷	金屋	0.06		13,086	37	12								
66	1	新や1025	二級野田川	野田川	温江川	奥手東谷	奥手	0.08		17,266	25	8			有					
67	1	新や1027	二級野田川	野田川	滝川	長宮谷	金屋	0.32		26,527	22	7			有					
68	1	新や1028	二級野田川	野田川	温江川	虫本南谷	虫本	0.03		23,107	53	17		虫本公民館	有					
69	1	新や1031	二級野田川	野田川	滝川	施薬寺谷	口滝	0.08		8,928	16	5								
70	1	新や1032	二級野田川	野田川	桜内川	桜内東上谷	桜内	0.10		17,122	9	3		リフレかやの里	有					
71	1	新や1034	二級野田川	野田川	滝川	只山西谷	口滝	0.02		18,075	19	6			有					
72	1	新や1035	二級野田川	野田川	滝川	鹿の熊川	鹿ノ熊	0.45		33,887	3	1		奥滝水道浄水場						
73	1	新や1036	二級野田川	野田川	野田川	宇豆貴川	宇豆貴	1.00		36,027	0	0		宇豆貴公民館						
74	1	新や1037	二級野田川	野田川	野田川	中里西谷	与謝	0.17		24,277	28	9		中里集会所	有					
75	1	新や1038	二級野田川	野田川	野田川	ﾘｮｳｺ北谷	与謝	0.01		3,015	0	0		与謝地区公民館	有					
76	1	新や1040	二級野田川	野田川	野田川	山河下東谷	山河	0.09		114,697	37	12			有					
77	1	新や2009	二級野田川	野田川	加悦奥川	七谷	加悦奥	0.03		7,128	19	6			有					
78	1	新や2015	二級野田川	野田川	滝川	上司谷川	金屋	0.27		27,170	19	6						有	有	
79	2	や001	二級野田川	野田川	香河川	副地	日晩寺	0.06	その他の変成岩	15,286	3	1			有					
80	2	や014	二級野田川	野田川	加悦奥川	下木谷	有熊	0.21	花崗岩	22,941	9	3			有					
81	2	や018	二級野田川	野田川	加悦奥川	ゴゼ谷	加悦奥	0.17	花崗岩	11,662	9	3			有					
82	2	や019	二級野田川	野田川	加悦奥川	藪ノ谷	加悦奥	0.25	花崗岩	12,266	6	2								
83	2	や039	二級野田川	野田川	滝川	筒手川	奥滝	0.68	花崗岩	13,329	6	2			有					
84	2	や040	二級野田川	野田川	滝川	オホサカ谷	奥滝	0.03	花崗岩	4,540	6	2								
85	2	や043	二級野田川	野田川	滝川	下ノ段	奥滝	0.02	花崗岩	5,186	12	4								

番号	ランク	渓流番号	河川水系	水系	河川名	渓流名	所在地	流域概要		土石流危険区域								備考		
										土石流氾濫区域面積	保全対象				重複保全対象					
								流域面積	地質条件		人口	人家戸数	災害時要援護者施設	左記以外の公共施設等	土石流危険渓流	急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所	砂防施設	砂防指定地	土石流災害
86	2	や047	二級野田川	野田川	野田川	ダンギョウ	山河	0.22	その他の変成岩	36,184	6	2			有					
87	2	や048	二級野田川	野田川	野田川	美能子川	山河	0.43	その他の変成岩	24,891	9	3			有					
88	2	や051	二級野田川	野田川	野田川	中里谷	与謝	0.13	花崗岩	18,803	9	3			有					
89	2	や058	二級野田川	野田川	野田川	堂の谷	峠	0.03	花崗岩	17,376	9	3			有					
90	2	や501	二級野田川	野田川	香河川	上毛谷川	香河	0.3		12,721	9	3			有			有	有	
91	2	や504	二級野田川	野田川	加悦奥川	ウルシ谷	加悦奥	0.09		9,984	6	2								
92	2	や505	二級野田川	野田川	加悦奥川	丸岡	加悦奥	0.2		11,315	9	3								
93	2	や509	二級野田川	野田川	野田川	キタ	宇豆貴	0.05		7,991	6	2								
94	2	や510	二級野田川	野田川	野田川	リュウコ谷	宇豆貴	0.03		4,350	3	1			有					
95	2	新や1003	二級野田川	野田川	野田川	須代谷	明石	0.02		49,629	3	1								
96	2	新や1006	二級野田川	野田川	加悦奥川	鳥垣北川	加悦	0.29		36,858	12	4								
97	2	新や1011	二級野田川	野田川	加悦奥川	岩崎東谷	加悦	0.05		10,646	6	2								
98	2	新や1020	二級野田川	野田川	香河川	一ノ坂谷	香河	0.47		33,451	3	1			有					
99	2	新や1021	二級野田川	野田川	加悦奥川	有熊下西谷	有熊	0.04		8,458	9	3			有					
100	2	新や1026	二級野田川	野田川	滝川	鎌倉川	奥滝	1		42,788	3	1								
101	2	新や1033	二級野田川	野田川	野田川	平林西川	平林	1.11		86,697	3	1								
102	2	新や1039	二級野田川	野田川	野田川	北西上谷	与謝	0.02		7,014	9	3								
103	2	新や1041	二級野田川	野田川	野田川	家の奥南谷	峠	0.03		15,600	6	2			有					
104	2	新や2002	二級野田川	野田川	加悦奥川	鳥垣東二谷	加悦	0.06		8,029	9	3								
105	2	新や2003	二級野田川	野田川	野田川	愛宕東谷	明石	0.13		24,819	9	3								
106	2	新や2004	二級野田川	野田川	加悦奥川	鳥垣東一谷	加悦	0.03		7,781	9	3								
107	2	新や2006	二級野田川	野田川	野田川	滝谷西谷	明石	0.16		32,019	3	1								

番号	ランク	渓流番号	河川水系	水系	河川名	渓流名	所在地	流域概要		土石流危険区域								備考		
										土石流氾濫区域面積	保全対象				重複保全対象					
								流域面積	地質条件		人口	人家戸数	災害時要援護者施設	左記以外の公共施設等	土石流危険渓流	急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所	砂防施設	砂防指定地	土石流災害
108	2	新や2007	二級野田川	野田川	野田川	ヲサ北谷	明石	0.05		16,061	9	3			有					
109	2	新や2008	二級野田川	野田川	加悦奥川	東長谷	加悦奥	0.1		19,437	3	1								
110	2	新や2010	二級野田川	野田川	加悦奥川	有熊下東谷	有熊	0.04		13,450	12	4			有					
111	2	新や2011	二級野田川	野田川	加悦奥川	有熊上西谷	有熊	0.03		5,666	12	4			有					
112	2	新や2013	二級野田川	野田川	滝川	奥滝上北一川	金屋	0.54		27,171	3	1			有					
113	2	新や2014	二級野田川	野田川	滝川	奥滝上北二谷	奥滝	0.17		11,035	3	1			有					
114	2	新や2016	二級野田川	野田川	桜内川	桜内東下川	桜内	0.19		26,241	9	3								
115	2	新や2018	二級野田川	野田川	桜内川	桜内東谷	桜内	0.03		18,922	3	1			有					
116	2	新や2019	二級野田川	野田川	滝川	奥滝北五谷	奥滝	0.12		12,312	3	1			有					
117	2	新や2020	二級野田川	野田川	滝川	奥滝上川	奥滝	0.39		29,349	6	2			有					
118	2	新や2021	二級野田川	野田川	滝川	奥滝北三谷	奥滝	0.02		8,468	6	2			有					
119	2	新や2022	二級野田川	野田川	滝川	奥滝北四谷	奥滝	0		5,773	6	2			有					
120	2	新や2025	二級野田川	野田川	滝川	奥滝南上谷	奥滝	0.03		4,728	3	1			有					
121	2	新や2027	二級野田川	野田川	滝川	東ヶ谷	奥滝	0.02		8,026	6	2			有					
122	2	新や2028	二級野田川	野田川	滝川	筒子西二谷	奥滝	0.01		5,034	6	2								
123	2	新や2029	二級野田川	野田川	滝川	筒子西一谷	奥滝	0.09		9,957	6	2								
124	2	新や2031	二級野田川	野田川	野田川	北西下谷	与謝	0.03		5,655	6	2								
125	2	新や2032	二級野田川	野田川	野田川	大場下北谷	与謝	0.02		4,363	3	1			有					
126	2	新や2033	二級野田川	野田川	滝川	大虫谷	温江	0.1		30,396	9	3								

【岩滝地域】

番号	ランク	渓流番号	河川	水系	河川名	渓流名	所在地	流域概要		土石流危険区域									備考		
										土石流氾濫区域面積	保全対象				重複保全対象						
							字名	流域面積	地質条件		人口	人家戸数	災害時要援護者施設	左記以外の公共施設等	土石流危険渓流	急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所	砂防施設	砂防指定地	土石流災害
1	1	ゆ002	二級野田川	野田川	野田川	大内	石田	0.09	花崗岩	19,590	28	9		丹後農産物流通センター	有					
2	1	ゆ003	二級野田川	野田川	野田川	家滝	石田	0.22	花崗岩	19,395	34	11		丹後農産物流通センター	有					
3	1	ゆ004	二級野田川	野田川	野田川	穴見	石田	0.03	花崗岩	23,364	140	45		石田区新町集会所	有					
4	1	ゆ005	二級野田川	野田川	野田川	宝蔵寺	石田	0.13	花崗岩	26,481	81	26		与謝野町農業者健康管理施設	有					
5	1	ゆ006	二級野田川	野田川	野田川	奥谷	石田	0.06	花崗岩	43,716	127	41			有					
6	1	ゆ007	二級野田川	野田川	野田川	石田	石田	0.14	花崗岩	50,477	226	73		石田地区公民館						
7	1	ゆ008	二級野田川	野田川	野田川	大門	石田	0.14	花崗岩	36,530	93	30			有					
8	1	ゆ009	二級野田川	野田川	野田川	菖蒲	石田	0.12	花崗岩	38,351	78	25			有					
9	1	ゆ010	二級その他	その他	その他	大風呂川	岩滝	0.59	花崗岩	12,309	47	15						有	有	
10	1	ゆ011	二級その他	その他	その他	森本	岩滝	0.02	花崗岩	1,827	16	5								
11	1	ゆ012	二級その他	その他	その他	丸山	岩滝	0.11	花崗岩	26,848	59	19		阿蘇霊照苑						
12	1	ゆ013	二級その他	その他	その他	板列	岩滝	0.45	花崗岩	26,110	68	22	岩滝保育所、岩滝幼稚園	板列会館	有					有
13	1	ゆ014	二級その他	その他	その他	清水谷	岩滝	0.03	花崗岩	23,071	105	34	岩滝幼稚園		有					
14	1	ゆ015	二級その他	その他	その他	解谷	岩滝	0.16	花崗岩	16,047	28	9								
15	1	ゆ016	二級男山川	男山川	男山川	池田	男山	0.06	花崗岩	16,870	68	22		関西電力岩滝変電所、旭丘織物企業組合						
16	1	ゆ017	二級その他	その他	その他	和田	男山	0.06	花崗岩	19,715	25	8								
17	1	新ゆ1002	二級その他	その他	その他	城谷	男山	0.05		36,184	19	6								
18	1	新ゆ1003	二級野田川	野田川	野田川	横道	石田	0.04		36,792	105	34		石田水源地	有					
19	1	新ゆ1004	二級その他	その他	その他	板列	弓木	0.06		27,688	84	27	岩滝幼稚園	板列会館	有					
20	1	新ゆ1001	二級男山川	男山川	男山川	北口川	男山	0.57		11,539	16	5						有	有	
21	2	ゆ001	二級野田川	野田川	野田川	中畦	弓木	0.04	花崗岩	5,380	6	2								

番号	ランク	渓流番号	河川水系	水系	河川名	渓流名	所在地	流域概要		土石流危険区域								備考		
										土石流氾濫区域面積	保全対象				重複保全対象					
								流域面積	地質条件		人口	人家戸数	災害時要援護者施設	左記以外の公共施設等	土石流危険渓流	急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所	砂防施設	砂防指定地	土石流災害
22	2	ゆ501	二級その他	その他	その他	熊谷	男山	0.11		30,512	6	2								
23	2	新ゆ2001	二級野田川	野田川	野田川	弓の木川	弓木	0.15		17,874	12	4						有	有	
24	2	新ゆ2002	二級その他	その他	その他	天神山川	弓木	0.28		6,540	9	3						有	有	

【野田川地域】

番号	ランク	渓流番号	河川	水系	河川名	渓流名	所在地	流域概要		土石流危険区域								備考		
										土石流氾濫区域面積	保全対象				重複保全対象					
							字名	流域面積	地質条件		人口	人家戸数	災害時要援護者施設	左記以外の公共施設等	土石流危険渓流	急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所	砂防施設	砂防指定地	土石流災害
1	1	ら001	二級野田川	野田川	野田川	森谷	下山田	0.03	花崗岩	12,279	40	13								
2	1	ら002	二級野田川	野田川	野田川	多田谷東側	石川	0.25	花崗岩	29,138	25	8		堂谷公民館						
3	1	ら003	二級野田川	野田川	野田川	庄谷	石川	0.11	花崗岩	14,339	25	8								
4	1	ら004	二級野田川	野田川	野田川	サコ谷	下山田	0.09	第四紀層	34,483	115	37		下地会館下地地区老人倶楽部	有					
5	1	ら005	二級野田川	野田川	野田川	間居谷	下山田	0.22	第四紀層	29,341	136	44		下地会館下地地区老人倶楽部	有					
6	1	ら006	二級野田川	野田川	香河川	姫路谷	石川	0.05	第四紀層	20,370	43	14			有					
7	1	ら007	二級野田川	野田川	香河川	今谷下	石川	0.05	第四紀層	21,278	74	24		下地公民館	有					
8	1	ら008	二級野田川	野田川	奥山川	東高浪	石川	0.32	第四紀層	10,789	9	3		川上公民館						
9	1	ら009	二級野田川	野田川	奥山川	入鹿伏	石川	0.59	第四紀層	43,309	22	7								
10	1	ら012	二級野田川	野田川	奥山川	西谷	石川	0.03	第四紀層	10,921	22	7			有					
11	1	ら013	二級野田川	野田川	野田川	坊ヶ谷上	下山田	0.15	第四紀層	33,432	202	65								
12	1	ら014	二級野田川	野田川	野田川	中谷川	下山田	0.20	第四紀層	26,715	68	22	山田保育所						有	
13	1	ら015	二級野田川	野田川	野田川	ヲーカイ	下山田	0.11	花崗岩	18,689	19	6								

番号	ランク	渓流番号	河川水系	水系	河川名	渓流名	所在地	流域概要		土石流危険区域								備考		
										土石流氾濫区域面積	保全対象				重複保全対象					
								流域面積	地質条件		人口	人家戸数	災害時要援護者施設	左記以外の公共施設等	土石流危険渓流	急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所	砂防施設	砂防指定地	土石流災害
14	1	ら016	二級野田川	野田川	水戸川	サイ谷	上山田	0.04	第四紀層	12,837	81	26		上山田地区公民館						
15	1	ら017	二級野田川	野田川	水戸川	打野	上山田	0.03	第四紀層	16,803	34	11								
16	1	ら018	二級野田川	野田川	野田川	ヒガシ	石川	0.07	花崗岩	28,206	16	5								
17	1	ら019	二級野田川	野田川	岩屋川	ヤクシ	上山田	0.05	第四紀層	16,891	65	21			有					
18	1	ら020	二級野田川	野田川	岩屋川	四ッ谷	上山田	0.08	第四紀層	23,097	99	32			有					
19	1	ら021	二級野田川	野田川	岩屋川	四谷川	四辻	0.21	花崗岩	27,107	109	35		尾崎会館						
20	1	ら022	二級野田川	野田川	岩屋川	桜谷	四辻	0.05	第四紀層	32,415	121	39								
21	1	ら023	二級野田川	野田川	岩屋川	林ヶ谷	四辻	0.07	第四紀層	17,655	74	24								
22	1	ら024	二級野田川	野田川	岩屋川	新宮	四辻	0.09	第四紀層	20,719	65	21		市場小学校	有					
23	1	ら025	二級野田川	野田川	岩屋川	カクワ	幾地	0.04	第四紀層	30,499	25	8		市場小学校	有					
24	1	ら026	二級野田川	野田川	岩屋川	御手洗川	幾地	0.03	第四紀層	30,215	87	28	市場保育所							
25	1	ら027	二級野田川	野田川	岩屋川	山王	幾地	0.03	第四紀層	30,582	84	27								
26	1	ら028	二級野田川	野田川	岩屋川	ソブ谷	幾地	0.02	花崗岩	9,827	87	28		山王下会館,さんさんパーク集会所						
27	1	ら029	二級野田川	野田川	岩屋川	平地川	幾地	0.27	花崗岩	8,047	16	5		幾池浄水所	有			有	有	
28	1	ら030	二級野田川	野田川	岩屋川	ココ谷	幾地	0.05	花崗岩	4,091	19	6			有					
29	1	ら031	二級野田川	野田川	岩屋川	天明寺	幾地	0.17	花崗岩	67,988	105	34								
30	1	ら033	二級野田川	野田川	岩屋川	広田	岩屋	0.15	花崗岩	38,771	136	44								
31	1	ら035	二級野田川	野田川	岩屋川	堤谷	岩屋	0.26	花崗岩	42,203	74	24		岩屋小学校、岩屋地区公民館						
32	1	ら036	二級野田川	野田川	岩屋川	林谷	岩屋	0.08	花崗岩	7,411	25	8								
33	1	ら037	二級野田川	野田川	岩屋川	宮谷川	岩屋	0.50	花崗岩	39,959	174	56		奥地会館老人クラブ				有	有	

番号	ランク	渓流番号	河川水系	水系	河川名	渓流名	所在地	流域概要		土石流危険区域								備考		
										土石流氾濫区域面積	保全対象				重複保全対象					
								流域面積	地質条件		人口	人家戸数	災害時要援護者施設	左記以外の公共施設等	土石流危険渓流	急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所	砂防施設	砂防指定地	土石流災害
34	1	ら038	二級野田川	野田川	岩屋川	和田ノ谷	岩屋	0.10	花崗岩	31,286	34	11			有					
35	1	ら039	二級野田川	野田川	岩屋川	赤池	岩屋	0.10	花崗岩	26,046	56	18			有					
36	1	ら040	二級野田川	野田川	岩屋川	カナベ	岩屋	0.13	花崗岩	37,047	56	18			有					
37	1	ら041	二級野田川	野田川	岩屋川	安掛	岩屋	0.20	花崗岩	39,270	16	5								
38	1	ら042	二級野田川	野田川	野田川	矢倉	三河内	0.09	花崗岩	30,808	105	34	カイロプロティック健康ライフ院							
39	1	ら044	二級野田川	野田川	野田川	小谷	河内	0.12	花崗岩	31,224	109	35	三河内幼稚園		有					
40	1	ら505	二級野田川	野田川	岩屋川	和田	岩屋	0.02		15,315	19	6								
41	1	新ら1001	二級野田川	野田川	香河川	林ヶ谷	石川	1.11		46,182	93	30								
42	1	新ら1002	二級野田川	野田川	岩屋川	ココ谷	幾地	0.09		29,710	93	30								
43	1	新ら1004	二級野田川	野田川	香河川	間居谷	石川	0.04		11,562	22	7			有					
44	1	新ら1005	二級野田川	野田川	香河川	岡ヶ城	石川	0.01		12,553	65	21		下地公民館	有					
45	1	新ら1006	二級野田川	野田川	香河川	桝方	石川	0.01		16,187	50	16								
46	1	新ら1008	二級野田川	野田川	岩屋川	藤ノ木	岩屋	0.02		19,873	37	12			有					
47	1	新ら1009	二級野田川	野田川	岩屋川	山内	岩屋	0.03		21,697	16	5			有					
48	1	新ら1010	二級野田川	野田川	野田川	梅谷	三河内	0.08		44,066	65	21								
49	1	新ら1014	二級野田川	野田川	野田川	小谷	三河内	0.03		31,957	109	35	三河内幼稚園		有					
50	2	ら010	二級野田川	野田川	奥山川	今谷上	石川	0.32	第四紀層	10,266	9	3			有					
51	2	ら011	二級野田川	野田川	奥山川	石戸	石川	0.39	第四紀層	11,318	9	3								
52	2	ら043	二級野田川	野田川	野田川	長尾谷川	三河内	0.05	花崗岩	7,127	3	1						有	有	
53	2	ら501	二級野田川	野田川	奥山川	フクラシバ	石川	0.1		18,906	12	4								
54	2	ら506	二級野田川	野田川	岩屋川	塚原	岩屋	0.13		13,238	3	1								
55	2	ら507	二級野田川	野田川	岩屋川	鯖谷	岩屋	0.17		8,825	3	1			有					

番号	ランク	渓流番号	河川	水系	河川名	渓流名	所在地	流域概要		土石流危険区域								備考		
										土石流氾濫区域面積	保全対象				重複保全対象					
							字名	流域面積	地質条件		人口	人家戸数	災害時要援護者施設	左記以外の公共施設等	土石流危険渓流	急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所	砂防施設	砂防指定地	土石流災害
56	2	ら508	二級野田川	野田川	岩屋川	小原	岩屋	0.06		10,547	9	3			有					
57	2	新ら1003	二級野田川	野田川	香河川	物部谷	石川	0.16		31,771	6	2			有					
58	2	新ら1007	二級野田川	野田川	岩屋川	下常	岩屋	1.24		6,830	3	1								
59	2	新ら1015	二級野田川	野田川	香河川	浪江川	大宮	1.09		78,624	6	2						有	有	
60	2	新ら2001	二級野田川	野田川	野田川	小森谷	下山田	0.03		10,864	6	2								
61	2	新ら2005	二級野田川	野田川	奥山川	休場	石川	0.06		15,651	6	2								
62	2	新ら2006	二級野田川	野田川	奥山川	シカンジ	石川	0.04		6,611	6	2								
63	2	新ら2009	二級野田川	野田川	奥山川	小ヤンダ	石川	0.11		25,653	12	4								
64	2	新ら2010	二級野田川	野田川	奥山川	ダケヤ	石川	0.02		8,063	3	1								
65	2	新ら2011	二級野田川	野田川	野田川	油田	石川	0.03		8,350	3	1								

（３）急傾斜地崩壊危険箇所（95 箇所）

【加悦地域】

番号	ランク	斜面区分	箇所名	所在地	危険箇所概要				保全対象				備考	
					延長	高さ	傾斜度	地盤の状況	人口	人家戸数	災害時要援護者施設	左記以外の公共施設等	施設の施工状況	急傾斜地崩壊危険区域
1	1	自然	有熊Ⅱ	加悦奥	120	40	30		19	6				
2	1	人工	福井Ⅰ	加悦	210	20	30	強風化岩	19	6		公民館	有	有
3	1	自然	本村Ⅰ	温江	130	40	30		16	5				
4	1	自然	本村Ⅱ	温江	150	40	30		19	6				
5	1	自然	虫本Ⅰ	温江	100	10	30		22	7				
6	1	自然	口滝Ⅱ	滝	220	25	30		28	9		神社、寺2		
7	1	自然	奥滝Ⅰ	滝	130	50	30		12	4		公民館		
8	1	自然	与謝	与謝	130	40	30		31	10				
9	1	人工	日晩寺Ⅰ	香河	210	30	30	強風化岩	40	13		集会所		
10	1	自然	香河Ⅱ	香河	140	50	30		19	6				
11	1	自然	庄ケ崎Ⅰ	明石	150	30	30		22	7	こどもの森保育園	公民館		
12	1	自然	算所	加悦	100	30	30	火山破屑物	93	30			有	有
13	2	自然	香河Ⅲ	香河	120	40	30		12	4				
14	2	自然	有熊ⅩⅠ	加悦奥	70	30	30		9	3				
15	2	自然	金屋Ⅱ	金屋	100	25	30		3	1				
16	2	自然	加悦Ⅰ	加悦	70	20	30		6	2				
17	2	自然	加悦Ⅲ	加悦	100	20	30		12	4				
18	2	自然	奥手	温江	70	20	30		12	4				
19	2	自然	湯ノ谷Ⅱ	温江	100	40	30		6	2				
20	2	自然	桜内	金屋	110	35	30		6	2				
21	2	自然	平林Ⅱ	滝	100	30	40		6	2				
22	2	自然	岡田(天神山)	滝	30	10	30	火山破屑物	3	1				
23	2	自然	奥滝Ⅳ	滝	80	30	30		6	2				
24	2	自然	東	滝	130	40	30	火山破屑物	3	1				
25	2	自然	中岡	滝	50	30	30	火山破屑物	6	2				
26	2	自然	口滝Ⅴ	滝	90	20	30		3	1				
27	2	自然	峠Ⅰ	与謝	60	30	30		6	2				
28	2	自然	庄ケ崎Ⅲ	明石	100	10	30		6	2				
29	2	自然	庄ケ崎Ⅴ	明石	80	10	30		12	4				
30	2	自然	加悦奥Ⅰ	加悦奥	140	40	30	火山破屑物	9	3				
31	2	自然	有熊ⅩⅥ	加悦奥	60	20	30		3	1				
32	2	自然	有熊ⅩⅦ	加悦奥	80	30	30		3	1				
33	2	自然	加悦奥Ⅳ	加悦奥	120	50	30		12	4				
34	2	自然	加悦奥Ⅴ	加悦奥	80	60	30		3	1				
35	2	自然	加悦奥Ⅵ	加悦奥	60	40	30		3	1				
36	2	自然	香河Ⅰ	香河	100	40	30	火山破屑物	12	4				

【岩滝地域】

番号	ランク	斜面区分	箇所名	所在地	危険箇所概要				保全対象				備考	
					延長	高さ	傾斜度	地盤の状況	人口	人家戸数	災害時要援護者施設	左記以外の公共施設等	施設の施工状況	急傾斜地崩壊危険区域
1	1	人工	男山東 Ⅱ	男山	200	46	36	強風化岩	3	1	京都府立与謝の海養護学校			
2	1	自然	男山 Ⅳ	男山	120	50	38		65	21			有	有
3	1	自然	男山 Ⅴ	男山	90	44	30		56	18		旭ヶ丘織物企業組合		
4	1	人工	東町 Ⅰ	岩滝	100	24	30	強風化岩	16	5		クアハウス岩滝		
5	1	自然	弓木 Ⅱ	弓木	400	30	37	火山破屑物	65	21		公民館	有	有
6	1	自然	弓木	弓木	600	30	30	火山破屑物	93	30			有	有
7	1	人工	石田 Ⅱ	弓木	300	40	37		31	10				
8	1	自然	藪後	岩滝	50	12	30		3	1		称名寺		
9	2	自然	男山 Ⅵ	男山	100	18	32		3	1				
10	2	自然	男山西 Ⅱ	男山	50	16	30		3	1				
11	2	自然	男山西 Ⅲ	男山	25	20	30		3	1				
12	2	自然	東町 Ⅱ	岩滝	45	26	35		9	3				
13	2	自然	東町 Ⅲ	岩滝	100	30	32		9	3				
14	2	自然	弓木 Ⅲ	弓木	110	34	35		3	1				
15	2	自然	石田 Ⅲ	弓木	100	40	30		6	2				
16	2	自然	石田 Ⅳ	弓木	75	30	50		12	4				
17	2	自然	立町 Ⅱ	岩滝	50	30	30		9	3				
18	3	自然	石田	石田	100	19	35	強風化岩	0	0				

【野田川地域】

番号	ランク	斜面区分	箇所名	所在地	危険箇所概要				保全対象				備考	
					延長	高さ	傾斜度	地盤の状況	人口	人家戸数	災害時要援護者施設	左記以外の公共施設等	施設の施工状況	急傾斜地崩壊危険区域
1	1	自然	下山田下Ⅰ	下山田	120	70	30		28	9				
2	1	自然	堂谷　Ⅰ	石川	110	36	35		16	5				
3	1	自然	石川下　Ⅰ	石川	90	38	40		0	0		寺		
4	1	自然	石川中	石川	70	54	35		9	3		寺	有	有
5	1	自然	石川上　Ⅰ	石川	150	32	30		19	6		寺		
6	1	自然	石川上　Ⅱ	石川	80	34	30		16	5		公民館	有	有
7	1	自然	石川上　Ⅲ	石川	70	24	30		31	10				
8	1	自然	石川上　Ⅳ	石川	150	50	32		56	18			有	有
9	1	自然	下山田上Ⅰ	下山田	60	40	30		25	8				
10	1	自然	館　Ⅰ	上山田	120	46	35		19	6		寺		
11	1	自然	水戸谷　Ⅱ	上山田	50	36	36		22	7				
12	1	自然	尾崎	上山田	75	26	30		3	1		中学校		
13	1	自然	幾地　Ⅱ	幾地	50	12	30		16	5				
14	1	自然	幾地　Ⅵ	幾地	125	50	35		143	46		会館		
15	1	自然	西林地　Ⅰ	岩屋	100	10	30		12	4		公民館		
16	1	自然	西林地　Ⅲ	岩屋	70	10	30		59	19				
17	1	人工	西林地　Ⅳ	岩屋	120	26	30	強風化岩	9	3		保育所		
18	1	自然	岩屋上　Ⅰ	岩屋	110	40	30		19	6		小学校		
19	1	自然	岩屋奥　Ⅱ	岩屋	60	22	35		16	5				
20	1	人工	岩屋上　Ⅱ	岩屋	120	10	40	強風化岩	16	5				
21	1	自然	梅谷　Ⅱ	三河内	150	30	30		40	13				
22	1	人工	三河内　Ⅰ	三河内	100	54	38	強風化岩	3	1		浄水場		
23	1	自然	上地	三河内	140	20	30	火山破屑物	43	14			有	有
24	1	自然	亀山　Ⅰ	石川	180	16	30		19	6			有	有
25	2	自然	中坪　Ⅱ	三河内	60	30	30		3	1				
26	2	自然	下山田下Ⅱ	下山田	80	34	32	火山破屑物	12	4				
27	2	自然	下山田	下山田	50	28	35		6	2				
28	2	自然	堂谷　Ⅱ	石川	80	36	42		9	3				
29	2	自然	堂谷　Ⅲ	石川	110	22	30	火山破屑物	9	3				
30	2	自然	川上　Ⅰ	石川	80	30	30		6	2				
31	2	自然	川上　Ⅱ	石川	50	30	30		3	1				
32	2	自然	川上　Ⅲ	石川	120	34	35		12	4				
33	2	自然	下山田上　Ⅱ	下山田	50	36	40		6	2				
34	2	自然	水戸谷　Ⅲ	上山田	100	72	35		6	2				
35	2	自然	幾地　Ⅶ	幾地	60	26	33		6	2				
36	2	自然	幾地　Ⅷ	幾地	60	26	30		6	2				
37	2	自然	幾地　Ⅸ	幾地	80	32	35		9	3				
38	2	自然	岩屋上　Ⅲ	岩屋	60	20	30		9	3				
39	2	自然	三河内　Ⅶ	三河内	60	16	30	火山破屑物	12	4				
40	2	自然	亀山　Ⅱ	石川	130	30	40		12	4			有	有
41	2	自然	亀山　Ⅲ	石川	70	14	30		6	2			有	有

（４）雪崩危険箇所（28 箇所）

地域名	番号	危険箇所名	大字小字等地名	危険箇所等の種類	地形									雪崩発生域の植生			樹木区分	過去の雪崩		既往最大積雪深	危険度ランク	人家戸数		危険箇所の種類							
					平均傾斜度（°）	最急傾斜度（°）	雪崩危険斜面内の標高差（m）	雪崩危険区域内の標高差（m）	雪崩危険斜面の上限点の標高（m）	見通し角（°）	雪崩危険斜面面積 (m²)	雪崩危険斜面延長（縦断方向） (m)	雪崩危険斜面延長（横断方向） (m)	低木林密度	中木林密度	高木林密度	常緑樹・落葉樹	全層雪崩の発生回数	表層雪崩の発生回数	(km)		人家戸数	収容可能戸数を含めた人家戸数	土石流危険渓流（Ⅰ）	土石流危険渓流（Ⅱ）	土石流危険渓流に準ずる渓流（Ⅲ）	急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）	急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）	急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面（Ⅲ）	雪崩危険箇所（林野庁）	山地災害危険地区（林野庁）
加悦	1	加悦奥	加悦奥	Ⅰ	32	32	50	50	120	22	7,600	150	120	2	3	1		0	0	185	C	6	6				1	1			
	2	二つ岩	二つ岩	Ⅰ	18	34	140	140	225	18	82,400	300	250	1	1	4	1	0	0	250	D	12	12	1			1	1			
	3	宇豆	宇豆貴	Ⅰ	27	34	146	146	257	22	52,000	350	250	2	2	3	1	0	0	250	D	15	15				1				
	4	滝	滝	Ⅰ	25	35	210	210	305	25	100,800	500	300	2	3	1	1	0	0	250	D	18	18	1			1				
	5	口滝	口滝	Ⅰ	23	23	42	42	102	18	9,600	100	200	4	1	1		0	0	250	C	5	5				1				
	6	塩江(1)	塩江	Ⅰ	27	27	30	30	80	18	6,000	100	200	2	2	3		0	0	150	D	6	6				1				
	7	塩江(2)	塩江	Ⅰ	31	31	30	30	90	27	5,600	100	200	2	2	3		0	0	150	D	5	5				1				
	8	加悦	加悦	Ⅰ	21	21	45	45	75	22	8,000	160	160	1	4	1		0	0	150	D	9	9								
	9	算所	算所	Ⅰ	22	22	20	20	60	18	8,400	100	150	1	1	4		0	0	150	D	9	9								
	10	香河	香河	Ⅰ	22	34	100	100	280	18	37,600	200	250	2	2	3		0	0	215	D	18	18				1	1			
岩滝	1	石田(1)	石田	Ⅰ	34	34	40	40	60	22	11,200	80	180	1	4	1	1	0	0	128	C	7	7				1				
	2	石田(2)	石田	Ⅰ	28	40	110	110	160	22	14,000	300	150	2	2	3	1	0	0	128	D	14	14					1			
	3	弓木(1)	弓木	Ⅰ	27	45	130	130	150	19	28,400	600	400	1	1	4	1	0	0	128	D	60	60	1							
	4	弓木(2)	弓木	Ⅰ	34	34	40	40	60	22	4,800	150	150	2	3	1		0	0	128	C	9	9					1			
	5	弓木(3)	弓木	Ⅰ	34	45	30	30	40	18	5,200	50	250	1	4	1		0	0	128	C	25	25				1				
	6	岩滝	岩滝	Ⅰ	31	31	30	30	40	18	5,600	80	200	2	2	3		0	0	128	D	12	12				1				
	7	男山(1)	男山	Ⅰ	23	23	60	60	70	18	10,000	60	70	2	3	1		0	0	128	D	21	21			1	1				
	8	男山(2)	男山	Ⅰ	31	37	60	70	80	22	6,400	70	60	1	4	1		0	0	128	C	5	5				1				
	9	男山(3)	男山	Ⅰ	53	53	40	40	50	43	5,200	100	200	2	3	1		0	0	128	B	5	5				1				
	10	男山(4)	男山	Ⅰ	45	45	50	50	60	22	12,800	150	250	2	2	3	1	0	0	128	D	30	30				1				
	11	男山(5)	男山	Ⅰ	24	24	40	40	70	22	12,400	150	200	1	4	1	1	0	0	128	D	0	0				1				
野田川	1	幾地(1)	幾地	Ⅰ	34	34	60	60	100	30	10,000	120	190	1	4	1		0	0	185	C	11	11				1				
	2	幾地(2)	幾地	Ⅰ	25	45	70	70	100	18	16,400	200	170	1	4	1		0	0	185	D	9	9				1				
	3	上山田(1)	上山田	Ⅰ	34	34	40	40	60	26	4,400	100	150	1	4	1		0	0	185	C	9	9				1				
	4	上山田(2)	上山田	Ⅰ	25	31	70	70	90	28	4,400	150	150	1	4	1		0	0	185	D	5	5					1			
	5	石川(1)	石川	Ⅰ	36	36	50	50	60	27	8,800	90	200	1	4	1		0	0	128	C	10	10				1				
	6	石川(2)	石川	Ⅰ	30	45	100	100	120	27	32,800	150	150	2	3	1		0	0	128	C	32	32				1				
	7	石川(3)	石川	Ⅰ	24	31	45	45	55	27	7,200	100	100	2	3	1		0	0	128	D	10	10				1				

（５）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

１．土砂災害警戒区域指定

ア　土石流

【温江地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	や 021	ヲサ	土石流	① ② ③ ④	温江地区公民館、かや山の家
2	や 022	谷垣	土石流	① ② ③ ④	
3	や 023	久の木	土石流	① ② ③ ④	
4	や 023-2	温江１	土石流	① ② ③ ④	
5	や 024	奥手	土石流	① ② ③ ④	
6	や 025	百合	土石流	① ② ③ ④	
7	や 026	粟谷	土石流	① ② ③ ④	
8	や 027	粟山	土石流	① ② ③ ④	
9	や 028	温江川	土石流	① ② ③ ④	
10	や 029	中村	土石流	① ② ③ ④	
11	や 029-2	温江２	土石流	① ② ③ ④	
12	新や 1017	木村上北谷	土石流	① ② ③ ④	
13	新や 1017-2	温江３	土石流	① ② ③ ④	
14	新や 1017-3	温江４	土石流	① ② ③ ④	
15	新や 1022	福寿寺谷	土石流	① ② ③ ④	
16	新や 1025	奥手東谷	土石流	① ② ③ ④	
17	新や 2007	ヲサ北谷	土石流	① ② ③ ④	
18	新や 2033	大虫谷	土石流	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【明石地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	新や 1001	庄ヶ崎北谷	土石流	① ② ③ ④	明石地区公民館
2	新や 1002	庄ヶ崎川	土石流	① ② ③ ④	
3	新や 1003	須代谷	土石流	① ② ③ ④	
4	新や 1003-2	明石１	土石流	① ② ③ ④	
5	新や 1003-3	明石２	土石流	① ② ③ ④	
6	新や 1015	大師山谷	土石流	① ② ③ ④	
7	新や 1015-2	明石３	土石流	① ② ③ ④	
8	新や 2003	愛宕東谷	土石流	① ② ③ ④	
9	新や 2006	滝谷西谷	土石流	① ② ③ ④	
10	新や 2006-2	明石４	土石流	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【香河地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	や 001	副地	土石流	① ② ③ ④	香河地区公民館
2	や 001-2	日晩寺	土石流	① ② ③ ④	
3	や 002	日晩寺川	土石流	① ② ③ ④	
4	や 003	ダケ	土石流	① ② ③ ④	
5	や 004	西谷	土石流	① ② ③ ④	
6	や 005	大谷	土石流	① ② ③ ④	
7	や 005-2	香河	土石流	① ② ③ ④	
8	新や 1012	向茂谷	土石流	① ② ③ ④	
9	新や 1016	香河北谷	土石流	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【与謝地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	や 044	下ノ谷	土石流	① ② ③ ④	与謝地区公民館、与謝小学校（体育館）、若者センター、農村女性の家
2	や 046	二ツ岩中ノ谷	土石流	① ② ③ ④	
3	や 047	ダンギョウ	土石流	① ② ③ ④	
4	や 048	美能子川	土石流	① ② ③ ④	
5	や 049	山河川	土石流	① ② ③ ④	
6	や 050	カマガ谷	土石流	① ② ③ ④	
7	や 051	中里谷	土石流	① ② ③ ④	
8	や 052	寺の奥川	土石流	① ② ③ ④	
9	や 052-2	与謝１	土石流	① ② ③ ④	
10	や 054	堂ドガ谷	土石流	① ② ③ ④	
11	や 055	与謝川	土石流	① ② ③ ④	
12	や 055-2	与謝２	土石流	① ② ③ ④	
13	や 056	岩バナ	土石流	① ② ③ ④	
14	や 057	家の奥川	土石流	① ② ③ ④	
15	や 058	堂の谷	土石流	① ② ③ ④	
16	や 058-2	与謝３	土石流	① ② ③ ④	
17	や 059	ウマノセ谷	土石流	① ② ③ ④	
18	や 509	キタ	土石流	① ② ③ ④	
19	や 510	リョウコ谷	土石流	① ② ③ ④	
20	新や 1036	宇豆貴川	土石流	① ② ③ ④	
21	新や 1037	中里西谷	土石流	① ② ③ ④	
22	新や 1038	リョウコ北谷	土石流	① ② ③ ④	
23	新や 1040	山河下東谷	土石流	① ② ③ ④	
24	新や 1041	家の奥南谷	土石流	① ② ③ ④	
25	新や 2032	大場下北谷	土石流	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【岩屋地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	ら 031	天明寺	土石流	① ② ③ ④	岩屋小学校（体育館）、岩屋地区公民館、上地会館、奥地会館、下地会館、西林地会館
2	ら 033	広田１	土石流	① ② ③ ④	
3	ら 3001	広田２	土石流	① ② ③ ④	
4	ら 035	堤谷	土石流	① ② ③ ④	
5	ら 036	林谷	土石流	① ② ③ ④	
6	ら 3002	岩屋１	土石流	① ② ③ ④	
7	ら 3003	岩屋２	土石流	① ② ③ ④	
8	ら 3004	岩屋３	土石流	① ② ③ ④	
9	ら 3005	岩屋４	土石流	① ② ③ ④	
10	ら 037	宮谷川	土石流	① ② ③ ④	
11	ら 037－2	小宮谷川	土石流	① ② ③ ④	
12	ら 3006	和田２	土石流	① ② ③ ④	
13	ら 038	和田ノ谷	土石流	① ② ③ ④	
14	ら 039	赤池	土石流	① ② ③ ④	
15	ら 040	カナベ	土石流	① ② ③ ④	
16	ら 041	安掛	土石流	① ② ③ ④	
17	ら 505	和田１	土石流	① ② ③ ④	
18	ら 507	鯖谷	土石流	① ② ③ ④	
19	新ら 1007	下常１	土石流	① ② ③ ④	
20	ら 3007	岩屋川	土石流	① ② ③ ④	
21	ら 3008	下常２	土石流	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【金屋地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	や 031	正導寺	土石流	① ② ③ ④	金屋地区公民館、与謝小学校（体育館）、若者センター、農村女性の家
2	新や 1024	国守谷	土石流	① ② ③ ④	
3	や 032	城山	土石流	① ② ③ ④	
4	や 033	宮ヶ谷	土石流	① ② ③ ④	
5	新や 1027	長宮谷	土石流	① ② ③ ④	
6	新や 1027-2	金屋１	土石流	① ② ③ ④	
7	新や 1027-3	金屋２	土石流	① ② ③ ④	
8	新や 2015	上司谷川	土石流	① ② ③ ④	
9	新や 2016	桜内東下川	土石流	① ② ③ ④	
10	新や 2018	桜内東谷	土石流	① ② ③ ④	
11	新や 1032	桜内東上谷	土石流	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【滝地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	や 038	畑中奥の谷	土石流	① ② ③ ④	滝地区公民館、与謝小学校（体育館）、若者センター、農村女性の家
2	新や 1031	施薬寺谷	土石流	① ② ③ ④	
3	や 035	只山	土石流	① ② ③ ④	
4	新や 1034	只山西谷	土石流	① ② ③ ④	
5	や 036	只山川	土石流	① ② ③ ④	
6	や 040	オホサカ谷１	土石流	① ② ③ ④	
7	や 040-2	オホサカ谷２	土石流	① ② ③ ④	
8	や 041	谷ノ奥谷	土石流	① ② ③ ④	
9	や 042	上ノ奥谷	土石流	① ② ③ ④	
10	や 043	下ノ段１	土石流	① ② ③ ④	
11	や 043-2	下ノ段２	土石流	① ② ③ ④	
12	新や 2019	奥滝北五谷	土石流	① ② ③ ④	
13	新や 2021	奥滝北三谷	土石流	① ② ③ ④	
14	新や 1026	鎌倉川	土石流	① ② ③ ④	
15	新や 2014	奥滝北二谷	土石流	① ② ③ ④	
16	新や 2020	奥滝上川	土石流	① ② ③ ④	
17	新や 1035	鹿の熊川	土石流	① ② ③ ④	
18	新や 2025	奥滝南上谷１	土石流	① ② ③ ④	
19	新や 2025-2	奥滝南上谷２	土石流	① ② ③ ④	
20	新や 2028-2	深山川	土石流	① ② ③ ④	
21	新や 2028	筒子西二谷	土石流	① ② ③ ④	
22	新や 2029	筒子西一谷	土石流	① ② ③ ④	
23	や 039	筒手川１	土石流	① ② ③ ④	
24	や 039-2	筒手川２	土石流	① ② ③ ④	
25	新や 2027-2	奥滝	土石流	① ② ③ ④	
26	や 508	桜内川	土石流	① ② ③ ④	
27	新や 1033	平林西川	土石流	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【下山田地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	新ら 2001	下山田	土石流	① ② ③ ④	山田小学校（体育館）、コミュニティ消防センター(第３分団消防車庫詰所)、下山田ふれあいハウス、野田川駅舎、下山田地区公民館、下地会館
2	ら 001	下山田森谷	土石流	① ② ③ ④	
3	ら 004	下山田サコ谷	土石流	① ② ③ ④	
4	ら 005	下山田間居谷	土石流	① ② ③ ④	
5	ら 013	下山田坊ケ谷上	土石流	① ② ③ ④	
6	ら 014	下山田中谷川	土石流	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【上山田地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
7	ら 015	上山田ヲーカイ	土石流	① ② ③ ④	江陽中学校（体育館）、山田小学校（体育館）、尾崎会館、上山田地区公民館、水戸谷会館、コミュニティ消防センター（第３分団消防車庫詰所）
8	ら 017	上山田打野	土石流	① ② ③ ④	
9	ら 016	上山田サイ谷	土石流	① ② ③ ④	
10	ら 019	上山田ヤクシ	土石流	① ② ③ ④	
11	ら 020	上山田四ツ谷	土石流	① ② ③ ④	
12	ら 021	上山田穴石	土石流	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【四辻地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
13	ら 022	四辻桜谷	土石流	① ② ③ ④	市場小学校（体育館）、野田川わーくぱる、中央公民館、野田川体育館、江陽中学校（体育館）、四辻地区公民館、宝泉寺
14	ら 023	四辻林ケ谷	土石流	① ② ③ ④	
15	ら 024	四辻新宮	土石流	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【幾地地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
17	ら 026	幾地城山	土石流	① ② ③ ④	市場小学校（体育館）、野田川こども園、幾地地区公民館、幾地さんさんパーク集会所、養源院
18	ら 027	幾地山王	土石流	① ② ③ ④	
19	ら 029	幾地平地川	土石流	① ② ③ ④	
20	ら 030	幾地ココ谷	土石流	① ② ③ ④	
21	ら 028	幾地ソブ谷	土石流	① ② ③ ④	
22	新ら 1002	幾地	土石流	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【三河内地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
23	新ら 1010	三河内梅谷	土石流	① ② ③ ④	三河内小学校（体育館）、加悦谷高等学校（体育館）、上地会館、出雲大社巌分祠、三河内幼稚園、梅谷会館、下地会館、野田川ユースセンター、倭文神社
24	ら 042	三河内矢倉	土石流	① ② ③ ④	
25	新ら 1014	三河内小谷１	土石流	① ② ③ ④	
26	ら 044	三河内小谷２	土石流	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【石川地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	ら 002	多田谷東側	土石流	① ② ③ ④	石川小学校（体育館）、石川保育所、堂谷公民館、下地公民館、石川農業構造改善センター、上地公民館、高津会館、川上公民館、大宮神社、大宮会館、亀山公民館
2	ら 003	庄谷	土石流	① ② ③ ④	
3	新ら 2011	油田１	土石流	① ② ③ ④	
4	新ら 2011-2	油田２	土石流	① ② ③ ④	
5	新ら 1003	物部谷１	土石流	① ② ③ ④	
6	新ら 1003-3	物部谷３	土石流	① ② ③ ④	
7	新ら 1003-2	物部谷２	土石流	① ② ③ ④	
8	新ら 1004	間居谷	土石流	① ② ③ ④	
9	ら 006	姫路谷	土石流	① ② ③ ④	
10	ら 007	今谷下	土石流	① ② ③ ④	
11	新ら 1005	岡ヶ城	土石流	① ② ③ ④	
12	新ら 1006	桝方	土石流	① ② ③ ④	
13	新ら 1001	林ヶ谷	土石流	① ② ③ ④	
14	新ら 2006	ジカンジ	土石流	① ② ③ ④	
15	新ら 2005	休場	土石流	① ② ③ ④	

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
16	ら 501	フクラシバ	土石流	① ② ③ ④	
17	ら 008	東高浪	土石流	① ② ③ ④	
18	ら 011	石戸	土石流	① ② ③ ④	
19	ら 012	西谷	土石流	① ② ③ ④	
20	ら 010	今谷上	土石流	① ② ③ ④	
21	ら 009	入鹿伏	土石流	① ② ③ ④	
22	新ら 2009	小ヤンダ１	土石流	① ② ③ ④	
23	新ら 2009-2	小ヤンダ２	土石流	① ② ③ ④	
24	新ら 2010	ダケヤ	土石流	① ② ③ ④	
25	新ら 1015	浪江川	土石流	① ② ③ ④	
26	ら 018-2	ヒガシ１	土石流	① ② ③ ④	
27	ら 018	ヒガシ２	土石流	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

イ　急傾斜地崩壊

【温江地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	や 1011	本村Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	温江地区公民館、かや山の家
2	や 1011-2	本村Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
3	や 1012	本村Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
4	や 1012-2	本村Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
5	や 1013	虫本Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
6	や 1013-2	虫本Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
7	や 2007	谷垣Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
8	や 2007-2	谷垣Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
9	や 2007-3	谷垣Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
10	や 2007-4	谷垣Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
11	や 2009	谷垣Ｅ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
12	や 2011	奥手Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
13	や 2011-2	奥手Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
14	や 2013	湯ノ谷Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
15	や 2013-2	湯ノ谷Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【明石地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	や 2031	庄ヶ崎Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	明石地区公民館
2	や 1031	庄ヶ崎Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
3	や 2031-2	庄ヶ崎Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
4	や 2033	明石Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
5	や 2033-2	明石Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
6	や 2033-3	明石Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
7	や 2033-4	明石Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
8	や 2033-5	明石Ｅ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
9	や 2033-6	明石Ｆ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
10	や 2033-7	明石Ｇ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
11	や 2033-8	明石Ｈ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
12	や 2033-9	明石Ｉ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
13	や 2033-10	明石Ｊ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
14	や 2033-11	明石Ｋ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
15	や 2033-12	明石Ｌ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【香河地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	や 1027	日晩寺Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	香河地区公民館
2	や 1027-2	日晩寺Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
3	や 1027-3	日晩寺Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
4	や 1027-4	日晩寺Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
5	や 1027-5	日晩寺Ｅ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
6	や 1027-6	日晩寺Ｆ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
7	や 1030	香河Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
8	や 1030-2	香河Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
9	や 1030-3	香河Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
10	や 2001	香河Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【与謝地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	や 1023	二ツ岩Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	与謝地区公民館、与謝小学校（体育館）、若者センター、農村女性の家
2	や 1023-2	二ツ岩Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
3	や 1023-3	二ツ岩Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
4	や 1023-4	二ツ岩Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
5	や 1023-5	二ツ岩Ｅ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
6	や 1023-6	中里Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
7	や 1023-7	中里Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
8	や 1023-8	中里Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
9	や 1023-9	宇豆貴Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
10	や 1023-10	宇豆貴Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
11	や 2024	口滝Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
12	や 2028	峠Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
13	や 2028-2	段ノ坂	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
14	や 2028-3	峠Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
15	や 2028-4	山河Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
16	や 2028-5	山河Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【岩屋地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	ら 1025	西林地Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	岩屋小学校（体育館）、岩屋地区公民館、上地会館、奥地会館、下地会館、西林地会館
2	ら 1029	西林地Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
3	ら 2101	西林地Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
4	ら 1032	岩屋奥Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
5	ら 2102	岩屋奥Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
6	ら 1034	岩屋上Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
7	ら 2103	岩屋上Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
8	ら 2104	岩屋上Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
9	ら 2105	岩屋上Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
10	ら 2106	岩屋上Ｅ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
11	ら 2016	岩屋上Ｆ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
12	ら 2107	岩屋上Ｇ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
13	ら 2108	岩屋西Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
14	ら 2109	岩屋西Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【金屋地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	や 2006	金屋Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	金屋地区公民館、与謝小学校(体育館)、若者センター、農村女性の家
2	や 2006-2	金屋Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
3	や 2006-3	金屋Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
4	や 2014	桜内	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
5	や 2014-2	金屋Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
6	や 2014-3	金屋Ｅ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
7	や 2014-4	金屋Ｆ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
8	や 2014-5	金屋Ｇ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
9	や 2014-6	金屋Ｈ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
10	や 2015	平林	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
11	や 2015-2	金屋Ｉ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
12	や 2015-3	金屋Ｊ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【滝地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	や 2017	岡田	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	滝地区公民館、与謝小学校（体育館）、若者センター、農村女性の家
2	や 2017-3	口滝Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
3	や 1018	口滝Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
4	や 1018-2	口滝Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
5	や 1018-3	口滝Ｅ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
6	や 2017-5	口滝Ｆ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
7	や 2017-7	口滝Ｈ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
8	や 1020	奥滝Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
9	や 1020-2	奥滝Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
10	や 1020-3	奥滝Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
11	や 1020-4	奥滝Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
12	や 1020-5	奥滝Ｅ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
13	や 1020-6	奥滝Ｆ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
14	や 1020-7	奥滝Ｇ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
15	や 1020-8	奥滝Ｈ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
16	や 2023	中岡	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
17	や 2023-2	奥滝Ｉ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
18	や 2023-3	奥滝Ｊ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
19	や 2023-4	奥滝Ｋ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
20	や 2023-5	奥滝Ｌ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
21	や 2023-6	奥滝Ｍ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
22	や 2023-7	奥滝Ｎ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
23	や 2018	奥滝Ｏ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
24	や 2018-4	奥滝Ｐ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【下山田地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	ら 2002	下山田・石田	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	山田小学校（体育館）、コミュニティ消防センター(第３分団消防車庫詰所)、下山田ふれあいハウス、野田川駅舎、下山田地区公民館、下地会館
2	ら 2001	下山田	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
3	ら 1010	下山田下	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【上山田地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
4	ら 1011	上山田館	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	江陽中学校（体育館）、山田小学校（体育館）、尾崎会館、上山田地区公民館、水戸谷会館、コミュニティ消防センター（第３分団消防車庫詰所）
5	ら 2012	上山田	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
6	ら 1013	上山田水戸谷	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
7	ら 1016	上山田尾崎	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【幾地地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
8	ら 1020	幾地Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	市場小学校（体育館）、市場保育所、幾地地区公民館、幾地さんさんパーク集会所、養源院
9	ら 2014	幾地Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
10	ら 1024	幾地Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
11	ら 2015	幾地Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
12	ら 1039	三河内梅谷	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
13	ら 1041	三河内Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
14	ら 1043	三河内中坪	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
15	ら 2019	三河内Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
16	ら 1044	三河内	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【三河内地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
12	ら 1039	三河内梅谷	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	三河内小学校（体育館）、加悦谷高等学校（体育館）、上地会館、出雲大社巌分祠、三河内幼稚園、梅谷会館、下地会館、野田川ユースセンター、倭文神社
13	ら 1041	三河内Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
14	ら 1043	三河内中坪	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
15	ら 2019	三河内Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
16	ら 1044	三河内	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【石川地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	ら 2003	堂谷Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	石川小学校（体育館）、石川保育所、堂谷公民館、下地公民館、石川農業構造改善センター、上地公民館、高津会館、川上公民館、大宮神社、大宮会館、亀山公民館
2	ら 1002	堂谷Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
3	ら 2004	堂谷Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
4	ら 2004-2	堂谷Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
5	ら 1003-2	石川下	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
6	ら 1003	石川Ⅲ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
7	ら 1004	石川	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
8	ら 1005	石川上Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
9	ら 1006	石川Ⅱ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
10	ら 1007	石川上Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
11	ら 1008	上地	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
12	ら 2006	川上Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
13	ら 2007	川上Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
14	ら 2008	川上Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
15	ら 2023	川上Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
16	ら 2022	川上Ｅ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
17	ら 2020	亀山	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
18	ら 1049	亀山Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

２．土砂災害特別警戒区域指定

ア　土石流

【温江地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	や 023-2	温江１	土石流	① ② ③ ④	温江地区公民館、かや山の家
2	や 024	奥手	土石流	① ② ③ ④	
3	や 025	百合	土石流	① ② ③ ④	
4	や 026	粟谷	土石流	① ② ③ ④	
5	や 027	粟山	土石流	① ② ③ ④	
6	や 029-2	温江２	土石流	① ② ③ ④	
7	新や 1017	木村上北谷	土石流	① ② ③ ④	
8	新や 1017-2	温江３	土石流	① ② ③ ④	
9	新や 1017-3	温江４	土石流	① ② ③ ④	
10	新や 1022	福寿寺谷	土石流	① ② ③ ④	
11	新や 2007	ヲサ北谷	土石流	① ② ③ ④	
12	新や 2033	大虫谷	土石流	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【明石地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	新や 1001	庄ヶ崎北谷	土石流	① ② ③ ④	明石地区公民館
2	新や 1002	庄ヶ崎川	土石流	① ② ③ ④	
3	新や 1003	須代谷	土石流	① ② ③ ④	
4	新や 1003-2	明石１	土石流	① ② ③ ④	
5	新や 1003-3	明石２	土石流	① ② ③ ④	
6	新や 1015	大師山谷	土石流	① ② ③ ④	
7	新や 1015-2	明石３	土石流	① ② ③ ④	
8	新や 2003	愛宕東谷	土石流	① ② ③ ④	
9	新や 2006	滝谷西谷	土石流	① ② ③ ④	
10	新や 2006-2	明石４	土石流	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【香河地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	や 001	副地	土石流	① ② ③ ④	香河地区公民館
2	や 001-2	日晩寺	土石流	① ② ③ ④	
3	や 002	日晩寺川	土石流	① ② ③ ④	
4	や 003	ダケ	土石流	① ② ③ ④	
5	や 004	西谷	土石流	① ② ③ ④	
6	や 005	大谷	土石流	① ② ③ ④	
7	新や 1012	向茂谷	土石流	① ② ③ ④	
8	新や 1016	香河北谷	土石流	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【与謝地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	や 046	二ツ岩中ノ谷	土石流	① ② ③ ④	与謝地区公民館、与謝小学校（体育館）、若者センター、農村女性の家
2	や 047	ダンギョウ	土石流	① ② ③ ④	
3	や 048	美能子川	土石流	① ② ③ ④	
4	や 049	山河川	土石流	① ② ③ ④	
5	や 050	カマガ谷	土石流	① ② ③ ④	
6	や 051	中里谷	土石流	① ② ③ ④	
7	や 052	寺の奥川	土石流	① ② ③ ④	
8	や 052-2	与謝１	土石流	① ② ③ ④	
9	や 054	堂ドガ谷	土石流	① ② ③ ④	
10	や 055	与謝川	土石流	① ② ③ ④	
11	や 055-2	与謝２	土石流	① ② ③ ④	

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
12	や 056	岩バナ	土石流	① ② ③ ④	
13	や 058	堂の谷	土石流	① ② ③ ④	
14	や 058-2	与謝３	土石流	① ② ③ ④	
15	や 059	ウマノセ谷	土石流	① ② ③ ④	
16	や 509	キタ	土石流	① ② ③ ④	
17	や 510	リョウコ谷	土石流	① ② ③ ④	
18	新や 1036	宇豆貴川	土石流	① ② ③ ④	
19	新や 1037	中里西谷	土石流	① ② ③ ④	
20	新や 1041	家の奥南谷	土石流	① ② ③ ④	
21	新や 2032	大場下北谷	土石流	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【岩屋地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	ら 031	天明寺	土石流	① ② ③ ④	岩屋小学校（体育館）、岩屋地区公民館、上地会館、奥地会館、下地会館、西林地会館
2	ら 033	広田１	土石流	① ② ③ ④	
3	ら 3001	広田２	土石流	① ② ③ ④	
4	ら 035	堤谷	土石流	① ② ③ ④	
5	ら 3002	岩屋１	土石流	① ② ③ ④	
6	ら 3003	岩屋２	土石流	① ② ③ ④	
7	ら 3005	岩屋４	土石流	① ② ③ ④	
8	ら 3006	和田２	土石流	① ② ③ ④	
9	ら 038	和田ノ谷	土石流	① ② ③ ④	
10	ら 039	赤池	土石流	① ② ③ ④	
11	ら 040	カナベ	土石流	① ② ③ ④	
12	ら 041	安掛	土石流	① ② ③ ④	
13	ら 505	和田１	土石流	① ② ③ ④	
14	ら 507	鯖谷	土石流	① ② ③ ④	
15	新ら 1007	下常１	土石流	① ② ③ ④	
16	ら 3008	下常２	土石流	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【金屋地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	や 031	正導寺	土石流	① ② ③ ④	金屋地区公民館、与謝小学校（体育館）、若者センター、農村女性の家
2	新や 1024	国守谷	土石流	① ② ③ ④	
3	や 033	宮ヶ谷	土石流	① ② ③ ④	
4	新や 1027	長宮谷	土石流	① ② ③ ④	
5	新や 1027-2	金屋１	土石流	① ② ③ ④	
6	新や 2016	桜内東下川	土石流	① ② ③ ④	
7	新や 2018	桜内東谷	土石流	① ② ③ ④	
8	新や 1032	桜内東上谷	土石流	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【滝地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	や 038	畑中奥の谷	土石流	① ② ③ ④	滝地区公民館、与謝小学校（体育館）、若者センター、農村女性の家
2	や 035	只山	土石流	① ② ③ ④	
3	や 036	只山川	土石流	① ② ③ ④	
4	や 040	オホサカ谷１	土石流	① ② ③ ④	
5	や 040-2	オホサカ谷２	土石流	① ② ③ ④	
6	や 041	谷ノ奥谷	土石流	① ② ③ ④	
7	や 042	上ノ奥谷	土石流	① ② ③ ④	
8	や 043	下ノ段１	土石流	① ② ③ ④	
9	や 043-2	下ノ段２	土石流	① ② ③ ④	
10	新や 2019	奥滝北五谷	土石流	① ② ③ ④	
11	新や 1026	鎌倉川	土石流	① ② ③ ④	
12	新や 2014	奥滝北二谷	土石流	① ② ③ ④	

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
13	新や 2020	奥滝上川	土石流	① ② ③ ④	
14	新や 1035	鹿の熊川	土石流	① ② ③ ④	
15	新や 2025	奥滝南上谷１	土石流	① ② ③ ④	
16	新や 2028-2	深山川	土石流	① ② ③ ④	
17	新や 2028	筒子西二谷	土石流	① ② ③ ④	
18	新や 2029	筒子西一谷	土石流	① ② ③ ④	
19	や 039	筒手川１	土石流	① ② ③ ④	
20	や 039-2	筒手川２	土石流	① ② ③ ④	
21	新や 2027-2	奥滝	土石流	① ② ③ ④	
22	や 508	桜内川	土石流	① ② ③ ④	
23	新や 1033	平林西川	土石流	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【下山田地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	ら 004	下山田サコ谷	土石流	① ② ③ ④	山田小学校（体育館）、コミュニティ消防センター（第３分団消防車庫詰所）、下山田ふれあいハウス、野田川駅舎、下山田地区公民館、下地会館
2	ら 005	下山田間居谷	土石流	① ② ③ ④	
3	ら 013	下山田坊ケ谷上	土石流	① ② ③ ④	
4	ら 014	下山田中谷川	土石流	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【上山田地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
5	ら 015	上山田ヲーカイ	土石流	① ② ③ ④	江陽中学校（体育館）、山田小学校（体育館）、尾崎会館、上山田地区公民館、水戸谷会館、コミュニティ消防センター(第３分団消防車庫詰所)
6	ら 019	上山田ヤクシ	土石流	① ② ③ ④	
7	ら 020	上山田四ツ谷	土石流	① ② ③ ④	
8	ら 021	上山田穴石	土石流	① ② ③ ④	
9	ら 022	四辻桜谷	土石流	① ② ③ ④	
10	ら 023	四辻林ケ谷	土石流	① ② ③ ④	
11	ら 024	四辻新宮	土石流	① ② ③ ④	
12	ら 026	幾地城山	土石流	① ② ③ ④	
13	ら 029	幾地平地川	土石流	① ② ③ ④	
14	ら 030	幾地ココ谷	土石流	① ② ③ ④	
15	ら 028	幾地ソブ谷	土石流	① ② ③ ④	
16	新ら 1002	幾地	土石流	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【四辻地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
9	ら 022	四辻桜谷	土石流	① ② ③ ④	市場小学校（体育館）、野田川わーくぱる、中央公民館、野田川体育館、江陽中学校（体育館）、四辻地区公民館、宝泉寺
10	ら 023	四辻林ケ谷	土石流		
11	ら 024	四辻新宮	土石流		

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【幾地地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
12	ら 026	幾地城山	土石流	① ② ③ ④	市場小学校（体育館）、野田川こども園、幾地地区公民館、幾地さんさんパーク集会所、養源院
13	ら 029	幾地平地川	土石流		
14	ら 030	幾地ココ谷	土石流		
15	ら 028	幾地ソブ谷	土石流		
16	新ら 1002	幾地	土石流		

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【石川地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	ら 002	多田谷東側	土石流	① ② ③ ④	石川小学校（体育館）、石川保育所、堂谷公民館、下地公民館、石川農業構造改善センター、上地公民館、高津会館、川上公民館、大宮神社、大宮会館、亀山公民館
2	ら 003	庄谷	土石流	① ② ③ ④	
3	新ら 2011-2	油田２	土石流	① ② ③ ④	
4	新ら 1003	物部谷１	土石流	① ② ③ ④	
5	ら 006	姫路谷	土石流	① ② ③ ④	
6	新ら 1001	林ヶ谷	土石流	① ② ③ ④	
7	ら 011	石戸	土石流	① ② ③ ④	
8	ら 010	今谷上	土石流	① ② ③ ④	
9	ら 009	入鹿伏	土石流	① ② ③ ④	
10	新ら 2009	小ヤンダ１	土石流	① ② ③ ④	
11	新ら 2009-2	小ヤンダ２	土石流	① ② ③ ④	
12	新ら 2010	ダケヤ	土石流	① ② ③ ④	
13	新ら 1015	浪江川	土石流	① ② ③ ④	
14	ら 018-2	ヒガシ１	土石流	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

イ　急傾斜地崩壊

【温江地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	や 1011	本村Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	温江地区公民館、かや山の家
2	や 1011-2	本村Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
3	や 1012	本村Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
4	や 1012-2	本村Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
5	や 1013	虫本Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
6	や 1013-2	虫本Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
7	や 2007	谷垣Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
8	や 2007-2	谷垣Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
9	や 2007-3	谷垣Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
10	や 2007-4	谷垣Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
11	や 2009	谷垣Ｅ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
12	や 2011	奥手Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
13	や 2011-2	奥手Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
14	や 2013	湯ノ谷Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
15	や 2013-2	湯ノ谷Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【明石地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	や 2031	庄ヶ崎Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	明石地区公民館
2	や 1031	庄ヶ崎Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
3	や 2031-2	庄ヶ崎Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
4	や 2033	明石Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
5	や 2033-2	明石Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
6	や 2033-3	明石Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
7	や 2033-4	明石Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
8	や 2033-5	明石Ｅ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
9	や 2033-6	明石Ｆ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
10	や 2033-7	明石Ｇ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
11	や 2033-8	明石Ｈ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
12	や 2033-9	明石Ｉ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
13	や 2033-10	明石Ｊ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
14	や 2033-11	明石Ｋ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
15	や 2033-12	明石Ｌ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【香河地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	や 1027	日晩寺Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	香河地区公民館
2	や 1027-2	日晩寺Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
3	や 1027-3	日晩寺Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
4	や 1027-4	日晩寺Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
5	や 1027-5	日晩寺Ｅ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
6	や 1027-6	日晩寺Ｆ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
7	や 1030	香河Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
8	や 1030-2	香河Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
9	や 1030-3	香河Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
10	や 2001	香河Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【与謝地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	や 1023	二ツ岩Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	与謝地区公民館、与謝小学校（体育館）、若者センター、農村女性の家
2	や 1023-2	二ツ岩Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
3	や 1023-3	二ツ岩Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
4	や 1023-4	二ツ岩Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
5	や 1023-5	二ツ岩Ｅ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
6	や 1023-6	中里Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
7	や 1023-7	中里Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
8	や 1023-8	中里Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
9	や 1023-9	宇豆貴Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
10	や 1023-10	宇豆貴Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
11	や 2024	口滝Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
12	や 2028	峠Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
13	や 2028-1	段ノ坂	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
14	や 2028-3	峠Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
15	や 2028-4	山河Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
16	や 2028-5	山河Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【岩屋地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	ら 1025	西林地Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	岩屋小学校（体育館）、岩屋地区公民館、上地会館、奥地会館、下地会館、西林地会館
2	ら 1029	西林地Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
3	ら 2101	西林地Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
4	ら 1032	岩屋奥Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
5	ら 2102	岩屋奥Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
6	ら 1034	岩屋上Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
7	ら 2103	岩屋上Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
8	ら 2104	岩屋上Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
9	ら 2105	岩屋上Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
10	ら 2106	岩屋上Ｅ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
11	ら 2016	岩屋上Ｆ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
12	ら 2107	岩屋上Ｇ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
13	ら 2108	岩屋西Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
14	ら 2109	岩屋西Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【金屋地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	や 2006	金屋Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	金屋地区公民館、与謝小学校（体育館）、若者センター、農村女性の家
2	や 2006-2	金屋Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
3	や 2006-3	金屋Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
4	や 2014	桜内	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
5	や 2014-2	金屋Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
6	や 2014-3	金屋Ｅ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
7	や 2014-4	金屋Ｆ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
8	や 2014-5	金屋Ｇ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
9	や 2014-6	金屋Ｈ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
10	や 2015	平林	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
11	や 2015-2	金屋Ｉ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
12	や 2015-3	金屋Ｊ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【滝地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	や 2017	岡田	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	滝地区公民館、与謝小学校（体育館）、若者センター、農村女性の家
2	や 2017-3	口滝Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
3	や 1018	口滝Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
4	や 1018-2	口滝Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
5	や 1018-3	口滝Ｅ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
6	や 2017-5	口滝Ｆ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
7	や 2017-7	口滝Ｈ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
8	や 1020	奥滝Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
9	や 1020-2	奥滝Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
10	や 1020-3	奥滝Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
11	や 1020-4	奥滝Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
12	や 1020-5	奥滝Ｅ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
13	や 1020-6	奥滝Ｆ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
14	や 1020-7	奥滝Ｇ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
15	や 1020-8	奥滝Ｈ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
16	や 2023	中岡	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
17	や 2023-2	奥滝Ｉ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
18	や 2023-3	奥滝Ｊ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
19	や 2023-4	奥滝Ｋ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
20	や 2023-5	奥滝Ｌ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
21	や 2023-6	奥滝Ｍ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
22	や 2023-7	奥滝Ｎ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
23	や 2018	奥滝Ｏ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
24	や 2018-4	奥滝Ｐ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【下山田地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	ら 2002	下山田・石田	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	山田小学校（体育館）、コミュニティ消防センター（第３分団消防車庫詰所）、下山田ふれあいハウス、野田川駅舎、下山田地区公民館、下地会館
2	ら 2001	下山田	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
3	ら 1010	下山田下	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
4	ら 1011	上山田館	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
5	ら 2012	上山田	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
6	ら 1013	上山田水戸谷	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
7	ら 1016	上山田尾崎	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
8	ら 1020	幾地Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
9	ら 2014	幾地Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
10	ら 1024	幾地Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
11	ら 2015	幾地Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
12	ら 1039	三河内梅谷	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
13	ら 1041	三河内Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
14	ら 1043	三河内中坪	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
15	ら 2019	三河内Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
16	ら 1044	三河内	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【上山田地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	ら 1011	上山田館	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	江陽中学校（体育館）、山田小学校（体育館）、尾崎会館、上山田地区公民館、水戸谷会館、コミュニティ消防センター(第３分団消防車庫詰所)
2	ら 2012	上山田	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
3	ら 1013	上山田水戸谷	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
4	ら 1016	上山田尾崎	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【幾地地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	ら 1020	幾地Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	市場小学校（体育館）、野田川こども園、幾地地区公民館、幾地さんさんパーク集会所、養源院
2	ら 2014	幾地Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
3	ら 1024	幾地Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
4	ら 2015	幾地Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
5	ら 1039	三河内梅谷	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
6	ら 1041	三河内Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
7	ら 1043	三河内中坪	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
8	ら 2019	三河内Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
9	ら 1044	三河内	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【三河内地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	ら 1039	三河内梅谷	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	三河内小学校（体育館）、加悦谷高等学校（体育館）、上地会館、出雲大社巌分祠、三河内幼稚園、梅谷会館、下地会館、野田川ユースセンター、倭文神社
2	ら 1041	三河内Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
3	ら 1043	三河内中坪	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
4	ら 2019	三河内Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
5	ら 1044	三河内	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

【石川地区】

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
1	ら 2003	石川地区	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	石川小学校（体育館）、石川保育所、堂谷公民館、下地公民館、石川農業構造改善センター、上地公民館、高津会館、川上公民館、大宮神社、大宮会館、亀山公民館
2	ら 1002	石川地区	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
3	ら 2004	石川地区	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
4	ら 2004-2	堂谷Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
5	ら 1003-2	石川下	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
6	ら 1003	石川Ⅲ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
7	ら 1004	石川	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
8	ら 1005	石川上Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
9	ら 1006	石川Ⅱ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
10	ら 1007	石川上Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
11	ら 1008	上地	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
12	ら 2006	川上Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
13	ら 2007	川上Ｂ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
14	ら 2008	川上Ｃ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
15	ら 2023	川上Ｄ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

No.	区域番号	区域名	自然災害	伝達方法	避難所
16	ら 2022	川上Ｅ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	
17	ら 1049	亀山Ａ	急傾斜地の崩壊	① ② ③ ④	

※伝達方法は①町デジタル防災行政無線、②ＦＭ告知端末、③広報車、④サイレンによる伝達

資料 2-4　指定等文化財一覧表　（令和４年１月１日現在）

（１）国指定文化財等

No.	種　別	名　　称	数量	時　代	指定日等	所在地	所有者	備　考
1	彫刻	木造女神坐像	2 躯	平安時代	昭和 25 年 8 月 29 日	男山	板列八幡神社	
2	工芸品	石燈籠	1 基	室町時代（南北朝期）	昭和 38 年 7 月 1 日	四辻	八幡神社	永和 4 年(1378)の銘。昭和 4 年 2 月 22 日国重要美術品指定
3	歴史資料	123 号機関車	1 基	明治 6 年（1873）	平成 17 年 6 月 9 日	加悦 SL 広場	宮津海陸運輸株式会社	附 機関車台帳 2 冊
4	考古資料	袈裟襷文銅鐸	1 個	弥生時代後期	昭和 28 年 11 月 14 日	京都国立博物館	梅林寺	昭和 9 年 7 月 31 日国重要美術品指定
5	考古資料	京都府大風呂南 1 号墓出土品	1 括	弥生時代後期	平成 13 年 6 月 22 日	江山文庫	与謝野町	弥生時代後期後半
6	史跡	蛭子山古墳	3 基	古墳時代前期	昭和 5 年 7 月 8 日	明石	与謝野町	古墳時代前期後半
7	史跡	作山古墳	5 基	古墳時代前半期	昭和 5 年 7 月 8 日	明石	与謝野町	古墳時代前期後半
8	史跡	白米山古墳	1 基	古墳時代前期	平成 14 年 3 月 19 日	後野	私有地ほか	古墳時代前期中頃
9	史跡	日吉ヶ丘・明石墳墓群	－	弥生時代中期～古墳時代前期	平成 17 年 7 月 14 日	明石・温江	与謝野町ほか	日吉ヶ丘墳墓群：弥生時代中期、明石墳墓群：後期末～古墳時代前期前半

（２）国選定文化財

（本制度は、昭和８年４月１日公布・施行、昭和 25 年８月 29 日廃止。法的根拠ないが、名称は使用して可とのこと。）

No.	種　別	名　　称	数量	時　代	登録日	所在地	所有者	備　考
1	伝統的建造物群保存地区	与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区	－	－	平成 17 年 12 月 27 日	加悦・後野	与謝野町ほか	選定面積約 12.0ha

（３）国重要美術品

No.	種　別	名　　称	数量	時　代	登録日	所在地	所有者	備　考
1	工芸品	石燈籠	1 基	鎌倉時代	昭和 13 年	加悦	天満神社	昭和 25 年 8 月 29 日制度廃止、京都府指定文化財（工芸品）
2	考古資料	銅鐸	1 個	弥生時代中期	昭和 8 年	京都国立博物館	国	昭和 25 年 8 月 29 日制度廃止

（４）京都府指定文化財

No.	種　別	名　　称	数量	時　代	指定日等	所在地	所有者	備　考
1	建造物	加悦町役場庁舎	1 棟	昭和 4 年	平成 9 年 3 月 14 日	加悦	与謝野町	附　棟札 1 枚、加悦町役場新築設計図 8 枚
2	建造物	尾藤家住宅	8 棟	江戸時代～昭和時代	平成 14 年 3 月 26 日	加悦	与謝野町	江戸時代末から
3	建造物	天満神社本殿	1 棟	江戸時代	平成 18 年 3 月 17 日	加悦	天満神社	附　棟札 5 枚、脇障子 2 枚　享保 18 年(1733)
4	絵画	方士求不死薬図六曲屏風	1 双	江戸時代中期	昭和 61 年 4 月 15 日	滝	施薬寺	与謝蕪村筆、宝暦 4～7 年（1754～57）
5	工芸品	石燈籠	1 基	鎌倉時代	平成 7 年 3 月 14 日	加悦	天満神社	
6	考古資料	人面付土器頭部片（温江遺跡出土）	1 点	弥生時代前期	平成 25 年 3 月 19 日	明石	与謝野町	
7	考古資料	舟形石棺　蛭子山 1 号墳出土	1 合	古墳時代前期	平成 31 年 3 月 29 日	明石	与謝野町	
8	史跡	後野円山古墳群	2 基	古墳時代中期	昭和 58 年 4 月 15 日	後野	私有地	指定面積 1485 ㎡
9	史跡	鴨谷東古墳	3 基	古墳時代中期	平成 5 年 4 月 9 日	温江	私有地	
10	史跡	滝岡田古墳	1 基	古墳時代後期	平成 21 年 3 月 24 日	滝	与謝野町	546 ㎡・円墳
11	史跡	地蔵山墳墓	－	平安時代末～江戸時代前期	平成 23 年 3 月 25 日	幾地	幾地区	
12	名勝	西光寺庭園	－	江戸時代	昭和 58 年 4 月 15 日	後野	西光寺（加悦地域）	指定面積 306 ㎡
13	名勝	常栖寺庭園	－	江戸時代	昭和 58 年 4 月 15 日	温江	常栖寺	指定面積 464 ㎡
14	天然記念物	滝のツバキ	1 本	－	平成元年 4 月 14 日	滝	滝区	指定面積 413 ㎡
15	天然記念物	神宮寺のコウヤマキ	1 本	－	昭和 61 年 4 月 15 日	石川	神宮寺	

（５）京都府登録文化財

№.	種　別	名　　称	数量	時　代	指定日等	所在地	所有者	備　考
1	建造物	木積神社本殿	1棟	江戸時代	平成 15 年 3 月 14 日	弓木	木積神社	
2	建造物	倭文神社本殿	1棟	江戸時代	平成 8 年 3 月 15 日	三河内	倭文神社	
3	無形民俗文化財	木積神社祭の神楽、太刀振、笹ばやし	－	－	平成 2 年 4 月 17 日	弓木	石田区・弓木区	
4	無形民俗文化財	三河内の曳山行事	－	江戸時代後期	昭和 62 年 4 月 15 日	三河内	三河内祭保存団体連合会	与謝野町指定文化財（無形民俗文化財）
5	無形民俗文化財	後野の屋台行事	－	江戸時代後期	昭和 62 年 4 月 15 日	後野	後野区祭礼屋台行事保存団体連合会	与謝野町指定文化財（無形民俗文化財）

（６）京都府暫定登録文化財

№.	種　別	名　　称	数量	時　代	指定日等	所在地	所有者	備　考
1	建造物	明境神社本殿	1棟	江戸時代	平成 31 年 2 月 1 日	下山田	明境神社	一間社流造、こけら葺
2	建造物	板列八幡神社本殿	1棟	江戸時代	平成 31 年 2 月 1 日	男山	板列八幡神社	桁行 3 間、梁行 2 間、神明造、銅板葺
3	建造物	板列八幡神社幣殿	1棟	江戸時代	平成 31 年 2 月 1 日	男山	板列八幡神社	桁行 1 間、梁行 1 間、一重、切妻造、妻入、銅板葺
4	建造物	常栖寺本堂	1棟	江戸時代	平成 31 年 2 月 1 日	温江	常栖寺	桁行 14.0m、梁行 10.9m、一重、入母屋造、背面下屋附属、桟瓦葺
5	建造物	常栖寺寶堂	1棟	江戸時代	平成 31 年 2 月 1 日	温江	常栖寺	土蔵造、桁行 4.5m、梁行 4.5m、宝形造、桟瓦葺
6	建造物	常栖寺庫裏	1棟	江戸時代	平成 31 年 2 月 1 日	温江	常栖寺	桁行 15.2m、梁行 7.9m、一重、入母屋造、西面及び北面下屋附属、桟瓦葺
7	建造物	常栖寺山門	1棟	江戸時代	平成 31 年 2 月 1 日	温江	常栖寺	一間一戸楼門、入母屋造、桟瓦葺
8	建造物	西禪寺本堂	1棟	江戸時代	令和 3 年 3 月 30 日	石川	西禪寺	
9	書跡・典籍	蕪村筆連句稿歌仙「はしたてや」	1巻	江戸時代	平成 30 年 3 月 23 日	―	個人	
10	古文書	加悦区有文書	4,502 点	江戸時代～昭和	平成 30 年 3 月 23 日	加悦	加悦区	
11	歴史資料	俳額「奉納四季発句合」	1面	江戸時代	平成 30 年 3 月 23 日	温江	寿福堂	
12	歴史資料	俳額「奉納発句合」	1面	江戸時代	平成 30 年 3 月 23 日	与謝	下宮神社	与謝野町指定文化財：下宮神社の俳額
13	歴史資料	俳額「奉納歌僊行」	1面	江戸時代	平成 31 年 2 月 1 日	与謝	柴神社	与謝野町指定文化財：柴神社の俳額
14	考古資料	金銅製獅子形飾り金具　雲岩寺跡出土	1点	鎌倉時代	平成 29 年 9 月 29 日	明石	与謝野町	
15	考古資料	木製梯子　温江遺跡出土	1点	弥生時代後期	平成 29 年 12 月 27 日	明石	与謝野町	
16	考古資料	石鑿　蔵ヶ崎遺跡出土	1点	弥生時代前期	平成 29 年 12 月 27 日	明石	与謝野町	
17	考古資料	特殊円筒埴輪　谷垣遺跡出土	5点	古墳時代前期	平成 29 年 12 月 27 日	明石	与謝野町	
18	考古資料	土製品　蛭子山 1 号墳出土	8点	古墳時代前期	平成 29 年 12 月 27 日	明石	与謝野町	
19	考古資料	土製品　作山 1 号墳出土	55 点	古墳時代前期	平成 29 年 12 月 27 日	明石	与謝野町	
20	有形民俗文化財	板列八幡神社奉納船絵馬	1点	江戸時代	平成 30 年 3 月 23 日	男山	板列八幡神社	

（７）京都府決定文化財

№.	種　別	名　　称	数量	時　代	指定日等	所在地	所有者	備　考
1	文化財環境保全地区	倭文神社文化財環境保全地区	－	－	平成 9 年 3 月 14 日	三河内	倭文神社	
2	文化財環境保全地区	木積神社文化財環境保全地区	－	－	平成 15 年 3 月 14 日	弓木	木積神社	
3	文化財環境保全地区	天満神社文化財環境保全地区	－	－	平成 18 年 3 月 17 日	加悦	天満神社	50-1、50-6、50-7、50-8、50-9、50-10、50-12 の各地番

（８）与謝野町指定文化財

№.	種　別	名　　称	数量	時　代	指定日等	所在地	所有者	備　考
1	建造物	宝巌寺の山門	1 棟	江戸時代	昭和 57 年 6 月 10 日	加悦	宝巌寺	附　棟札、文化 15 年（1818）
2	建造物	後野愛宕神社の拝殿	1 棟	江戸時代	平成 4 年 12 月 3 日	後野	愛宕神社	
3	建造物	いろりの館	1 棟	江戸時代	平成 4 年 11 月 25 日	明石	与謝野町	
4	建造物	梅林寺の山門	1 棟	江戸時代	平成 6 年 11 月 24 日	三河内	梅林寺	寛政 5 年（1793）
5	建造物	旧加悦鉄道加悦駅舎	1 棟	昭和元年	平成 8 年 5 月 1 日	加悦	与謝野町	昭和元年（大正 15 年）12 月 15 日開通
6	建造物	八幡神社末社恵比須神社の本殿	1 棟	江戸時代	平成 8 年 4 月 23 日	四辻	八幡神社	17 世紀後半
7	建造物	鞭家住宅	1 棟	江戸時代	平成 17 年 6 月 6 日	石川	個人	19 世紀前半
8	建造物	阿知江岨部神社の本殿	1 棟	江戸時代	令和 3 年 12 月 2 日	岩屋	阿知江岨部神社	附　宮殿 1 棟・棟札 5 枚、文化 8 年（1811）
9	絵画	絹本著色仏涅槃図	1 幅	室町時代	昭和 57 年 6 月 10 日	加悦	吉祥寺	
10	絵画	絹本著色釈迦如来図	1 幅	室町時代	昭和 57 年 6 月 10 日	加悦	吉祥寺	
11	絵画	禅宗祖師図六曲屏風	1 双	桃山時代	昭和 57 年 6 月 10 日	温江	常栖寺	
12	絵画	尾藤家住宅襖絵群	10 組	江戸時代～大正時代	平成 15 年 7 月 16 日	加悦	与謝野町	原在中ほか
13	絵画	大瀑布図	1 幅	明治時代	平成 16 年 6 月 7 日	岩屋	雲岩寺	明治時代中期
14	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 躯	室町時代（南北朝）	昭和 57 年 6 月 10 日	加悦	宝巌寺	
15	彫刻	木造地蔵菩薩立像	1 躯	平安時代	昭和 57 年 6 月 10 日	与謝	金剛寺	
16	彫刻	木造愛染明王坐像	1 躯	室町時代	昭和 57 年 6 月 10 日	滝	施薬寺	
17	彫刻	木造薬師如来立像	1 躯	室町時代	昭和 57 年 6 月 10 日	滝	施薬寺	
18	彫刻	木造薬師如来坐像	1 躯	室町時代	昭和 57 年 6 月 10 日	金屋	三縁寺	
19	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 躯	室町時代	昭和 57 年 6 月 10 日	金屋	三縁寺	
20	彫刻	木造神像	4 躯	鎌倉神社	昭和 57 年 6 月 10 日	明石	須代神社	
21	彫刻	木造狛犬	1 躯	鎌倉時代	昭和 57 年 6 月 10 日	明石	須代神社	
22	彫刻	木造十一面観音立像	1 躯	鎌倉時代	昭和 57 年 6 月 10 日	明石	個人	
23	彫刻	木造薬師如来坐像	1 躯	平安時代	昭和 62 年 10 月 12 日	三河内	三河内薬師庵護持会	
24	彫刻	木造地蔵菩薩坐像	1 躯	鎌倉時代	昭和 62 年 10 月 12 日	岩屋	雲岩寺	
25	彫刻	木造二天部形立像	2 躯	平安時代	昭和 62 年 10 月 12 日	岩屋	雲岩寺	伝増長天立像・伝持国天立像
26	彫刻	木造毘沙門天立像	1 躯	室町時代	昭和 62 年 10 月 12 日	岩屋	雲岩寺	
27	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 躯	鎌倉時代	昭和 62 年 10 月 12 日	京都府立丹後郷土資料館寄託	明境神社	
28	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1 躯	鎌倉時代	昭和 62 年 10 月 12 日	石川	西禅寺	
29	彫刻	木造聖観音菩薩坐像	1 躯	室町時代	昭和 62 年 10 月 12 日	石川	福寿寺（野田川地域）	
30	彫刻	銅造観音菩薩立像	1 躯	鎌倉時代	昭和 62 年 10 月 12 日	石川	大命神社	
31	彫刻	三縁寺墓地の石造六地蔵像	1 基	室町時代	令和 3 年 12 月 2 日	金屋	三縁寺	
32	工芸品	南京大鉢	1 枚	－	昭和 42 年 7 月 1 日	与謝野町立農村文化保存伝習センター	与謝野町	
33	工芸品	吉祥寺の懸仏	1 面	室町時代（南北朝）	昭和 57 年 6 月 10 日	加悦	吉祥寺	
34	工芸品	大虫神社の石造五重塔	1 基	室町時代	昭和 57 年 6 月 10 日	温江	大虫神社	
35	工芸品	後野西光寺の板碑	1 基	室町時代	昭和 57 年 6 月 10 日	後野	西光寺（加悦地域）	応永十六年（1409）銘
36	工芸品	下山田愛染堂の石燈籠	1 躯	室町時代	昭和 62 年 10 月 12 日	下山田	下山田愛染堂保存会	応永三十三年（1426）銘
37	工芸品	雲岩寺の宝篋印塔	1 基	鎌倉時代	昭和 62 年 10 月 12 日	岩屋	雲岩寺	永仁二年（1294）銘
38	工芸品	雲岩寺の鋳銅三具足	1 具	江戸時代	平成 10 年 6 月 25 日	岩屋	雲岩寺	貞享八年（1688）
39	工芸品	一念寺の逆修石碑	1 基	室町時代	平成 12 年 2 月 1 日	算所	一念寺	「長享三」銘（1489）最大高 215cm 最大幅 200 cm 最大奥行 105 cm（地表計測）
40	工芸品	石田の大板碑	1 基	室町時代	平成 16 年 8 月 6 日	弓木	石田区	
41	工芸品	滝の磨崖五輪塔	1 基	鎌倉時代	平成 17 年 2 月 28 日	滝	個人	応長（1311）銘
42	書跡	下宮神社の俳額	1 枚	江戸時代	平成 17 年 2 月 28 日	与謝	下宮神社	文化七年（1810）奉納
43	書跡	柴神社の俳額	1 枚	江戸時代	平成 17 年 2 月 28 日	与謝	柴神社	文化五年（1808）奉納

No.	種　別	名　　称	数量	時　代	指定日等	所在地	所有者	備　考
44	典籍	鎌倉神社の大般若経	1 組	室町時代	平成 17 年 2 月 28 日	滝	鎌倉神社	応永三･五年（1396～1398）の年記（書写）
45	古文書	紙本墨書愚中周及墨跡	1 幅	室町時代	平成 8 年 5 月 1 日	与謝	金剛寺	
46	考古資料	大虫神社の経文断片	－	鎌倉時代	昭和 57 年 6 月 10 日	温江	大虫神社	
47	考古資料	岩滝丸山古墳の石棺	1 基	古墳時代前期	平成 20 年 3 月 12 日	岩滝	与謝野町	
48	考古資料	日吉ヶ丘 1 号墓埋葬部出土の管玉群	一括	弥生時代中期	平成 20 年 3 月 12 日	明石	与謝野町	677 個以上
49	歴史資料	旧加悦鉄道車両群	10 両	明治時代～昭和 11 年	平成 15 年 12 月 12 日	滝	宮津海陸運輸株式会社	
50	無形民俗文化財	岩滝の獅子神楽	－	－	昭和 43 年 4 月 3 日	岩滝	岩滝連合区	
51	無形民俗文化財	三河内の曳山行事	－	江戸時代後期	平成元年 12 月 14 日	三河内	三河内祭保存団体連合会	京都府登録文化財（無形民俗文化財）
52	無形民俗文化財	後野の屋台行事	－	江戸時代後期	平成 4 年 12 月 3 日	後野	後野区祭礼屋台行事保存団体連合会	京都府登録文化財（無形民俗文化財）
53	無形民俗文化財	大命神社の笹ばやし	－	江戸時代	平成元年 12 月 14 日	石川	大命神社笹ばやし保存会	
54	史跡	上司古墳	1 基	古墳時代後期	昭和 43 年 7 月 19 日	金屋	私有地	
55	史跡	明石愛宕山 3 号墳	－	古墳時代前期	昭和 43 年 7 月 19 日	明石	私有地	方墳
56	史跡	小森山 1 号墳	1 基	古墳時代後期	平成 5 年 9 月 17 日	三河内	与謝野町	
57	史跡	福井遺跡	－	鎌倉時代～室町時代	平成 12 年 2 月 1 日	後野	西光寺（加悦地域）	1130 ㎡･正中二（1325）･歴応三（1340）･応永十六（1409）銘ありとされる
58	史跡	鞭谷 5 号墳	1 基	古墳時代後期	平成 20 年 3 月 12 日	石川	福寿寺	
59	天然記念物	石田権現のスダジイ	1 本	－	昭和 42 年 6 月 1 日	弓木	石田区	
60	天然記念物	雲岩寺のコブシ	1 本	－	平成 13 年 2 月 13 日	岩屋	雲岩寺	
61	天然記念物	明境神社のボダイジュ	1 本	－	平成 13 年 2 月 13 日	下山田	明境神社	

（９）与謝野町登録文化財

	種　別	名　　称	数量	時　代	指定日等	所在地	所有者	備　考
－	－	－	－		－			－

資料 2-5　消防相互応援協定

番号	協　定　名　称	協定締結消防機関名	協定の内容						備　考
		府内消防機関	全災害	火災	風水害	救急	救助	その他	
1	京都府広域消防相互応援協定	府内市町村、宮津与謝消防組合他	○						平成 18 年 3 月 1 日
2	船舶火災の消火活動に関する宮津海上保安署と宮津与謝消防組合との協定	宮津与謝消防組合、宮津海上保安署		○					昭和 60 年 7 月 22 日
3	消防相互応援に関する協定	宮津与謝消防組合、京丹後消防		○		○	○		平成 16 年 4 月 1 日
4	消防相互応援に関する協定	宮津与謝消防組合、豊岡市消防		○		○	○		平成 17 年 4 月 1 日
5	両丹都市消防相互応援協定	舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、宮津与謝消防組合	○						平成 21 年 2 月 1 日

（１）京都府広域消防相互応援協定（府内市町村、消防組合）

京都府広域消防相互応援協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、消防組織法（以下「法」という。）の規定に基づき、大規模災害及び特殊災害等が発生した場合における京都府内の市町村及び消防一部事務組合（以下「市町村等」という。）が行う消防の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする災害は、法第１条に規定する水火災又は地震等の災害で、災害の発生した市町村等の消防力及び当該市町村等と消防相互応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもってしても、防御困難な災害とする。

（応援の要請）

第３条　応援の要請は、災害の発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長又は消防長（以下「要請市町村等の長」という。）が、次の各号に掲げる事項を明確にして他の市町村等の長又は消防長に対し、行うものとする。

(1)　災害の種別

(2)　災害発生の日時、場所及び状況

(3)　必要とする人員、車両、回転翼航空機（以下「ヘリコプター」という。）及び資器材等の種別並びに数量

(4)　その他必要な事項

２　応援の要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長又は消防長（以下「応援市町村等の長」という。）が要請を受託した場合、要請市町村等の長は、次の各号に掲げる事項を明確にして応援市町村等の長に通報するものとする。

(1)　応援の場所及び集結場所

(2)　現場最高指揮者の職、氏名及び無線局名

(3)　その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第４条　応援市町村等の長は、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲において必要な応援を行うものとする。

２　応援市町村等の長は、応援を行う消防隊等（以下「応援隊」という。）を派遣するときは、応援に関し必要な事項を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

３　応援市町村等の長は、応援の要請に応じることができない場合は、その旨を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

（応援隊の誘導）

第５条　要請市町村等の長は、所属の消防職員又は消防団員を誘導員として応援隊の集結場所に待機させ、応援隊の誘導を行うものとする。

（応援隊の指揮）

第６条　応援隊の指揮は、要請市町村等の長（消防本部・署を置かない市町村等にあっては、「消防長」を「消防団長」と読み替える。）が、応援隊の長に対して行うものとする。

（報告）

第７条　要請市町村等の長は、災害活動の終了後、災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

２　応援市町村等の長は、応援活動の終了後、応援活動の結果を要請市町村等の長へ報告するものとする。

（費用負担）

第８条　応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。ただし、ヘリコプターによる応援に係る費用については、別に定めるものがある場合、それによることができるものとする。

(1)　応援市町村等が負担する経費

ア　応援隊員の出動に係る諸手当、車両等の燃料費その他の経常的経費

イ　応援隊員の死傷による公務災害補償費

(2)　要請市町村等が負担する経費

ア　現地で調達した、車両等の燃料費及び化学消火薬剤等の資器材費

イ　応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

(3)　前２号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町村等と要請市町村等が協議のうえ、決定するものとする。

（消防拠点都市）

第９条　この協定の円滑な運営を図るため、市町村等を別表に掲げる地域に区分し、地域ごとに消防拠点都市を定めるものとする。

２　消防拠点都市は、必要に応じて市町村等間の応援に係る連絡調整を行うものとする。

（消防拠点都市への通報）

第１０条　要請市町村等の長は、応援の要請を行ったときは速やかに消防拠点都市の消防長へその旨を連絡するものとする。

（実施細目）

第１１条　この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（疑義）

第１２条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、市町村等がその都度協議のうえ、これを決定するものとする。

（改廃）

第１３条　この協定の改廃は、市町村等が協議のうえ、行うものとする。

（協定書の保有）

第１４条　この協定を証するため、市町村等は、本書 30 通を作成し、記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

附　則

１　この協定は、平成 19 年３月 12 日から施行する。

２　この協定の施行に伴い、平成 18 年３月１日に締結した「京都府広域消防相互応援協定書」は、廃止する。

平成 19 年３月 12 日

別表（第９条関係）

南部地域	京都市 城陽市 八幡市 木津川市 井手町 和束町 相楽中部消防組合	宇治市 向日市 京田辺市 大山崎町 宇治田原町 精華町 京都中部広域消防組合	亀岡市 長岡京市 南丹市 久御山町 笠置町 南山城村 乙訓消防組合
北部地域	福知山市 宮津市 伊根町 京都中部広域消防組合	舞鶴市 京丹後市 与謝野町	綾部市 京丹波町 宮津与謝消防組合

京都府広域消防相互応援協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、京都府広域消防相互応援協定書（以下「協定」という。）第 11 条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第２条　協定第３条第１項に規定する応援の要請は、電話、ファクシミリ等によって行うものとし、事後速やかに別記様式第１号の応援要請書を送付するものとする。

２　ヘリコプターによる応援を要請する場合における通報は、協定第３条第２項第１号及び第２号に定めるほか、次の各号に掲げる事項により行うものとする。

(1)　離発着可能な場所

(2)　給油体制

(3)　離発着場における資器材の準備状況

(4)　他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況

(5)　他の消防本部に対する応援ヘリコプターの要請状況

(6)　気象状況

(7)　誘導方法

(8)　その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第３条　協定第４条第２項の規定に基づく通報は、次の各号に掲げる事項により行うものとする。

(1)　出発時刻

(2)　派遣人員

(3)　車両、資器材等の種別及び数量

(4)　応援隊の長の職・氏名

(5)　到着予定時刻

(6)　その他必要な事項

（報告）

第４条　協定第７条に規定する報告は、次の各号に掲げる事項により行うものとする。

(1)　要請市町村等の長が、応援市町村等の長に対して行う災害報告は、別記様式第２号及び第３号により行うものとする。

(2)　応援市町村等の長が、要請市町村等の長に対して行う活動結果報告は、別記様式第４号により行うものとする。

（事前通知）

第５条　応援の要請を迅速かつ的確に行うため市町村等は、応援要請に係る連絡担当課又は係、電話番号等必要な事項を別記様式第５号によりあらかじめ相互に通知しておくものとする。

（消防拠点都市）

第６条　協定第９条第１項に規定する消防拠点都市は、南部地域にあっては京都市、北部地域にあっては舞鶴市とする。

２　協定第９条第２項に規定する消防拠点都市の役割は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　市町村等との連絡調整

(2)　京都府との連絡調整及び情報交換

(3)　応援時における協議等

ア　要請市町村等との応援要請に関する協議

イ　応援市町村等との協議

ウ　要請市町村等と応援市町村等間の連絡調整

エ　その他必要な事項

(4)　その他必要な事項

（連絡会議）

第７条　市町村等は、協定の適正な運用を図るため必要の都度連絡会議を開くものとする。

（その他）

第８条　この実施細目の実施に関して必要な事項は、市町村等が協議して運用する。

附　則

この実施細目は、平成 18 年３月１日から施行する。

両丹都市消防相互応援協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町及び宮津与謝消防組合（以下「市町等」という。）が行う消防の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする災害は、法第１条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、市町等の応援を必要とするものとする。

（応援出動）

第３条　次に掲げる場合は応援出動するものとする。

(1) 応援要請があったとき。

(2) 前号のほか消防長が何らかの方法により災害の発生を察知し、応援の必要があると判断したとき。

(3) 化学火災防ぎょのために必要な機（器）材、消火剤等の提供が必要なとき。

(4) 特殊資機材・車両等の要請があったとき。

(5) 市町境付近の災害で相互協力が必要なとき。

（応援の方法）

第４条　応援の要請は、災害の発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の長又は消防長（以下「要請市町等の長」という。）が、他の市町等の長又は消防長に対し行うものとする。

２　応援の要請を受けた市町等（以下「応援市町等」という。）の長又は消防長（以下「応援市町等の長」という。）が要請を受諾した場合は、要請市町等の長に通報するものとする。

３　応援市町等の長は、応援の要請に応じることのできない場合は、その旨を遅滞なく要請市町等の長に通報するものとする。

（応援隊の派遣）

第５条　応援市町等の長は、応援を行う消防隊等（以下「応援隊」という。）を派遣するときは、当該市町等区域内の警備に支障のない範囲において必要な応援隊の派遣を行うものとする。

（応援隊の指揮）

第６条　応援隊の指揮は次に掲げる方法によるものとする。

(1) 要請市町等の消防長又は所長がこれを指揮する。

(2) 指揮は応援隊の長に対して行う。

（費用負担）

第７条　応援に要した費用は、次に掲げる方法によって処理する。

(1) 応援者側の負担

ア　応援出動に要した一般的経費

イ　応援出動途上における交通事故等の損害

ウ　応援出動に伴う隊員の死傷による公務災害補償費等

(2) 受援者側の負担
　化学消火剤等（特殊消火剤）の提供を受けたとき。
(3) 当事者間でその都度協議決定するもの
ア 応援活動に伴う消防機器の重大なる故障
イ 前２号の経費

（実施細目）
第８条 市町等の長は、協議の上この協定の実施計画を定めるものとする。

（疑義）
第９条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、市町等がその都度協議の上、これを決定するものとする。

（改廃）
第10条 この協定を改廃は、市町等の長が協議の上、行うものとする。

（協定書の保有）
第11条 この協定を証するため、市町等は、本書８通を作成し、記名押印の上、各１通を保有するものとする。

付 則
１ この協定は、平成21年２月１日から施行する。
２ この協定の施行に伴い、次の協定は廃止する。

昭和40年10月１日締結
「宮津市、加悦町、野田川町、岩滝町、伊根町消防相互応援協定」
昭和43年10月16日締結
「舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市消防相互応援協定」
昭和41年10月１日締結
「野田川町大宮町消防相互応援協定」
昭和42年８月１日締結
「丹後町伊根町消防相互応援協定」

平成21年２月１日

福知山市長
舞鶴市長
綾部市長
宮津市長
京丹後市長
伊根町長
与謝野町長
宮津与謝消防組合管理者

（２）広域消防相互応援に関する様式

別記様式第１号（第２条関係）

号

年　　月　　日

殿

市町村等の長名　　㊞

応　援　要　請　書

京都府広域消防相互応援協定書第３条の規定に基づき下記のとおり応援を要請します。

記

①災害種別	①火災　②救急　③救助　④その他
②災害発生日時	午前 年　月　日　時　分 午後
③災害発生場所	
④災害の状況	
⑤応援の内容	
⑥必要とする人員並びに車両、資器材等の種別及び数量	

<table>
<tr><td>⑦応援の場所及び集結場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>⑧現場最高指揮者の職・氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>⑨無線局（府県波）呼出し名称</td><td>基地局</td><td></td><td>現場指揮所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑩離発着可能な場所</td><td colspan="2">第　1　順　位</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">第　2　順　位</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑪給油体制</td><td colspan="2">給油の可否</td><td colspan="2">可　・　否</td></tr>
<tr><td colspan="2">給油の方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">体制作りの所要時間</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>⑫離発着場における資器材の準備状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>⑬他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>⑭他の消防本部に対する応援ヘリコプターの要請状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>⑮気象状況</td><td colspan="4">天候　　風向　　風力　　m/s　　視界　　m</td></tr>
<tr><td>⑯誘導方法</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>⑰その他</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

注１　⑩～⑯については、ヘリコプターによる応援を要請する場合にのみ記載すること。
　２　災害発生場所の地水利図等、必要な図書を添付すること。

別記様式第２号（第４条関係）

災　害　報　告　－　１（概要表）		
No.	項　　目	内　　容
1	災害発生場所	
2	災害発生日時	年　　月　　日　　時　　分頃
3	災　害　概　要	
4	被　害　状　況	人的被害　死者　　行方不明者　　負傷者 名　　名　　名
		物的被害
5	出動車両等及び人員	計　　台（機）
		計　　名
6	活動台数及び人員	計　　台（機）
		計　　名
7	活　動　概　要	

別記様式第３号（第４条関係）

災　害　報　告　－　２（応援活動概要）		
№.	項　　目	内　　容
1	災害発生場所	
2	災害発生日時	年　　月　　日　　時　　分
3	応援要請日時	年　　月　　日　　時　　分
4	応援消防機関	
5	応援 開始日時 終了日時	出　動　　年　　月　　日　　時　　分 集結場所到着　　月　　日　　時　　分 引　揚　　年　　月　　日　　時　　分 帰署（所）　　月　　日　　時　　分
6	応援車両等 （日別、種別、数量）	（活動台数） 計　　台（機）
7	応援人員 （日別、部隊別）	（活動人員） 計　　名
8	応援資器材 （種別、数量）	
9	応急活動概要	
10	特記事項	

別記様式第４号（第４条関係）

災　害　報　告　－　３（応援隊活動概要）		
No.	項　　目	内　　容
1	応援 開始日時 終了日時	出　動　　年　　月　　日　　時　　分 集結場所到着　　月　　日　　時　　分 引　揚　　年　　月　　日　　時　　分 帰署（所）　　月　　日　　時　　分
2	出　動　車　両　等 （種別、数量）	（活動台数） 計　　台（機）
3	応　援　人　員 （隊別）	（活動人員） 計　　名
4	使　用　資　器　材 （種別、数量）	
5	活　動　概　要	
6	特　記　事　項	
7	消　防　機　関　名 及　び　指　揮　者　名	

別記様式第５号（第５条関係）

通　報　場　所　通　知　書

市町村等名	

注１　休日及び土曜日は、夜間の扱いとすること。

連絡体制	昼間（８：３０～１７：００）	夜間（１７：００～８：３０）
①連絡担当課又は係名		
②連絡責任者職氏名		
③電話番号（直通）		
④電話ＦＡＸ番号		
⑤その他連絡に必要な事項		

２　記載事項に変更がある場合は、その都度遅滞なく通知すること。

（３）宮津与謝消防組合規約

宮津与謝消防組合規約

昭和 55 年 10 月１日
京都府指令５地第 1054 号許可
改正　平成９年３月 26 日変更届
改正　平成 18 年２月８日府指令８地方第 140 号
改正　平成 19 年京都府丹後広域振興局
指令９丹広企振　第 102 号
平成 20 年６月 20 日京都府指令４丹広企振第 227 号

第１章　総則

（組合の名称）
第１条　この組合は、宮津与謝消防組合（以下「組合」という。）という。
（組合を組織する地方公共団体）
第２条　組合は、次に掲げる市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。
宮津市　伊根町　与謝野町
（組合の共同処理する事務）
第３条　組合は、消防に関する事務（消防水利に冠する事務を除く。）を共同処理する。
（組合の事務所の位置）
第４条　組合の事務所は、宮津市字須津 413 番地の 26 に置く。

第２章　組合の議会

（組合の議会の組織）
第５条　組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、13 人とし、関係市町の定数は、次のとおりとする。
宮津市６人　伊根町２人　与謝野町５人
（組合議員の選挙の方法）
第６条　組合議員は、関係市町の議会の議員のうちから選挙する。
２　組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属する市町において、直ちに欠員の組合議員を選挙しなければならない。
（組合議員の任期）
第７条　組合議員の任期は、当該関係市町の議会の議員の任期による。

第３章　組合の執行機関

（管理者）
第８条　組合に管理者１人を置く。
２　管理者は、宮津市の長をもって充てる。
３　管理者の任期は、宮津市の長の任期による。
（副管理者）

第９条　組合に副管理者２人を置く。
２　副管理者は、管理者以外の関係市町の長をもって充てる。
３　副管理者の任期は、当該関係市町の長の任期による。
（会計管理者）
第１０条　組合に会計管理者１人を置く。
２　会計管理者は、宮津市の会計管理者の職にある者をもって充てる。

（消防職員）
第１１条　組合に、前３条に定めるものを除くほか、消防吏員及びその他の職員（以下「消防職員」という。）を置く。
２　消防長は、管理者が任命し、消防長以外の消防職員は、管理者の承認を得て消防長が任命する。
３　消防職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。
（監査委員）
第１２条　組合に監査委員２人を置く。
２　監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、知識経験を有する者及び組合議員のうちから、これを選任する。
３　監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者にあっては４年とし、組合議員のうちから選任される者にあっては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第４章　組合の経費
（組合の経費の支弁の方法）
第１３条　組合の経費は、関係市町の分担金、手数料及びその他の収入をもって支弁する。
２　前項の分担金は、次の割合により関係市町に分賦する。この場合において、人口割の算定に用いる人口は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口によるものとする。
（１）均等割　10 パーセント
（２）人口割　90 パーセント
第５章　雑則
（その他）
第１４条　この規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合の議会の議決を経て、管理者が定める。
附　則
１　この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。
２　当分の間、消防団に関する事務については、第３条の規定にかかわらず、関係市町において処理するものとする。
附　則（平成９年３月 26 日変更届）
この規約は、平成９年４月１日から施行する。
附　則（平成 18 年２月１日変更届）
１　この規約は、平成 18 年３月１日から施行する。

2　平成17年度の与謝野町に係る分担金は、第13条第２項の規定にかかわらず、加悦町、岩滝町及び野田川町に分賦した分担金をもって、当該与謝野町に分賦した分担金とみなし、再算定は行わないものとする。

附　則（平成19年京都府丹後広域振興局指令９丹広企振第102号）

この規約は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月27日変更届）

この規約は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成24年京都府指令４丹広企振第227号）

この規約は、平成24年７月１日から施行する。

資料 2-6　北近畿タンゴ鉄道の規制区間等について

（１）雨量計設置停車場と規制区間

雨量計設置停車場	運転規制区間	延長	運転規制の規準					
			徐行運転			運転中止		
			時(ﾐﾘ)	連(ﾐﾘ)	連＋時(ﾐﾘ)	時(ﾐﾘ)	連(ﾐﾘ)	連＋時(ﾐﾘ)
四所	西舞鶴・東雲	9K 050m	35	200	100+10	45	325	150+15
丹後由良	東雲・栗田	11K 290m	25	150	50+10	35	300	100+15
宮津	栗田・天橋立	8K 920m	25	150	50+10	35	300	100+15
与謝野	天橋立・京丹後大宮	13K 630m	35	200	100+10	45	325	150+15
峰山	京丹後大宮・網野	12K 770m	40	250	100+15	50	350	150+20
夕日ヶ浦木津温泉	網野・小天橋	10K 980m	25	150	50+10	35	300	100+15
久美浜	小天橋・コウノトリの郷	14K 130m	25	150	50+10	35	300	100+15
豊岡	コウノトリの郷・豊岡	3K 231m	40	250	100+15	50	350	150+20
辛皮	宮津・大江山口内宮	12K 800m	30	200	100+10	40	300	150+15
福知山運転所	大江山口内宮・福知山	17K 600m	30	200	100+10	40	300	150+15

（出典：京都府地域防災計画一般計画編）

（注）１．徐行運転は、１時間 30km 以下の速度で運転。

２．規制区間の境界は、停車場の中心とする。

３．「連」は、連続雨量を示す。

連続雨量とは、降り始めてから降りやみまでの降雨量（12 時間内の中断は中断とみなさない。）をいう。

４．「時」は、時雨量を示す。

時雨量とは、１時間以内の降雨量をいう。

５．「連＋時」とは、一定の連続降雨量以上の連続降雨があった後、さらに一定の時雨量が加わった場合の規準をいう。

（２）除雪標準等について

（別表）

段 階 別 除 雪 の 標 準 等

段階	気象状況	分岐器	排雪モータカー等の運転	旅客連絡の除雪	ホーム・駅広場等の除雪	備　　考
第1次	降雪が予想される時 気温０℃以下	○電気融雪器投入 ○カンテラ使用				積雪量 10cmまで
第2次	降雪量 10cm～30cm	○必要により除雪要員の派遣 ○必要により社員立会で除雪協力員又は請負業者投入による除雪	○線区別に試運転列車を運転する。 （初列車対策） （倒竹木対策） ○必要により排雪モータカーを運転する。	○必要により社員立会で除雪協力員又は請負業者による除雪 （但し、列車接近放送設備のある駅は社員立会を省略できる。）	○必要により除雪協力員による除雪及び地元協力要請	
第3次	降雪量 30cm～60cm	○除雪要員の派遣 ○必要により社員立会で除雪協力員又は請負業者による除雪	○排雪モータカーを運転する。 ○状況により営業列車の一部を運休する。			
第4次	降雪量 60cm以上	○社員立会で除雪協力員又は請負業者による除雪	○排雪モータカーの運転 ○状況により営業列車の一部を運休する。 ○通勤・通学の確保			

（出典：京都府地域防災計画一般計画編第２編災害予防計画第 16 章「鉄道施設防災計画」）

資料 2-7　与謝野町　避難情報発令基準及びタイムライン（防災行動計画）（令和３年５月）

発令基準／避難情報	町地域防災計画基準	避難情報を発令する基準				他の基準による避難情報の補足として取り扱うもの	住民への周知	町の警戒体制目安
		土砂災害		洪水災害				
		京都府土砂災害警戒情報	現地の状況	京都府河川防災情報	その他の河川・水路	雨量・気象情報		
警戒レベル2 警戒情報	■気象情報、水位・雨量情報等から避難を要する事態への推移を見守るなどの警戒体制を取っている状況	■土石流、がけ崩れによる人的危険を回避するため、時間雨量50mm以上を目安とし、できる限り先行的に土砂災害への注意の喚起、巡視、警戒、避難準備・勧告等をおこなう		※堂谷橋・寺田橋 ■野田川水位が水防団待機水位（2．3m）に達し、降雨等により水位の上昇が見込まれるとき ■野田川水位が氾濫注意水位（3．5m）に達したとき		■大雨注意報、洪水注意報が発表されたとき	■注意喚起 ※消防団出動準備	情報収集警戒体制
警戒レベル3 高齢者等避難	■災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 ■対象地区から計画された避難所への避難路途上に土砂崩れ危険箇所等があり、事実上避難困難となることが予想される災害の発生する可能性が高まった状況	＜目安とする情報＞ ■京都府土砂災害警戒情報で本町内の雨量局の数値が警戒基準に達したとき（2時間後予想雨量が土砂災害発生基準ライン（CL）を超えたとき）	■大雨警報が発表され、近隣で土砂災害の前兆現象（わき水、地下水の濁りや量の変化など）が発見されたとき	※堂谷橋・寺田橋 ■野田川水位が避難判断水位（3．5m）に達し、なお水位の上昇が予測されるとき	■近隣での浸水や、河川の増水、本町周辺における降雨状況などにより、浸水の危険性が高いと判断されるとき	■大雨警報、洪水警報が発表されたとき ■土砂災害警戒情報が発表されたとき	サイレン吹鳴、防災行政無線、FM告知放送、広報車 ■避難・高齢者等避難開始を周知 ■災害時要援護者は避難開始、危険を感じた場合は、早めの自主避難を呼びかけ ※避難判断水位（3．5m）に達し、降雨等による水位上昇により氾濫危険水位（4．1m）に到達することが見込まれるとき消防団出動	災害警戒本部2号配備
警戒レベル4 避難指示	■通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	＜目安とする情報＞ ■京都府土砂災害警戒情報で本町内の雨量局の数値が避難基準に達したとき（1時間後予想雨量が土砂災害発生基準ライン（CL）を超えたとき）	■大雨警報が発表され、近隣で土砂災害の前兆現象（渓流付近での斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁や道路等でのクラック発生など）が発見されたとき	※堂谷橋・寺田橋 ■野田川水位が氾濫危険水位（4．1m）に到達し、1時間後に水位が4．8mに達することが予想されるなど、なお水位が上昇しているとき	■近隣での拡大や、野田川の水位の状況が左記になったとき ■河川氾濫の恐れがあるとき	■大雨警報、洪水警報が発表されたとき ■土砂災害警戒情報が発表されたとき	サイレン吹鳴、防災行政無線、FM告知放送、広報車、区長へ電話連絡、町職員、消防団員、区役員等による避難指示 ■避難指示を周知 ■対象地域外でも、危険を感じた場合は、早めの自主避難を呼びかけ	災害対策本部緊急対応2号動員
	■前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ■堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険度が非常に高いと判断された状況 ■人的被害が発生した状況	＜目安とする情報＞ ■京都府土砂災害警戒情報で本町内の雨量局の数値が避難基準に達したとき（現在連続雨量が土砂災害発生基準ライン（CL）を超えたとき）	■近隣で土砂災害が発生したとき ■近隣で土砂移動現象、土砂災害の前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂など）が発見されたとき	※堂谷橋・寺田橋 ■野田川水位が4．8mに到達したとき ■堤防の決壊の恐れがあるとき（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき）、決壊したとき	■近隣での浸水が床上に及んだり、野田川の水位の状況が左記になったとき ■区域内の河川・水路の決壊の恐れがあるとき、決壊したとき			災害対策本部3号動員

台風の接近・上陸に伴う野田川及びその支流2級河川等の洪水を対象とした避難指示等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）

与謝野町

時間の経過	気象・水象情報（注1）	町災害対策本部	区・自主防災組織・隣組等の動き	住民・要配慮者等の動き
	◇台風予報・警戒レベル1 ◇台風に関する京都府気象情報（随時） ○台風に関する気象庁記者会見	○防災関係部署への情報伝達 ○防災対策の事前点検	○テレビ・ラジオ・インターネット等による気象情報等の確認 ○避難所・避難経路の確認	○テレビ・ラジオ・インターネット等による気象情報等の確認 ○避難所・避難経路の確認
	◇大雨注意報・洪水注意報発表 警戒レベル2	【防災安全課による情報収集体制】 ○気象・水象情報収集の開始 ○被害情報収集の開始		○防災グッズ（非常時持ち出し品等）の準備 ○避難行動要支援者は避難の準備
	◇大雨警報・洪水警報発表	【災害警戒本部設置】 1号配備体制：台風の進路にあたり、状況に応じて2号配備体制をとる ○府への報告・連絡調整　○被害情報収集・集計 ○水位雨量・気象情報の確認 ○消防防災機関・報道機関・要配慮者施設への情報提供	○防災行政無線・FM告知放送による大雨警報・洪水警報の受信 ○警戒体制の立ち上げ、タイムライン・緊急連絡網の確認 ○役場・消防団等との情報共有、対応の確認 ○テレビ、インターネット、携帯メール等による大雨や河川の状況を確認	○防災行政無線・FM告知放送による大雨警報・洪水警報の受信 ○テレビ、インターネット、携帯メール等による大雨や河川の状況を確認 ○自宅の点検 ○要配慮者の避難準備
	水防団待機水位到達 堂谷橋水位観測局（水位2.30m）	○消防団（水防団）への待機指示 【災害対策本部設置】←高齢者等避難発令1時間前→ 【緊急対応1号動員体制】※複数支部で住家被害が発生又は発生が予想されるとき	→1時間後の指定避難所・地区避難所の開設を各区へ依頼	
	氾濫注意水位到達 堂谷橋水位観測局（水位3.50m）	○消防団（水防団）への出動指示 ○巡視・水防活動状況報告 ○要配慮者利用施設等への情報提供 ○高齢者等避難発令予告 →指定避難所・地区避難所の開設	○指定避難所・地区避難所の開設	
	避難判断水位到達 堂谷橋水位観測局（水位3.50m） ○土砂災害警戒情報 ◇暴風警報発表	警戒レベル3 高齢者等避難発令 ・基準観測所の設定水位到達等による発令	○防災行政無線・FM告知放送による土砂災害警戒情報の受信 ○防災行政無線・FM告知放送による高齢者等避難の受信 ○区・自主防災組織・隣組等で要配慮者の避難誘導開始	○防災行政無線・FM告知放送による土砂災害警戒情報の受信 ○防災行政無線・FM告知放送による高齢者等避難の受信 避難行動要支援者避難開始　（注2） ○避難の準備（避難行動要支援者以外）
	氾濫危険水位到達 堂谷橋水位観測局（水位4.10m）	警戒レベル4 避難指示発令 ・基準観測所の設定水位到達等による発令 【緊急対応2号動員体制】※全町域で住家被害が発生又は発生が予想されるとき ○福祉避難所への移送避難者の判断	○防災行政無線・FM告知放送による避難指示の受信	○防災行政無線・FM告知放送による避難指示の受信 避難開始 避難完了 最終的な危機回避行動
	越水発生水位到達 ◇大雨特別警報発表	【3号動員体制】※特別警報発表又は災害救助法による応急対策の実施が必要な大規模災害が発生したとき ○大雨特別警報の住民への周知 ○住民への周知（命を守る行動の呼びかけ） ○避難状況の把握 ○指定避難所から拠点避難所運営へ移行	○防災行政無線・FM告知放送による大雨特別警報の受信 ○避難が連続して24時間を超えた場合は、24時間を目安として拠点避難所に移動させるものとし、指定避難所及び地区避難所を閉鎖	○防災行政無線・FM告知放送による大雨特別警報の受信 ※台風上陸 警戒レベル5 緊急安全確保 ○避難が連続して24時間を超えた場合は、24時間を目安として拠点避難所に移動
		避難指示等の解除	帰宅	帰宅

注1：気象・水象情報に関する発表等のタイミングについては、地域・事象によって異なります。
注2：外出することが危険な場合（土砂が崩れ始めている場合や夜間の場合等）は、屋内の、山や斜面から離れた、より高い階へ避難しましょう。

資料 2-8　避難地、避難所等指定の一覧表

【避難地、避難所】

（１）加悦地域

１．避難地（３箇所）

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造（RC・SRCを含む）	面積（㎡）	収容人口	地区名	海抜高	風水害	地震	管理責任者	備考
1	加悦小中学校グラウンド	加悦1061他	－	－	－	16,635	2,911	算所・加悦奥・加悦・後野地区	13.4m	○	○	学校長	
2	与謝小学校グラウンド	滝468	－	－	－	6,882	1,204	与謝・滝・金屋地区	69.7m		○	学校長	
3	大江山運動公園グラウンド	滝881-1	－	－	－	16,915	2,960	与謝・滝・金屋地区	59.3m	○	○	教育長	

注1　収容可能人口については、面積×70％（グラウンド施設・周辺部等使用不能の場所を除くため）÷一人当たり４㎡で算出

２．避難所（21 箇所）

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造（RC・SRCを含む）	面積（㎡）	収容人口	地区名	海抜高	風水害	地震	高浜原子力発電所との距離	大飯原子力発電所との距離	管理責任者	備考
1	算所地区公民館	算所516	42-6125	1	×	81	24	算所地区	11.4m	○		37.4km	50.9km	区長	
2	算所会館	算所121	43-0793	2	○	354	106	算所地区	11.8m	○		37.5km	51.1km	区長	
3	加悦奥地区公民館	加悦奥281	42-6700	2	○	305	92	加悦奥地区	20.7m	○		38.7km	52.3km	区長	
4	加悦地区公民館	加悦1011	42-7968	2	×	380	114	加悦地区	16.5m	○		37.6km	51.2km	区長	
5	後野地区公民館	後野586-1	42-3739	1	×	315	94	後野地区	13.9m		○	37.6km	51.2km	区長	
6	加悦小学校（体育館）	加悦1061	43-1552	1	○	905	362	算所・加悦奥・加悦・後野地区	12.9m	○	○	37.6km	51.2km	学校長	
7	加悦中学校（体育館）	加悦730	43-1553	1	○	1,080	432	算所・加悦奥・加悦・後野地区	17.1m	○	○	37.7km	51.3km	学校長	

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造（RC･SRCを含む）	面積（㎡）	収容人口	地区名	海抜高	風水害	地震	高浜原子力発電所との距離	大飯原子力発電所との距離	管理責任者	備考
8	加悦地域公民館	加悦451-2	43-0335	2	○	1,349	404	算所・加悦奥・加悦・後野地区	11.9m	○	○	37.5km	51.1km	館長	
9	加悦保育園	加悦798	43-1432	1	○	1,055	316	算所・加悦奥・加悦・後野地区	14.1m	○	○	37.8km	51.4km	園長	
10	与謝野町役場加悦庁舎・元気館	加悦433	43-1511	3	○	5,231	1,569	算所・加悦奥・加悦・後野地区	12.6m		○	37.4km	51.0km	町長	
11	与謝地区公民館	与謝2658	42-7966	2	×	248	74	与謝地区	84.2m	○		38.8km	52.4km	区長	
12	滝地区公民館	滝438-1	42-4839	2	×	409	123	滝地区	48.4m	○	○	38.2km	51.9km	区長	
13	金屋地区公民館	金屋307-1	42-6126	1	×	263	79	金屋地区	25.1m	○		37.8km	51.4km	区長	
14	与謝小学校（体育館）	滝468	42-2707	1	○	704	282	与謝・滝・金屋地区	65.4m	○	○	38.3km	52.0km	学校長	
15	大江山運動公園体育館	滝881-1	－	1	○	1,542	617	与謝・滝・金屋地区	59.3m		○	37.3km	50.9km	教育長	
16	若者センター	滝881-1	－	3	○	397	119	与謝・滝・金屋地区	54.9m	○	○	37.3km	50.9km	教育長	
17	農村女性の家	滝881-1	－	1	×	209	63	与謝・滝・金屋地区	67.2m	○		37.3km	50.9km	町長	
18	温江地区公民館	温江902	42-2429	1	×	304	91	温江地区	44.5m	○		36.3km	49.9km	区長	
19	かや山の家	温江1400	43-0860	1	×	478	143	温江地区	157.8m	○		35.1km	48.7km	町長	
20	明石地区公民館	明石1490-1	43-1425	2	×	159	48	明石地区	15.9m	○		36.1km	49.7km	区長	
21	香河地区公民館	香河422	42-7973	2	×	168	50	香河地区	111.2m	○		34.3km	47.9km	区長	

注１　収容可能人口については、建物面積×60％（※玄関・トイレ等使用不能の場所を除くため）÷一人当たり２㎡で算出

※ただし、体育館については80％が使用可能として算出

（２）岩滝地域

１．避難地（６箇所）

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造(RC･SRCを含む)	面積(㎡)	収容人口	地区名	海抜高	風水害	地震	管理責任者	備考
1	農村広場	弓木248	－	－	－	3,200	560	石田地区	30.6m	○	○	区長	
2	岩滝小学校グラウンド	岩滝443	－	－	－	10,773	1,885	岩滝・弓木地区	24.9m	○	○	学校長	
3	橋立中学校グラウンド	岩滝2330	－	－	－	12,685	2,219	岩滝地区	1.8m	○	○	学校長	
4	岩滝グラウンド	岩滝875-1	－	－	－	13,654	2,389	岩滝地区	4.7m	○	○	教育長	
5	阿蘇ｼｰｻｲﾄﾞﾊﾟｰｸ芝生広場	岩滝	－	－	－	18,723	3,276	男山地区	1.8m	○	○	町長	
6	男山八幡公園グラウンド	男山1465	－	－	－	6,600	1,155	男山地区	14.0m	○	○	区長	

注１　網がけ面積は、概数
注２　収容可能人口については、面積×70％(グラウンド施設･周辺部等使用不能の場所を除くため)÷一人当たり４㎡で算出

２．避難所(24 箇所)

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造(RC･SRCを含む)	面積(㎡)	収容人口	地区名	海抜高	風水害	地震	高浜原子力発電所との距離	大飯原子力発電所との距離	管理責任者	備考
1	石田地区公民館	弓木964-1	46-2227	2	○	345	104	石田地区	7.2m	○		33.6km	46.9km	区長	
2	農業者健康管理施設	弓木248	－	1	○	510	204	石田地区	25.5m	○	○	33.7km	47.0km	区長	
3	弓木地区公民館	弓木1975-1	46-4255	2	○	359	108	弓木地区	3.6m	○		32.9km	46.1km	区長	
4	玉田寺	弓木1977	46-2019	1	×	120	36	弓木地区	8.7m	○		32.9km	46.1km	住職	
5	岩滝小学校（体育館）	岩滝443	46-2025	1	○	1,269	507	弓木・岩滝地区	27.3m	○	○	33.0km	46.2km	学校長	
6	橋立中学校（体育館）	岩滝2330	46-3525	1	○	1,148	459	岩滝地区	1.8m	○	○	32.4km	45.7km	学校長	
7	立町会館	岩滝2120	46-5512	1	×	205	61	岩滝地区	1.9m	○		32.7km	45.9km	区長	
8	西光寺	岩滝2011	46-2690	1	×	333	100	岩滝地区	1.9m	○		32.7km	45.9km	住職	
9	生涯学習ｾﾝﾀｰ知遊館	岩滝2271	46-2451	3	○	2,999	900	岩滝地区	1.8m	○	○	32.5km	45.7km	館長	

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造（RC･SRCを含む）	面積（㎡）	収容人口	地区名	海抜高	風水害	地震	高浜原子力発電所との距離	大飯原子力発電所との距離	管理責任者	備考
10	岩滝ふれあいセンター	岩滝2272-1	46-5556	2	○	1,210	363	岩滝地区	1.8m	○	○	32.6km	45.8km	福）与謝野町社会福祉協議会	
11	浜町会館	岩滝2302-1	46-5347	1	×	214	64	岩滝地区	1.3m	○		32.4km	45.6km	区長	
12	浜町野田会館	弓木1714-13	－	1	×	116	35	岩滝地区	1.3m	○	○	32.1km	45.4km	区長	
13	岩滝母と子どものセンター	岩滝1767-1	46-3226	2	○	184	55	岩滝地区	2.7m	○	○	32.5km	45.7km	町長	
14	岩滝保健センター	岩滝2046	46-0868	2	○	800	240	岩滝地区	1.5m	○	○	32.4km	45.6km	町長	
15	薮後区集会所	岩滝1262-3	－	1	×	150	45	岩滝地区	6.6m	○	○	32.7km	45.8km	区長	
16	岩滝体育館	岩滝861-2	46-5320	2	○	1,789	716	岩滝地区	3.2m	○		32.4km	45.6km	教育長	
17	岩滝小体育館	岩滝850	－	2	○	531	212	岩滝地区	1.7m	○	○	32.3km	45.5km	教育長	
18	岩滝武道場	岩滝850	－	1	○	496	198	岩滝地区	3.2m	○	○	32.3km	45.5km	教育長	
19	かえでこども園	岩滝861-2	46-2026	1	○	1,652	495	岩滝地区	3.4m	○	○	32.4km	45.6km	所長	
20	岩滝児童館	岩滝856-1	46-2382	1	×	187	56	岩滝地区	1.8m	○		32.4km	45.5km	町長	
21	東町会館	岩滝856-2	46-4253	1	×	370	111	岩滝地区	1.8m	○		32.4km	45.5km	区長	
22	男山地区公民館	男山381	46-2165	1	×	323	97	男山地区	6.0m	○	○	31.7km	44.8km	区長	
23	阿蘇海集会所	男山248-11	－	1	×	126	38	男山地区	1.9m	○	○	31.6km	44.8km	区長	
24	岩滝コミュニティーセンター	岩滝98-1	46-5339	1	×	438	131	男山地区	4.2m	○	○	32.0km	45.1km	町長	

注１　網がけ面積は、概数

注２　収容可能人口については、建物面積×60％（※玄関・トイレ等使用不能の場所を除くため）÷一人当たり２㎡で算出

※ただし、体育館については80％が使用可能として算出

（３）野田川地域

１．避難地（15 箇所）

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造（RC･SRCを含む）	面積（㎡）	収容人口	地区名	海抜高	風水害	地震	管理責任者	備考
1	三河内小学校グラウンド	三河内1858	－	－	－	11,576	2,025	三河内地区	22.1m	○	○	学校長	
2	加悦谷高等学校グラウンド	三河内810	－	－	－	13,900	2,432	三河内地区	8.7m	○	○	学校長	
3	三ツ葉グラウンド	三河内913	－	－	－	2,864	501	三河内地区	9.6m	○	○	町長	
4	野田川グラウンド	幾地450	－	－	－	16,525	2,891	三河内・四辻地区	19.7m	○	○	町長	
5	野田川森林公園	三河内28他	－	－	－	36,828	6,444	三河内地区	37.8m	○	○	合同会社コミュニティ野田川	
6	岩屋小学校グラウンド	岩屋278-1	－	－	－	9,705	1,698	岩屋地区	34.1m		○	学校長	
7	幾地さんさんパーク	幾地1720	－	－	－	11,575	2,025	幾地地区	24.1m	○	○	区長	
8	市場小学校グラウンド	幾地1013	－	－	－	11,515	2,015	幾地・四辻地区	19.3m	○	○	学校長	
9	江陽中学校グラウンド	四辻893	－	－	－	12,900	2,257	四辻・上山田地区	17.7m	○	○	学校長	
10	山田小学校グラウンド	下山田10	－	－	－	9,380	1,641	上山田・下山田地区	7.5m	○	○	学校長	
11	中縄遊園地	上山田1-1	－	－	－	388	67	上山田地区	11.6m	○	○	区長	
12	石川小学校グラウンド	石川743-2	－	－	－	9,978	1,746	石川地区	5.2m	○	○	学校長	
13	川上運動広場	石川5389-1	－	－	－	1,373	240	石川地区	47.0m	○	○	川上地区総代	
14	大宮運動広場	石川5193	－	－	－	2,363	413	石川地区	24.9m	○	○	大宮地区総代	
15	寺岡公園	石川5044-1	－	－	－	363	63	石川地区	16.7m	○	○	大宮地区総代	

注１　網がけ面積は、概数

注２ 収容可能人口については、面積×70%(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ施設・周辺部等使用不能の場所を除くため)÷一人当たり４㎡で算出

２．避難所（47 箇所）

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造（RC･SRCを含む）	面積（㎡）	収容人口	地区名	海抜高	風水害	地震	高浜原子力発電所との距離	大飯原子力発電所との距離	管理責任者	備考
1	三河内小学校（体育館）	三河内1858	42-3602	1	○	512	205	三河内地区	22.1m	○	○	37.6km	51.1km	学校長	
2	加悦谷高等学校（体育館）	三河内810	42-2171	1・2	○	2,831	1,132	三河内地区	8.7m	○	○	37.3km	50.8km	学校長	2棟
3	上地会館	三河内1779	42-6805	1	○	186	56	三河内地区	10.4m	○		37.5km	51.0km	館長	
4	出雲大社巌分祠	三河内146	42-6211	2	○	3,901	1,170	三河内地区	48.5m	○		38.2km	51.7km	代表役員	貴宝殿2,737、後藤神社1,164
5	三河内幼稚園	三河内1947-1	42-2297	1	×	488	146	三河内地区	26.0m	○	○	37.7km	51.3km	園長	
6	梅谷会館	三河内913	42-2670	1	×	230	184	三河内地区	9.4m	○	○	37.3km	50.9km	館長	
7	下地会館	三河内573-6	42-5023	1	×	184	55	三河内地区	8.5m	○		37.2km	50.7km	館長	
8	野田川ユースセンター	三河内48-1	42-2000	1	×	917	275	三河内地区	57.6m	○	○	37.9km	51.4km	財）コミュニティ野田川	
9	倭文神社	三河内2251	43-0206	1	×	175	53	三河内地区	17.7m	○		37.6km	51.1km	宮司	2棟 ①75、②100
10	岩屋小学校（体育館）	岩屋278-1	42-3603	1	○	740	296	岩屋地区	34.0m	○	○	38.9km	52.4km	学校長	
11	岩屋地区公民館	岩屋303-1	42-4336	2	○	465	140	岩屋地区	21.6m	○		38.9km	52.4km	区長	
12	上地会館	岩屋938-1	－	1	×	129	39	岩屋地区	27.7m	○		39.4km	52.8km	館長	
13	奥地会館	岩屋541-1	－	1	×	104	31	岩屋地区	38.0m	○		39.2km	52.7km	館長	
14	下地会館	岩屋345	43-1200	1	×	108	32	岩屋地区	24.3m	○		39.0km	52.5km	館長	
15	西林地会館	岩屋9-10	－	1	×	141	42	岩屋地区	23.4m	○		38.5km	52.0km	館長	
16	市場小学校（体育館）	幾地1013	42-3174	1	○	1,052	421	幾地・四辻地区	19.3m	○	○	37.1km	50.5km	学校長	

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造（RC･SRCを含む）	面積（㎡）	収容人口	地区名	海抜高	風水害	地震	高浜原子力発電所との距離	大飯原子力発電所との距離	管理責任者	備考
17	野田川こども園	幾地1329	42-3609	1	○	1,124	337	幾地地区	14.5m	○	○	37.3km	50.8km	所長	
18	幾地地区公民館	幾地1490	42-3411	1	○	412	124	幾地地区	14.6m	○	○	37.6km	51.1km	区長	
19	幾地さんさんパーク集会所	幾地1720	42-1373	1	○	269	81	幾地地区	23.9m	○	○	37.9km	51.4km	区長	
20	養源院	幾地1171	42-3314	2	×	187	56	幾地地区	29.2m	○		37.5km	50.9km	住職	
21	野田川わーくぱる	四辻161	42-7711	2	○	610	183	四辻地区	7.9m	○	○	36.4km	49.9km	町長	
22	中央公民館	四辻142-1	43-1157	2	○	905	271	四辻地区	7.9m	○	○	36.5km	50.0km	館長	
23	野田川体育館	四辻145	―	1	○	739	295	四辻地区	7.9m	○	○	36.5km	50.0km	教育長	
24	江陽中学校（体育館）	四辻893	43-1162	1	○	1,653	661	四辻・上山田地区	18.3m	○	○	36.6km	50.0km	学校長	
25	四辻地区公民館	四辻1013-2	42-5611	1	○	377	113	四辻地区	14.3m	○	○	37.0km	50.5km	区長	
26	宝泉寺	四辻33	42-3704	2	×	272	82	四辻地区	14.2m	○		37.0km	50.5km	住職	
27	山田小学校（体育館）	下山田10	42-3605	1	○	497	199	上山田・下山田地区	9.2m	○	○	35.3km	48.7km	学校長	
28	山田保育所	下山田376	42-3610	1	○	1,085	326	上山田・下山田地区	14.1m		○	35.3km	48.7km	所長	
29	尾崎会館	上山田895	42-7933	1	×	198	59	上山田地区	28.7m	○		36.4km	49.8km	館長	
30	上山田地区公民館	上山田1130-4	43-1595	1	×	392	118	上山田地区	14.5m	○	○	36.0km	49.5km	区長	
31	水戸谷会館	上山田1351-2	43-0091	1	×	181	54	上山田地区	20.7m	○		35.8km	49.2km	区長	
32	コミュニティ消防センター（第３分団消防車庫詰所）	下山田393-1	-	2	○	214	64	上山田・下山田地区	10.5m	○	○	35.2km	48.6km	町長	
33	下山田ふれあいハウス	下山田1029-2	-	1	×	78	23	下山田地区	30.5m	○		34.9km	48.3km	区長	

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造（RC･SRCを含む）	面積（㎡）	収容人口	地区名	海抜高	風水害	地震	高浜原子力発電所との距離	大飯原子力発電所との距離	管理責任者	備考
34	野田川駅舎	下山田1340-3	42-3202	1	○	129	39	下山田地区	6.6m	○	○	34.5km	47.9km	町長	
35	下山田地区公民館	下山田1170	42-3807	1	×	361	108	下山田地区	13.0m	○	○	34.7km	48.1km	区長	
36	下地会館	下山田1555	－	1	×	156	47	下山田地区	21.0m	○		34.3km	47.7km	館長	
37	石川小学校（体育館）	石川743-2	42-3606	1	○	434	174	石川地区	5.2m	○	○	34.7km	48.2km	学校長	
38	石川保育所	石川556	42-3611	1	○	1,014	304	石川地区	4.3m	○	○	34.9km	48.3km	所長	
39	堂谷公民館	石川1445-2	－	2	×	177	53	石川地区	4.8m	○	○	33.7km	47.1km	堂谷地区総代	
40	下地公民館	石川2306	42-7979	1	×	121	36	石川地区	5.4m	○		34.5km	48.0km	下地地区総代	
41	石川農業構造改善センター	石川743-2他	42-3509	1	×	386	116	石川地区	7.0m	○	○	34.7km	48.2km	町長	
42	上地公民館	石川2507	42-3628	1	×	171	51	石川地区	8.2m	○		34.3km	47.8km	上地地区総代	
43	高津会館	石川2996-1	－	1	×	119	36	石川地区	8.7m	○		34.1km	47.6km	上地地区総代	
44	川上公民館	石川3223	42-5126	2	×	154	46	石川地区	43.5m	○	○	33.0km	46.5km	町長	
45	大宮神社	石川4990-1	－	1	×	128	38	石川地区	19.3m	○		34.6km	48.1km	宮司	
46	大宮会館	石川4548-6	43-0963	1	×	235	71	石川地区	22.6m	○		34.5km	48.0km	大宮地区総代	
47	亀山公民館	石川6386	42-6303	1	×	184	55	石川地区	6.3m	○		35.5km	49.0km	亀山地区総代	

注１　網がけ面積は、概数
注２　収容可能人口については、建物面積×60％（※玄関・トイレ等使用不能の場所を除くため）÷一人当たり２㎡で算出
※ただし、体育館については80％が使用可能として算出

【福祉避難所】

施　設　名	住　所	電話番号	海抜高	高浜原子力発電所との距離	大飯原子力発電所との距離	備　考
特別養護老人ホーム与謝の園	明石 80	42-0050	7.1m	35.9km	49.4km	
特別養護老人ホーム虹ヶ丘	岩屋 600 番地 3	43-2011	30.1m	39.2km	52.7km	
特別養護老人ホームあじさい苑	弓木 13 番地 6	46-5761	24.9m	33.1km	46.3km	
みんなのうち加悦奥	加悦奥 138 番地 3	44-1712	16.6m	38.1km	51.7km	
みんなのうち後野	後野 542 番地 6	44-2277	13.8m	37.4km	51.0km	
ふれあいホーム神宮寺	石川 2376 番地	44-2030	19.4m	34.4km	47.8km	
グループホーム芳寿館	四辻 36 番地 2	44-3022	10.6m	37.0km	50.5km	
グループホームよさの	三河内 883 番地 2	43-1840	8.9m	37.3km	50.8km	
グループホームふれあい	明石 652 番地 1	44-1010	9.8m	36.0km	49.5km	
介護ハウスうえもり	明石 642 番地 2	42-6663	9.8m	36.0km	49.5km	
小規模多機能型居宅介護ユメライフはしだて	岩滝 901 番地 1	46-1150	7.4m	32.7km	45.8km	
知的障害者入所更生施設夢織りの郷	岩屋 600 番地 6	43-0380	36.5m	39.1km	52.7km	
ほっとホーム	四辻 1004 番地	44-1886	18.2m	36.8km	50.3km	
宮津与謝聴覚言語障害者地域活動支援センター	岩滝 2113 番地	46-5390	1.7m	32.6km	45.8km	
リフレかやの里	金屋 1730 番地	43-1730	76.9m	37.0km	50.6km	
特別養護老人ホームやすら苑	加悦 802 番地 7	43-2500	11.7m	37.5km	51.0km	
ショートステイやすらいろ	加悦 802 番地 7	44-1177	11.7m	37.5km	51.0km	
岩滝あじさい苑ひより	岩滝 98 番地 1	56-5339	30.3m	32.8km	45.9km	
野田川共同作業所	算所 421 番地	44-1545	7.7m	36.7km	50.2km	
デイサービスひまわり	上山田 500 番地 1	43-2020	5.0m	35.2km	48.6km	

※各施設の受入可能人数は避難所設置時に協議する。

資料 2-9　応援協定等一覧表

No.	協定等名称	協定等締結先	内容（概略）	締結年月日 （協定期間）
1	災害時における相互応援に関する協定	兵庫県豊岡市	《応援内容》 (1)応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供 (2)応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣 (3)被災者の受入れ (4)前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項	平成 23 年 9 月 1 日
2	与謝野町・斑鳩町災害時相互応援協定	奈良県生駒郡斑鳩町	《応援の種類及び内容》 (1)被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (2)食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びに当該供給に必要な資機材の提供 (3)避難が必要な被災者の受入れ (4)救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 (5)町民等の災害救助ボランティアの斡旋 (6)前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	平成 26 年 2 月 10 日
3	京都府与謝野町・島根県津和野町・三重県明和町 災害時の相互応援に関する協定書	島根県鹿足郡津和野町 三重県多気郡明和町	《応援の種類》 (1)被災者の救出、施設の応援復旧等に必要な物資及び資機材の提供 (2)食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (3)救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 (4)避難が必要な被災者の受入れ (5)町民等の災害救助ボランティアの斡旋 (6)前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項	平成 26 年 1 月 29 日
4	災害時における相互応援に関する協定	岡山県総社市	《応援の種類》 (1)被災者の救出、施設の応援復旧等に必要な物資及び資機材の提供 (2)食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (3)救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 (4)避難が必要な被災者の受入れ (5)町民等の災害救助ボランティアの斡旋 (6)前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項	平成 30 年 3 月 29 日

資料３　災害応急対策関係

資料 3-1　災害対策本部の標識及び職員の証票

（１）本部の標識

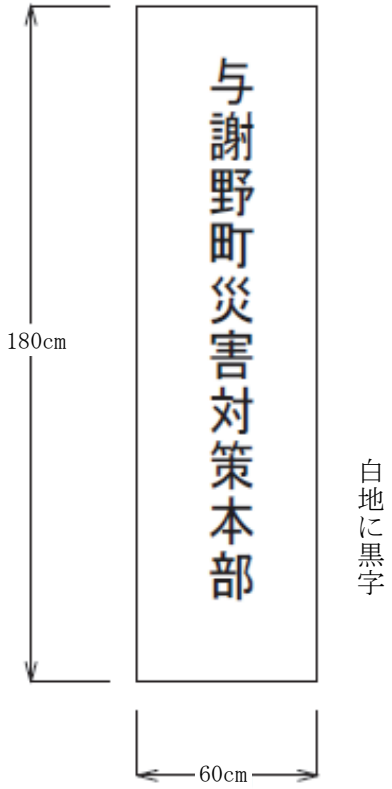

（２）腕章

ア　本部長用

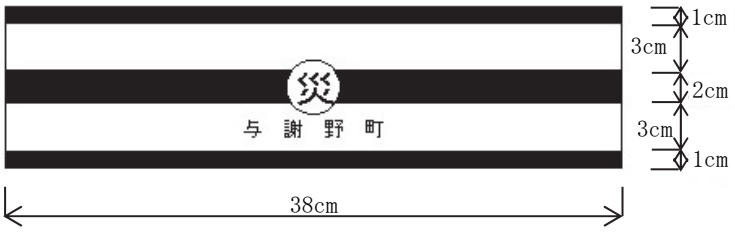

イ　副本部長及び本部付用

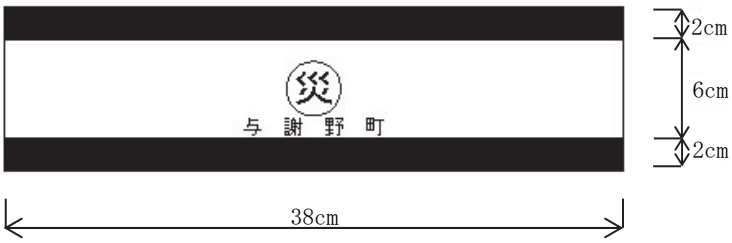

ウ　本部要員用

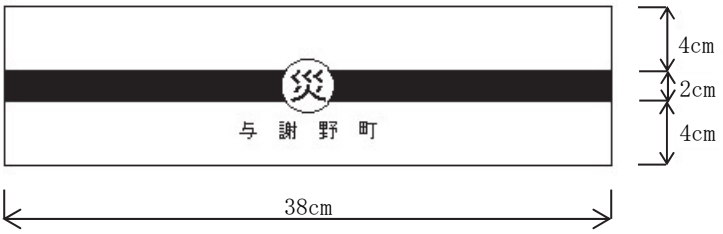

エ　班長用

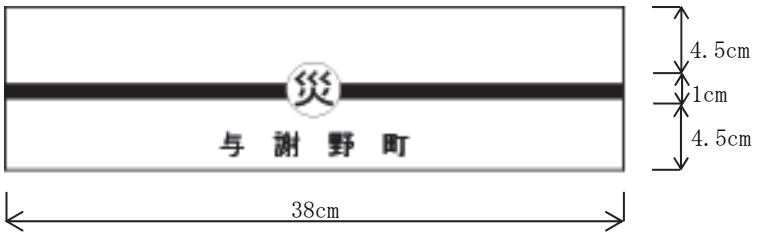

オ　班員用

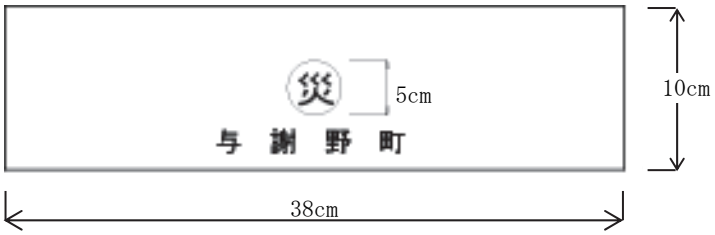

資料 3-2　風水害等の災害時における災害警戒本部動員体制

防災安全課体制（2名）

与謝野町役場本庁舎　　災害警戒本部

【発令基準】
1.大雪警報が発表され、かつ積雪観測所の警戒積雪深を超えた場合(町内の府積雪観測所6ヵ所中、1ヵ所以上が超えた場合)
2.暴風警報が発表され、**かつ台風の接近が伴わない場合**
3.暴風雪警報が発表された場合

本部要員（２）

情報収集体制（8名）

与謝野町役場本庁舎　　災害警戒本部

【発令基準】
1.暴風警報が発表され、**かつ台風の接近が伴う場合**
2.その他町長が必要と認めたとき

本部要員（２）

与謝野町役場各庁舎　災害警戒支部

庁舎名	担当課
本庁舎	総務課（１）
岩滝支部（２）	商工振興課（１）
加悦庁舎	税務課（１）
加悦支部（２）	福祉課（１）
野田川庁舎	住民環境課（１）
野田川支部（２）	社会教育課（１）

1号配備（29名）

与謝野町役場本庁舎　　災害警戒本部

本部長	副本部長	本部要員（４）
町　長	副町長	

【発令基準】
1.大雨警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表されたとき　※ 高潮警報のみの場合は、加悦・野田川支部は除く
2.1に記載の警報が発表されない場合で堂谷橋の水位が3.00ｍを超えたとき
3.その他町長が必要と認めたとき

課長が不在の時は、次席の職員で対応とする。

与謝野町役場各庁舎　災害警戒支部

庁舎名	担当課
本庁舎 岩滝支部（６）	総務課（２）
	商工振興課（１）
	企画財政課（１）
	建設課（１）
	会計室（１）
加悦庁舎 加悦支部（１１）	税務課（３）
	福祉課（１）
	農林課（１）
	議会事務局（１）
	ＣＡＴＶセンター（１）
	子育て応援課（２）
	学校教育課（２）
野田川庁舎 野田川支部（６）	住民環境課（２）
	社会教育課（１）
	上下水道課（１）
	保健課（１）
	観光交流課（１）

2号配備（50名）

与謝野町役場本庁舎　　災害警戒本部

本部長	副本部長	本部要員（４）
町　長	副町長	

【発令基準】
1.台風の進路にあたり、尚且つ出動要請があれば参集
2.大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止措置、田畑冠水等の事象が出始めたとき、又は短時間のうちに見込まれ、尚且つ出動要請があれば参集
3.その他町長が必要と認めたとき

支部体制に関しては、各支部15名体制を基本とし、管理職を加えた編成とする。

【ヘルスケアトリアージ対策チーム（２）】

与謝野町役場各庁舎　災害警戒支部

庁舎名	担当課
本庁舎 岩滝支部（１４）	総務課（３）
	商工振興課（２）
	企画財政課（３）
	建設課（４）
	会計室（２）※基本1名
加悦庁舎 加悦支部（１５）※基本15名	税務課（３）
	福祉課（２）※基本3名
	農林課（３）
	議会事務局（１）
	ＣＡＴＶセンター（１）※基本1名
	子育て応援課（２）
	学校教育課（２）
	住民環境課加悦庁舎住民係（１）※基本０名
野田川庁舎 野田川支部（１３）	住民環境課（３）
	社会教育課（３）
	上下水道課（３）
	保健課（２）
	観光交流課（２）

3号配備（140名）

与謝野町役場本庁舎　　災害警戒本部

本部長	副本部長	本部要員
町　長	副町長	（４）
	本部付	
	教育長	

【発令基準】
1.複数の支部管内において、暴風雨又は局地的集中豪雨による住家の被害が発生したとき、若しくは発生することが予想されるときで尚且つ出動要請があれば参集
2.その他町長が必要と認めたとき

【ヘルスケアトリアージ対策チーム（１４）】

：ハード緊急対応業務従事者

与謝野町役場各庁舎　災害警戒支部

庁舎名	担当課
本庁舎 岩滝支部 （４６）	総務課（１２）
	商工振興課（６）
	企画財政課（１２）
	会計室（２）
	建設課（１３）
	住民環境課（本庁舎住民係）（１）
加悦庁舎 加悦支部 （３６）	税務課(5)
	福祉課（８）
	農林課（１１）
	議会事務局（２）
	ＣＡＴＶセンター（３）
	子育て応援課（４）
	学校教育課（２）
	住民環境課（加悦庁舎住民係）（１）
野田川庁舎 野田川支部 （３７）	住民環境課（７）
	社会教育課（６）
	上下水道課（１１）
	保健課（６）
	観光交流課（７）

資料 3-3　震災時における災害警戒本部動員体制

情報収集体制（21名）

与謝野町役場本庁舎　　情報収集体制本部

本部長	副本部長	本部要員（４）
町　長	副町長	

【発令基準】
1.町域に震度4の地震を観測したとき
2.津波注意報が発表されたとき
3.その他町長が必要とと認めたとき
※津波注意報のみの場合は、加悦・野田川地域を除く

与謝野町役場各庁舎　情報収集体制支部

庁舎名	担当課
本庁舎 岩滝支部 （５）	総務課（２）
	商工振興課（１）
	建設課（２）
加悦庁舎 加悦支部 （５）	税務課（２）
	福祉課（１）
	農林課（２）
野田川庁舎 野田川支部 （５）	住民環境課（２）
	社会教育課（１）
	上下水道課（２）

災害警戒本部（140名）

与謝野町役場本庁舎　　災害警戒本部

本部長	副本部長	本部要員（４）
町　長	副町長	
	本部付 教育長	

【発令基準】
1.津波警報が発表されたとき
2.その他町長が必要と認めたとき

【ヘルスケアトリアージ対策チーム（１４）】
風水害等警戒体制3号配備の担当者に準ずる

：ハード緊急対応業務従事者

与謝野町役場各庁舎　　災害警戒支部

庁舎名	担当課	担当者
本庁舎 岩滝支部（４６）	総務課（１２）	風水害等警戒体制3号配備の担当者に準ずる
	商工振興課（６）	
	企画財政課（１２）	
	会計室（２）	
	建設課（１３）	
	住民環境課（本庁舎住民係）（１）	
加悦庁舎 加悦支部（３６）	税務課(5)	風水害等警戒体制3号配備の担当者に準ずる
	福祉課（８）	
	農林課（１１）	
	議会事務局（２）	
	ＣＡＴＶセンター（３）	
	子育て応援課（４）	
	学校教育課（２）	
	住民環境課（加悦庁舎住民係）（１）	
野田川庁舎 野田川支部（３７）	住民環境課（７）	風水害等警戒体制3号配備の担当者に準ずる
	社会教育課（６）	
	上下水道課（１１）	
	保健課（６）	
	観光交流課（７）	

資料 3-4　風水害等の災害時における災害対策本部動員体制

※初動時の本部（本庁舎）への参集体制は各部の活動、状況を勘案の上、次席の職員配置を考慮することとする。

1号動員（140名）

与謝野町役場本庁舎　　災害対策本部

本部長	副本部長	本部要員（１８）
町　長	副町長	防災安全課長 総務課長 企画財政課長 会計室長 建設課長 商工振興課長 観光交流課長 議会事務局長 福祉課長 保健課長 農林課長 ＣＡＴＶセンター長 税務課長 子育て応援課長 学校教育課長 社会教育課長 住民環境課長 上下水道課長
	本部付 教育長	

◆災害対策本部（緊急対応動員体制）から移行することとなるが設置基準の目安は次のとおり

【設置基準の目安】
[風水害等時]
1.複数の支部管内において、暴風雨又は局地的集中豪雨による住家の被害が発生したとき

[全ての災害に共通]
1.その他町長が必要と認めたとき

与謝野町役場各庁舎　　災害対策本部

庁舎名	担当課		担当者
本庁舎（４９）	防災安全課（３）	【総務部】	風水害等警戒体制3号配備の担当者に準ずる（左記の本部要員を除く）
	総務課（１１）	【岩滝支部・総務部】	
	企画財政課（１１）	【総務部】	
	会計室（１）	【総務部】	
	建設課（１２）	【建設部】	
	商工振興課（５）	【商工観光部】	
	観光交流課（６）	【商工観光部】	
加悦庁舎（５２）	福祉課（８）	【民生部】	風水害等警戒体制3号配備の担当者に準ずる（左記の本部要員を除く）
	保健課（１２）	【民生部】	
	子育て応援課（９）	【民生部】	
	農林課（１０）	【産業部】	
	学校教育課（１）	【教育部】	
	社会教育課（５）	【教育部】	
	議会事務局（１）	【議会部・教育部】	
	税務課（４）	加悦支部・調査部】	
	ＣＡＴＶセンター（２）	【調査部】	
野田川庁舎（１８）	住民環境課（８）	【野田川支部・住民部】	風水害等警戒体制3号配備の担当者に準ずる（左記の本部要員を除く）
	上下水道課（１０）	【上下水道部】	

2号動員(177名)※庁舎勤務職員全員

与謝野町役場本庁舎　　災害対策本部

本部長	副本部長	本部要員（１８）
町　長	副町長	防災安全課長 総務課長 企画財政課長 会計室長 建設課長 商工振興課長 観光交流課長 議会事務局長 福祉課長 保健課長 農林課長 ＣＡＴＶセンター長 税務課長 子育て応援課長 学校教育課長 社会教育課長 住民環境課長 上下水道課長
	本部付 教育長	

◆災害対策本部（緊急対応動員体制）から移行することとなるが設置基準の目安は次のとおり

【設置基準の目安】
[風水害等時]
1.おおむね全町域において、暴風雨又は局地的集中豪雨による住家の被害が発生したとき

[全ての災害に共通]
1.その他町長が必要と認めたとき

与謝野町役場各庁舎　　災害対策本部

庁舎名	担当課		担当者
本庁舎（５４）	防災安全課（３）	【総務部】	庁舎勤務職員全員 ※左記の本部要員を除く職員全員
	総務課（１１）	【岩滝支部・総務部】	
	企画財政課（１２）	【総務部】	
	会計室（２）	【総務部】	
	建設課（１３）	【建設部】	
	商工振興課（６）	【商工観光部】	
	観光交流課（７）	【商工観光部】	
加悦庁舎（８０）	税務課（７）	【加悦支部・調査部】	庁舎勤務職員全員 ※左記の本部要員を除く職員全員
	福祉課（１７）	【民生部】	
	保健課（１３）	【民生部】	
	子育て応援課（１５）	【民生部】	
	農林課（１０）	【産業部】	
	学校教育課（６）	【教育部】	
	社会教育課（７）	【教育部】	
	議会事務局（２）	【議会部・教育部】	
	ＣＡＴＶセンター（３）	【調査部】	
野田川庁舎（２２）	住民環境課（１２）	【野田川支部・住民部】	庁舎勤務職員全員 ※左記の本部要員を除く職員全員（住民環境課本庁舎、加悦庁舎住民係は住民環境課に含める）
	上下水道課（１０）	【上下水道部】	

※再任用職員（フルタイム）含む

3号動員（256名）※庁舎外機関含む全職員

与謝野町役場本庁舎　　災害対策本部

本部長	副本部長	本部要員（１８）
町　長	副町長	防災安全課長
		総務課長
		企画財政課長
		会計室長
		建設課長
		商工振興課長
		観光交流課長
		議会事務局長
		福祉課長
		保健課長
		農林課長
		ＣＡＴＶセンター長
		税務課長
		子育て応援課長
		学校教育課長
		社会教育課長
		住民環境課長
		上下水道課長
	本部付 教育長	

◆災害対策本部（緊急対応動員体制）から移行することとなるが設置基準の目安は次のとおり

【設置基準の目安】
[風水害等時]
1.災害救助法による応急対策の実施を必要とする大規模な災害が発生し、かつ町長が必要と認めたとき

[全ての災害に共通]
1.特別警報が発表されたとき
2.その他町長が必要と認めたとき

与謝野町役場各庁舎　　災害対策本部

庁舎名	担当課		担当者
本庁舎（５４）	防災安全課（３）	【総務部】	庁舎勤務職員全員 ※左記の本部要員を除く職員全員
	総務課（１１）	【岩滝支部・総務部】	
	企画財政課（１２）	【総務部】	
	会計室（２）	【総務部】	
	建設課（１３）	【建設部】	
	商工振興課（６）	【商工観光部】	
	観光交流課（７）	【商工観光部】	
加悦庁舎（８０）	税務課（７）	【加悦支部・調査部】	庁舎勤務職員全員 ※左記の本部要員を除く職員全員
	福祉課（１７）	【民生部】	
	保健課（１３）	【民生部】	
	子育て応援課（１５）	【民生部】	
	農林課（１０）	【産業部】	
	学校教育課（６）	【教育部】	
	社会教育課（７）	【教育部】	
	議会事務局（２）	【議会部・教育部】	
	ＣＡＴＶセンター（３）	【調査部】	
野田川庁舎（２２）	住民環境課（１２）	【野田川支部・住民部】	庁舎勤務職員全員 ※左記の本部要員を除く職員全員（住民環境課本庁舎、加悦庁舎住民係は住民環境課に含める）
	上下水道課（１０）	【上下水道部】	
庁舎外機関（７９）	かえでこども園（１６）	【民生部】	職員全員
	かやこども園（１１）	【民生部】	
	桑飼保育園（６）	【民生部】	
	のだがわこども園（１２）	【民生部】	
	山田保育所（８）	【民生部】	
	石川保育所（８）	【民生部】	
	国保診療所（４）	【民生部】	
	学校給食センター（７）	【教育部】	
	加悦中学校（１）	【教育部】	
	岩滝小学校（１）	【教育部】	
	図書館（１）	【教育部】	
	野田川衛生プラント（４）	【住民部】	

※再任用職員（フルタイム）含む

資料 3-5　震災時における災害対策本部動員体制

※初動時の本部（本庁舎）への参集体制は各部の活動、状況を勘案の上、次席の職員配置を考慮することとする。

1号動員（140名）

与謝野町役場本庁舎　　災害対策本部

本部長	副本部長	本部要員（１８）
町　長	副町長	防災安全課長 総務課長 企画財政課長 会計室長 建設課長 商工振興課長 観光交流課長 議会事務局長 福祉課長 保健課長 農林課長 ＣＡＴＶセンター長 税務課長 子育て応援課長 学校教育課長 社会教育課長 住民環境課長 上下水道課長
	本部付 教育長	

◆災害対策本部（緊急対応動員体制）から移行することとなるが設置基準の目安は次のとおり

【設置基準の目安】
[地震時]
1.町域に震度5弱の地震を観測したとき
[全ての災害に共通]
1.その他町長が必要と認めたとき

与謝野町役場各庁舎　　災害対策本部

庁舎名	担当課		担当者
本庁舎（４９）	防災安全課（３）	【総務部】	風水害等警戒体制3号配備の担当者に準ずる（左記の本部要員を除く）
	総務課（１１）	【岩滝支部・総務部】	
	企画財政課（１１）	【総務部】	
	会計室（１）	【総務部】	
	建設課（１２）	【建設部】	
	商工振興課（５）	【商工観光部】	
	観光交流課（６）	【商工観光部】	
加悦庁舎（５２）	福祉課（８）	【民生部】	風水害等警戒体制3号配備の担当者に準ずる（左記の本部要員を除く）
	保健課（１２）	【民生部】	
	子育て応援課（９）	【民生部】	
	農林課（１０）	【産業部】	
	学校教育課（１）	【教育部】	
	社会教育課（５）	【教育部】	
	議会事務局（１）	【議会部・教育部】	
	税務課（４）	加悦支部・調査部】	
	ＣＡＴＶセンター（２）	【調査部】	
野田川庁舎（１８）	住民環境課（８）	【野田川支部・住民部】	風水害等警戒体制3号配備の担当者に準ずる（左記の本部要員を除く）
	上下水道課（１０）	【上下水道部】	

2号動員（177名）※庁舎勤務職員全員

与謝野町役場本庁舎　　災害対策本部

本部長	副本部長	本部要員（１８）
町　長	副町長	防災安全課長 総務課長 企画財政課長 会計室長 建設課長 商工振興課長 観光交流課長 議会事務局長 福祉課長 保健課長 農林課長 ＣＡＴＶセンター長 税務課長 子育て応援課長 学校教育課長 社会教育課長 住民環境課長 上下水道課長
	本部付 教育長	

◆災害対策本部（緊急対応動員体制）から移行することとなるが設置基準の目安は次のとおり

【設置基準の目安】
[地震時]
1.町域に震度5強の地震を観測したとき
[全ての災害に共通]
1.その他町長が必要と認めたとき

与謝野町役場各庁舎　　災害対策本部

庁舎名	担当課		担当者
本庁舎（５４）	防災安全課（３）	【総務部】	庁舎勤務職員全員 ※左記の本部要員を除く職員全員
	総務課（１１）	【岩滝支部・総務部】	
	企画財政課（１２）	【総務部】	
	会計室（２）	【総務部】	
	建設課（１３）	【建設部】	
	商工振興課（６）	【商工観光部】	
	観光交流課（７）	【商工観光部】	
加悦庁舎（８０）	税務課（７）	【加悦支部・調査部】	庁舎勤務職員全員 ※左記の本部要員を除く職員全員
	福祉課（１７）	【民生部】	
	保健課（１３）	【民生部】	
	子育て応援課（１５）	【民生部】	
	農林課（１０）	【産業部】	
	学校教育課（６）	【教育部】	
	社会教育課（７）	【教育部】	
	議会事務局（２）	【議会部・教育部】	
	ＣＡＴＶセンター（３）	【調査部】	
野田川庁舎（２２）	住民環境課（１２）	【野田川支部・住民部】	庁舎勤務職員全員 ※左記の本部要員を除く職員全員（住民環境課本庁舎、加悦庁舎住民係は住民環境課に含める）
	上下水道課（１０）	【上下水道部】	

※再任用職員（フルタイム）含む

3号動員（256名）※庁舎外機関含む全職員

与謝野町役場本庁舎　　災害対策本部

本部長	副本部長	本部要員（１８）
町　長	副町長	防災安全課長 総務課長 企画財政課長 会計室長 建設課長 商工振興課長 観光交流課長 議会事務局長 福祉課長 保健課長 農林課長 ＣＡＴＶセンター長 税務課長 子育て応援課長 学校教育課長 社会教育課長 住民環境課長 上下水道課長
	本部付 教育長	

◆災害対策本部（緊急対応動員体制）から移行することとなるが設置基準の目安は次のとおり

【設置基準の目安】
[地震時]
1.町域に震度6弱以上の地震を観測したとき
2.災害救助法による応急対策の実施を必要とする大規模な災害が発生し、かつ町長が必要と認めたとき

[全ての災害に共通]
1.特別警報が発表されたとき
2.その他町長が必要と認めたとき

与謝野町役場各庁舎　　災害対策本部

庁舎名	担当課		担当者
本庁舎（５４）	防災安全課（３）	【総務部】	**庁舎勤務職員全員** ※左記の本部要員を除く職員全員
	総務課（１１）	【岩滝支部・総務部】	
	企画財政課（１２）	【総務部】	
	会計室（２）	【総務部】	
	建設課（１３）	【建設部】	
	商工振興課（６）	【商工観光部】	
	観光交流課（７）	【商工観光部】	
加悦庁舎（８０）	税務課（７）	【加悦支部・調査部】	**庁舎勤務職員全員** ※左記の本部要員を除く職員全員
	福祉課（１７）	【民生部】	
	保健課（１３）	【民生部】	
	子育て応援課（１５）	【民生部】	
	農林課（１０）	【産業部】	
	学校教育課（６）	【教育部】	
	社会教育課（７）	【教育部】	
	議会事務局（２）	【議会部・教育部】	
	ＣＡＴＶセンター（３）	【調査部】	
野田川庁舎（２２）	住民環境課（１２）	【野田川支部・住民部】	**庁舎勤務職員全員** ※左記の本部要員を除く職員全員（住民環境課本庁舎、加悦庁舎住民係は住民環境課に含める）
	上下水道課（１０）	【上下水道部】	
庁舎外機関（７９）	かえでこども園（１６）	【民生部】	**職員全員**
	かやこども園（１１）	【民生部】	
	桑飼保育園（６）	【民生部】	
	のだがわこども園（１２）	【民生部】	
	山田保育所（８）	【民生部】	
	石川保育所（８）	【民生部】	
	国保診療所（４）	【民生部】	
	学校給食センター（７）	【教育部】	
	加悦中学校（１）	【教育部】	
	岩滝小学校（１）	【教育部】	
	図書館（１）	【教育部】	
	野田川衛生プラント（４）	【住民部】	

※再任用職員（フルタイム）含む

資料 3-6　通信施設の現況

（1）町デジタル防災行政無線

①　親局設置場所

局名	呼称呼出	設置場所
与謝野町役場	ぼうさいよさのちょう	京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1798 番地 1

②　中継局設置場所

局名	呼称呼出	設置場所
大江山	ぼうさいよさのちょう　おおえやま	京都府与謝郡与謝野町字与謝 292 番地

③　再送信局設置場所

番号	局名	呼称呼出	設置場所
1	織物技能訓練センター	ぼうさいよさのちょう　おりものぎのうくんれんせんたー	京都府与謝郡与謝野町字四辻 515 番地 1
2	口滝	ぼうさいよさのちょう　くちたきさいそうしん	京都府与謝郡与謝野町字滝 1341 番地の先

④　屋外拡声器設置場所一覧表

番号	局名	呼称呼出	設置場所
1	北口	ぼうさいよさのちょう　きたぐち	京都府与謝郡与謝野町字男山 1640-2
2	男山下	ぼうさいよさのちょう　おとこやましも	京都府与謝郡与謝野町字男山 683 の先
3	男山中	ぼうさいよさのちょう　おとこやまなか	京都府与謝郡与謝野町字男山 167-2 の先
4	男山海	ぼうさいよさのちょう　おとこやまうみ	京都府与謝郡与謝野町字男山 262-8 の先
5	男山上	ぼうさいよさのちょう　おとこやまかみ	京都府与謝郡与謝野町字男山 41-1
6	東町	ぼうさいよさのちょう　ひがしまち	京都府与謝郡与謝野町字岩滝 850
7	藪後	ぼうさいよさのちょう　やぶのしろ	京都府与謝郡与謝野町字岩滝 226 の先
8	浜町	ぼうさいよさのちょう　はまちょう	京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1789-11 の先
9	立町	ぼうさいよさのちょう　たてまち	京都府与謝郡与謝野町字岩滝 2271
10	橋中前	ぼうさいよさのちょう　はしちゅうまえ	京都府与謝郡与謝野町字岩滝 2391-3 の先
11	野田	ぼうさいよさのちょう　のだ	京都府与謝郡与謝野町字弓木野田 1714-16
12	弓木上	ぼうさいよさのちょう　ゆみきかみ	京都府与謝郡与謝野町字岩滝 2149-1
13	弓木下	ぼうさいよさのちょう　ゆみきしも	京都府与謝郡与謝野町字弓木 1407-13
14	石田上	ぼうさいよさのちょう　いしだかみ	京都府与謝郡与謝野町字弓木 132-1
15	石田下	ぼうさいよさのちょう　いしだしも	京都府与謝郡与謝野町字弓木 964-1
16	野田川庁舎	ぼうさいよさのちょう　のだがわちょうしゃ	京都府与謝郡与謝野町字四辻 65 番地
17	四辻	ぼうさいよさのちょう　よつつじ	京都府与謝郡与謝野町字四辻 1052 番地 7
18	三河内小学校	ぼうさいよさのちょう　みごちしょうがっこう	京都府与謝郡与謝野町字三河内 1858 番地
19	梅谷	ぼうさいよさのちょう　うめがや	京都府与謝郡与謝野町字三河内 849 番地 3 の先
20	岩屋公民館	ぼうさいよさのちょう　いわやこうみんかん	京都府与謝郡与謝野町字岩屋 303 番地 1
21	岩屋上地	ぼうさいよさのちょう　いわやかみじ	京都府与謝郡与謝野町字岩屋 665 番地 4
22	岩屋保育所	ぼうさいよさのちょう　いわやほいくしょ	京都府与謝郡与謝野町字岩屋 205 番地
23	上山田公民館	ぼうさいよさのちょう　かみやまだこうみんかん	京都府与謝郡与謝野町字上山田 1130 番地 1
24	江陽中学校	ぼうさいよさのちょう　こうようちゅうがっこう	京都府与謝郡与謝野町字上山田 826 番地 1
25	水戸谷交差点	ぼうさいよさのちょう　みとだにこうさてん	京都府与謝郡与謝野町字上山田 237 番地 10
26	下山田倉庫	ぼうさいよさのちょう　しもやまだそうこ	京都府与謝郡与謝野町字下山田 1315 番地 2
27	野田川第４分団車庫	ぼうさいよさのちょう　のだがわだいよんぶんだんしゃこ	京都府与謝郡与謝野町字下山田 393 番地 1
28	下山田東	ぼうさいよさのちょう　しもやまだひがし	京都府与謝郡与謝野町字下山田 1909 番地 1 の先
29	石川小学校	ぼうさいよさのちょう　いしかわしょうがっこう	京都府与謝郡与謝野町字石川 743 番地 2
30	石川下地会館	ぼうさいよさのちょう　いしかわしもじかいかん	京都府与謝郡与謝野町字石川 2305 番地
31	下地堂谷	ぼうさいよさのちょう　しもじどうだに	京都府与謝郡与謝野町字石川 1336 番地 1 の先

番号	局名	呼称呼出	設置場所
32	石川三合池団地	ぼうさいよさのちょう　いしかわさんごういけだんち	京都府与謝郡与謝野町字石川 3001 番地 1
33	亀山橋	ぼうさいよさのちょう　かめやまばし	京都府与謝郡与謝野町字石川 2307 番地 1 の先
34	亀山	ぼうさいよさのちょう　かめやま	京都府与謝郡与謝野町字石川 6536 番地の先
35	石川大宮	ぼうさいよさのちょう　いしかわおおみや	京都府与謝郡与謝野町字石川 4548 番地 6
36	川上運動場	ぼうさいよさのちょう　かわかみうんどうこうえん	京都府与謝郡与謝野町字石川 3589 番地 1
37	川上配水池	ぼうさいよさのちょう　かわかみはいすいち	京都府与謝郡与謝野町字石川 3537 番地 2
38	堂谷	ぼうさいよさのちょう　どうたに	京都府与謝郡与謝野町字石川 1392 番地 1 の先
39	さんさんパーク	ぼうさいよさのちょう　さんさんぱーく	京都府与謝郡与謝野町字幾地 1720 番地
40	幾地公民館	ぼうさいよさのちょう　いくじこうみんかん	京都府与謝郡与謝野町字幾地 1489 番地
41	市場小学校	ぼうさいよさのちょう　いちばしょうがっこう	京都府与謝郡与謝野町字幾地 1013 番地 1
42	町民グランド	ぼうさいよさのちょう　ちょうみんぐらうんど	京都府与謝郡与謝野町字幾地 455 番地
43	奥香河上	ぼうさいよさのちょう　おくかごかみ	京都府与謝郡与謝野町字香河 572 番地
44	算所地区公民館	ぼうさいよさのちょう　さんじょちくこうみんかん	京都府与謝郡与謝野町字算所 516 番地
45	加悦小中グランド	ぼうさいよさのちょう　かやしょうちゅうぐらうんど	京都府与謝郡与謝野町字加悦 715 番地
46	加悦庁舎	ぼうさいよさのちょう　かやちょうしゃ	京都府与謝郡与謝野町字加悦 433 番地
47	加悦奥地区公民館	ぼうさいよさのちょう　かやおくちくこうみんかん	京都府与謝郡与謝野町字加悦奥 281 番地 3
48	町営後野中坪住宅	ぼうさいよさのちょう　ちょうえいうしろのなかつぼじゅうたく	京都府与謝郡与謝野町字後野 736 番地 4
49	金屋地区公民館	ぼうさいよさのちょう　かなやちくこうみんかん	京都府与謝郡与謝野町字金屋 506 番地 3
50	大江山グランド	ぼうさいよさのちょう　おおえやまグラウンド	京都府与謝郡与謝野町字滝 881 番地 1
51	与謝保育園	ぼうさいよさのちょう　よざほいくえん	京都府与謝郡与謝野町字滝 463 番地
52	与謝中里	ぼうさいよさのちょう　よざちゅうり	京都府与謝郡与謝野町字与謝 808 番地 1 の先
53	温江地区公民館	ぼうさいよさのちょう　あつえちくこうみんかん	京都府与謝郡与謝野町字温江 139 番地 5
54	虫本公民館	ぼうさいよさのちょう　むしもとこうみんかん	京都府与謝郡与謝野町字温江 1622 番地
55	山河公民館	ぼうさいよさのちょう　さんごこうみんかん	京都府与謝郡与謝野町字与謝 3172 番地
56	与謝北	ぼうさいよさのちょう　よざきた	京都府与謝郡与謝野町字与謝 2298 番地 3
57	加悦奥 9 番組	ぼうさいよさのちょう　かやおくきゅうばんぐみ	京都府与謝郡与謝野町字加悦奥 1872 番地の先
58	温江桧谷	ぼうさいよさのちょう　あつえひのきたに	京都府与謝郡与謝野町字温江 869 番地
59	金屋桜内	ぼうさいよさのちょう　かなやさくらうち	京都府与謝郡与謝野町字金屋 1364 番地 1
60	明石地区公民館	ぼうさいよさのちょう　あけしちくこうみんかん	京都府与謝郡与謝野町字明石 1490 番地 1
61	明石庄ヶ崎	ぼうさいよさのちょう　あけししょうがさき	京都府与謝郡与謝野町字明石 410 番地 1
62	奥香河	ぼうさいよさのちょう　おくかご	京都府与謝郡与謝野町字香河 1030 番地
63	峠	ぼうさいよさのちょう　とうげ	京都府与謝郡与謝野町字与謝 3511 番地
64	奥滝	ぼうさいよさのちょう　おくたき	京都府与謝郡与謝野町字滝 3551 番地 1
65	金屋上司谷公園	ぼうさいよさのちょう　かなやじょうしたにこうえん	京都府与謝郡与謝野町字金屋 743 番地の先
66	加悦第３分団車庫	ぼうさいよさのちょう　かやだいさんぶんだんしゃこ	京都府与謝郡与謝野町字明石 2353 番地
67	香河日晩寺	ぼうさいよさのちょう　かごひばんじ	京都府与謝郡与謝野町字香河 1491 番地
68	加悦奥浄水場	ぼうさいよさのちょう　かやおくじょうすいじょう	京都府与謝郡与謝野町字加悦奥 1018 番地 3
69	温江湯の谷	ぼうさいよさのちょう　あつえゆのたに	京都府与謝郡与謝野町字温江 2236 番地
70	口滝	ぼうさいよさのちょう　くちたき	京都府与謝郡与謝野町字滝 1357 番地の先

（２）消防無線

与謝野町消防団　無線呼出呼称　　（平成 30 年 4 月 1 日変更）

周波数　　消防波　　152.07 MHz
府県共通波　　148.21 MHz
全国共通波　　150.73 MHz

所属	呼　称	配　　備
正副団長	よさの本部1	団長
	よさの本部2	副団長（警防）
	よさの本部3	副団長（警防）
	よさの本部4	副団長（予防）
本部付分団長	よさの本部5	本部長
	北　　部	
	呼　称	配　　備
	よさの北1	副本部長
	よさの北2	本部付分団長（警防チーフ）
	よさの北3	本部付分団長（警防指導員）
	よさの北4	本部付分団長（予防指導員）
第1分団（旧岩滝第3・第4分団）	よさの101	分団長
	よさの102	副分団長
	よさの103	副分団長
	よさの104	部長
	よさの111	水槽付ポンプ車（指揮者）
	よさの112	ポンプ車（指揮者）
	よさの113	小型ポンプ付積載車（指揮者）
	よさの11	水槽付ポンプ車
	よさの12	ポンプ車
	よさの13	小型ポンプ付積載車
第2分団（旧岩滝第1・第2分団）	よさの201	分団長
	よさの202	副分団長
	よさの203	副分団長
	よさの204	部長
	よさの221	ポンプ車（指揮者）
	よさの222	ポンプ車（指揮者）
	よさの21	ポンプ車
	よさの22	ポンプ車
第3分団（旧野田川第4分団）	よさの301	分団長
	よさの302	副分団長
	よさの303	部長
	よさの331	ポンプ車（指揮者）
	よさの332	小型ポンプ付積載車（指揮者）
	よさの31	ポンプ車
	よさの32	小型ポンプ付積載車
第4分団（旧野田川第5分団）	よさの401	分団長
	よさの402	副分団長
	よさの403	部長
	よさの441	ポンプ車（指揮者）
	よさの442	小型ポンプ付積載車（指揮者）
	よさの41	ポンプ車
	よさの42	小型ポンプ付積載車

所属	呼　称	事務局等
事務局	よさの000	役場本庁舎
	よさの001	消防主任
	よさの002	事務局2
	よさの003	事務局3
南　　部		
	呼　称	配　　備
	よさの南1	副本部長
	よさの南2	本部付分団長（警防チーフ）
	よさの南3	本部付分団長（警防指導員）
	よさの南4	本部付分団長（予防指導員）
第5分団（旧野田川第3分団）	よさの501	分団長
	よさの502	副分団長
	よさの503	部長
	よさの551	水槽付ポンプ車（指揮者）
	よさの552	小型ポンプ付積載車（指揮者）
	よさの51	ポンプ車
	よさの52	小型ポンプ付積載車
第6分団（旧加悦第3分団）	よさの601	分団長
	よさの602	副分団長
	よさの603	部長
	よさの661	ポンプ車（指揮者）
	よさの662	小型ポンプ付積載車（指揮者）
	よさの61	ポンプ車
	よさの62	小型ポンプ付積載車
第7分団（旧野田川第1分団）	よさの701	分団長
	よさの702	副分団長
	よさの703	部長
	よさの771	ポンプ車（指揮者）
	よさの71	ポンプ車
第8分団（旧野田川第2分団）	よさの801	分団長
	よさの802	副分団長
	よさの803	部長
	よさの881	ポンプ車（指揮者）
	よさの81	ポンプ車
第9分団（旧加悦第1分団）	よさの901	分団長
	よさの902	副分団長
	よさの903	部長
	よさの991	水槽付ポンプ車（指揮者）
	よさの992	小型ポンプ付積載車（指揮者）
	よさの993	小型ポンプ付積載車（指揮者）
	よさの91	水槽付ポンプ車
	よさの92	小型ポンプ付積載車
	よさの93	小型ポンプ付積載車
第10分団（旧加悦第2分団）	よさの1001	分団長
	よさの1002	副分団長
	よさの1003	部長
	よさの1011	ポンプ車（指揮者）
	よさの1012	小型ポンプ付積載車（指揮者）
	よさのひゃくいち よさの101	ポンプ車
	よさのひゃくに よさの102	小型ポンプ付積載車

※車両の呼称については、
「よさの51」は、「よさのごじゅういち」
「よさの101」は、「よさのひゃくいち」
と呼称することとする。
その他の団員に帰属する呼称については、
「よさの301」は、「よさのさんまるいち」
「よさの1011」は、「よさのいちまるいちいち」
と呼称することとする。

簡易デジタル無線呼出名称　一覧（消防団連携）

指揮本部及び指揮隊		
配置	呼出名称	旧呼出名称
指令2号車	本署指令車	みやしょう22
現場本部	指揮本部	みやしょう901
連絡用	指揮隊	

本署		
配置	呼出名称	旧呼出名称
消防ポンプ車	本署ポンプ	みやしょう1
消防タンク車	本署タンク	みやしょう2
宮津分署		
配置	呼出名称	旧呼出名称
タンク車	宮津タンク	みやしょうひがし1
加悦谷分署		
配置	呼出名称	旧呼出名称
ポンプ車	加悦谷ポンプ	みやしょうにし1
橋北分署		
配置	呼出名称	旧呼出名称
ポンプ車	橋北ポンプ	みやしょうきた1

使用チャンネル	宮津市消防団・伊根町消防団・与謝野町消防団 岩滝方面隊	11Ch
	与謝野町消防団 野田川方面隊	12Ch
	与謝野町消防団 加悦方面隊	13Ch

（３）防災用ＭＣＡ無線

①　大江山中継局

	局　　数	設　置　場　所
大江山	1	宮津市字小田大字大清水 421 番地１

固定局

	局　　数	配　備　先
本庁舎	2	岩滝地域振興課１、建設課１
加悦庁舎	－	－
野田川庁舎	1	住民環境課１
合計	**3**	

移動局（車載型）

	局　　数	配　備　先
本庁舎	5	総務課１、建設課４
加悦庁舎	9	子育て応援課１、保健課１、農林課４、教育委員会２、税務課１
野田川庁舎	7	住民環境課１、下水道課６
合計	**21**	

（４）ＮＴＴの災害時優先電話

設置箇所名称		電　話　番　号	備　　考
与謝野町役場本庁舎	町長室	４６－２３０５	
〃	代　表	４６－３００１	
与謝野町役場加悦庁舎	代　表	４３－１５１１	
与謝野町役場野田川庁舎	代　表	４４－２０８１	

資料 3-7　被害程度の認定基準等

別表第１　　被害程度の認定基準

分類	用語		被害程度認定規準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
	行方不明		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	重傷者		当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者		当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。
	半壊		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。
	一部破損		全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水		全壊・半壊には該当しないが、住家の床より上に浸水したもの又は、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水		浸水が住家の床上以上に達しない程度のもの。
非住家被害	非住家被害		住家以外の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物		官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
その他の被害	田	流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑	流失・埋没	田に準ずる。
		冠水	
	文教施設		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設
	道路		道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもの。
	橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋
	河川		河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川その他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸

分類	用語		被害程度認定規準
その他の被害	港湾		港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、廃棄物埋立護岸又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設
	砂防		砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸
	崖くずれ		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第２条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	地すべり		地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第２条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	土石流		土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	林地崩壊		森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第２条第１項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃渓流数の合計数とする。
	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設
	鉄道不通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害
	被害船舶		ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	水道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数
	電話		災害により通話不能となった電話の回線数
	電気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数
	ガス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数
	ブロック塀等		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数
り災世帯等	り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	被災者数		被災世帯の構成員とする。
	公立文教施設		公立の文教施設とする。
被害金額	農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物の被害とする。
		林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
		畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
		水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
		商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

様式第１号

災　害　情　報　　第　　報					
対策（警戒）支部 （広域振興局）	月　　日 時現在	発信 者名		受信 者名	（　　時　　分受）
報告事項		記事	□　新　　規 □　続（詳）　　報 （第　　報 関 連）		

様式第２号

報告日時	年　月　日　時　分
府町村名	与 謝 野 町
報告者名	

［災害概況即報］

災害名　　（第　　報）

<table>
<tr><td rowspan="2">災害の概況</td><td>発生場所</td><td colspan="4"></td><td>発生日時</td><td colspan="4">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">被害の状況</td><td rowspan="2">死傷者</td><td>死　者</td><td>人</td><td>不　明</td><td>人</td><td rowspan="2">住　家</td><td>全　壊</td><td>棟</td><td>一部損壊</td><td>棟</td></tr>
<tr><td>負傷者</td><td>人</td><td>計</td><td>人</td><td>半　壊</td><td>棟</td><td>床上浸水</td><td>棟</td></tr>
<tr><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>応急対策の状況</td><td colspan="9"></td></tr>
</table>

様式第３号

被 害 状 況 報 告 (1)

災害名：

第　報	対策本部 支部	月　日　時現在	受信 時刻	月　日　時現在	発信者 受信者	

市町村名									
発生年月日									
項　目		単位	符号	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
人的被害	死　者	人	(1)						
	行方不明者	人	(2)						
	負傷者　重傷	人	(3)						
	負傷者　軽傷	人	(4)						
住家被害	全壊（焼）	棟	(5)						
		世帯	(6)						
		人	(7)						
	半壊（焼）	棟	(8)						
		世帯	(9)						
		人	(10)						
	一部破損	棟	(11)						
		世帯	(12)						
		人	(13)						
	浸水　床上	棟	(14)						
		世帯	(15)						
		人	(16)						
	浸水　床下	棟	(17)						
		世帯	(18)						
		人	(19)						
非住家被害	公共建物	棟	(20)						
	その他	棟	(21)						
その他の被害	田　流出埋没	ha	(22)						
	田　冠水	ha	(23)						
	畑　流出埋没	ha	(24)						
	畑　冠水	ha	(25)						
	文教施設	箇所	(26)						
	病院	箇所	(27)						
	道路　冠水	箇所	(28)						
	道路　崩壊	箇所	(29)						
	道路　その他	箇所	(30)						
	橋りょう	箇所	(31)						
	河川	箇所	(32)						
	港湾	箇所	(33)						
	砂防	箇所	(34)						
	崖くずれ	箇所	(35)						
	地すべり	箇所	(36)						
	土石流	箇所	(37)						
	林地崩壊	箇所	(38)						
	清掃施設	箇所	(39)						
	鉄道不通	箇所	(40)						
	被害船舶	隻	(41)						
	水道	戸	(42)						
	電話	回線	(43)						
	電気	戸	(44)						
	ガス	戸	(45)						
	ブロック塀等	箇所	(46)						
	ﾋﾞﾆｰﾙﾊｳｽ等	棟	(47)						
	農道	箇所	(48)						
	農林水産業施設	箇所	(49)						
	畦畔崩壊	箇所	(50)						
	農作物（　）	ha	(51)						
火災発生	建物	件	(52)						
	危険物	件	(53)						
	その他	件	(54)						
り災世帯数（全・半壊+床上浸水）		世帯	(55)						
り災者数（全・半壊+床上浸水）		人	(56)						

被 害 状 況 報 告 (2)

災害名：

市町村名									
発生年月日				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
項目		単位	符号						
公立文教施設		千円	(a)						
農林水産業施設		千円	(b)						
公共土木施設		千円	(c)						
その他の公共施設		千円	(d)						
小計		千円	(e)						
	公共施設被害市町村		(f)						
その他	農産被害	千円	(g)						
	林産被害	千円	(h)						
	畜産被害	千円	(i)						
	水産被害	千円	(j)						
	商工被害	千円	(k)						
	林地被害	千円	(l)						
	その他	千円	(m)						
	小計	千円	(n)						
被害総額		千円	(o)						
災害対策本部	設置	年月日	(p)						
	解散	年月日	(q)						
災害警戒本部	設置	年月日	(r)						
	解散	年月日	(s)						
消防職員出動延人数		人	(t)						
消防団員出動延人数		人	(u)						
市町村職員出動延人数		人	(v)						
その他出動延人数		人	(w)						
出動延人数合計		人	(x)						

資料 3-8　災害救助法施行細則

１．災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町村（京都市を除く。以下この章において同じ。）単位の被害が次の各号の一以上に該当する災害で、かつ、現に応急的な救助を必要とするときは、市町村ごとに実施する。

（１）市町村の区域（京都市にあっては市及び区の区域。以下この章において同じ。）内の人口に応じ、次に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合。

市町村人口と滅失世帯数

市町村の人口		住家が滅失した世帯の数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

市町村人口と滅失世帯数

市区町村名	人口	滅失世帯数	市区町村名	人口	滅失世帯数
京都府	2,610,353	2,000	久世郡	15,805	50
福知山市	78,935	80	久御山町	15,805	
舞鶴市	83,990	80	綴喜郡	17,229	
綾部市	33,821	60	井手町	7,910	40
宇治市	184,678	100	宇治田原町	9,319	40
宮津市	18,426	50	相楽郡	44,352	
亀岡市	89,479	80	笠置町	1,368	30
城陽市	76,869	80	和束町	3,956	30
向日市	53,380	80	精華町	36,376	60
長岡京市	80,090	80	南山城村	2,652	30
八幡市	72,664	80	船井郡	14,453	
京田辺市	70,835	80	京丹波町	14,453	50
京丹後市	55,054	80	与謝郡	23,944	
南丹市	33,145	60	伊根町	2,110	30
木津川市	72,840	80	与謝野町	21,834	50
乙訓郡	15,181	50			
大山崎町	15,181				

注　人口は平成27年10月１日国勢調査による。

資料：京都府地域防災計画一般計画編第３編災害応急対策計画

（２）京都府の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 2,000 世帯以上の場合であって、市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が上記（１）の滅失世帯数の半数以上であること。

（３）京都府の区域内で住家の滅失した世帯の数が 9,000 世帯以上あって、市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

（４）災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

（例）

① 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被害者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

② 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被害者の救助が極めて困難でありそのため特殊の技術を必要とするものであること。

（５）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

（例）

① 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合（紫雲丸遭難、第五北川丸遭難）

② 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合（上高地遭難）

③ 火山爆発又は有毒ガスの発生のため多数の者が危険にさらされている場合（十勝岳爆発、三宅島爆発）

④ 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合（弥彦神社圧死事件）

⑤ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合（昭和 52.2 豪雪）

⑥ 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合（山形県大蔵村山崩れ災害）

２．被災世帯の算定基準

（１）住家の滅失の算定

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は次のとおり算定する。

① 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は１とする。

② 住家が半壊、半焼したものにあっては２世帯をもって１とみなす。

③ 住家が床上浸水又は土砂のたい積などにより一時的に居住することができない状態となった世帯にあっては３世帯をもって１とみなす。

（２）住家の滅失等の認定

① 全壊、全焼又は流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延面積の 70%以上に達したものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。

② 半壊又は半焼

住家の損壊又は焼失した部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。

このうち、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満、またはその住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものを大規模半壊という。

③ 準半壊

住家の損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの。

④ 床上浸水

上記１～３に該当しない場合であって浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積のため一時的に居住することができないもの。

⑤ 住　家

現実にその建物を居住のために使用しているもの。

（解釈） 必ずしも一戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して１戸とする。また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。したがって学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住している者はもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。

⑥ 世　帯

生計を一つにしている実際の生活単位

（解釈）同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然２世帯となる。また、マンションのように１棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯とする。なお、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、共同生活を営んでいる

ものについては、原則としてその寄宿舎等を１世帯として取り扱う。

３．災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用

災害が発生するおそれがある場合において、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、対策本部の所管区域が告示された場合、当該所管区域内の市町村に救助を実施する。

資料：京都府地域防災計画一般計画編第３編災害応急対策計画

災害救助法に基づく救助の種類

災害救助事務取扱要領（令和３年６月）、京都府地域防災計画資料編（令和３年６月）

１．令和３年度災害救助基準

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置（法第４条第１項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費　並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上 3　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル･旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置（法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　基本額　１戸当たり 5,714,000 円以内 3　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内であればよい。 2　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　供与期間は２年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1　規模　建設型仮設住宅に準じる 2　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2　供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度 額以内であればよい。 （1食は 1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2　現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童　4,500円 中学生生徒　4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第４条第１項）	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第４条第２項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		イ　3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ　3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ　6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ　1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ　2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ　3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト　5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

２．災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第４条第１号から第４号までに規定する者

（１）日　当

ア　医師及び歯科医師　　１人１日当たり22,100円

イ　薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士

１人１日当たり15,500円

ウ　保健師、助産師、看護師及び准看護師

１人１日当たり16,100円

エ　土木技術者及び建築技術者

１人１日当たり15,400円

オ　救急救命士　　１人１日当たり14,400円

カ　大工　　１人１日当たり21,300円

キ　左官　　１人１日当たり22,400円

ク　とび職　　１人１日当たり22,800円

（２）時間外勤務手当

日当の額を基礎として、京都府吏員の例により算出した額の範囲内において支給する。

（３）旅　費

京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）を準用し、次の区分により支給する。

ア　医師、歯科医師、薬剤師、土木技術者については、行政職給料表による６級の職務にある吏員が受ける額に相当する額

イ　保健師、助産師、看護師、大工及びとび職については、行政職給料表による３級の職務にある吏員が受ける額に相当する額

３．令第 10 条第５号から第 10 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料として、その 100 分の３以内の額を加算した額

資料 3-9　与謝野町消防団編成表

団名	分団名	団長	副団長	本部付分団長	ひまわりふれ愛隊	分団長	副分団長	部長	班長	係長	団員	分団計
与謝野町消防団	本部	1	3	9	10							23
	第1分団					1	1	1	4	4	17	28
	第2分団					1	1	1	3	4	12	22
	第3分団					1	1	1	4	4	21	32
	第4分団					1	1	1	4	4	26	37
	第5分団					1	1	1	4	4	29	40
	第6分団					1	1	1	4	4	19	30
	第7分団					1	1	1	4	4	16	27
	第8分団					1	1	1	4	4	15	26
	第9分団					1	1	1	6	6	29	44
	第 10 分団					1	1	1	4	4	18	29
計		1	3	9	10	10	10	10	41	42	202	338

資料 3-10　設備機器材の配備

（１）消防設備機器材及び消防用超短波無線電話装置

	消防設備、機器材				消防用超短波無線電話装置	
	詰所数	車庫数	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	陸上移動局数	呼出名称
本庁舎					4	よさの 000 他
野田川庁舎						
加悦庁舎						
消防団本部	1			2	13	よさの本部 1 他
第1分団	1	1	1	2	10	よさの 101 他
第2分団	1	2	2		8	よさの 201 他
第3分団	1	1	1	1	7	よさの 301 他
第4分団	1	1	1	1	7	よさの 401 他
第5分団	1	2	1	1	7	よさの 501 他
第6分団	1	1	1	1	7	よさの 601 他
第7分団	1	1	1		5	よさの 701 他
第8分団	1	1	1		5	よさの 801 他
第9分団	1	1	1	2	9	よさの 901 他
第10分団	1	1	1	1	7	よさの 1001 他

（２）モーターサイレン

モーターサイレン設置場所一覧表

番号	局名	設置場所	備考
1	加悦奥	江笠建材土取り場付近	
2	加悦	加悦天満宮山頂	
3	奥滝	奥滝会館横	
4	滝	与謝小学校グラウンド横	
5	明石	加悦第３分団車庫横	
6	香河	香河区ゲートボール場付近	
7	石田	岩滝第１分団消防車庫横	
8	弓木	岩滝第２分団消防車庫横	
9	岩滝	与謝野町役場屋上	
10	男山	岩滝第４分団消防車庫横	
11	役場野田川庁舎	役場野田川庁舎屋上	
12	三河内	野田川第１分団詰所横	
13	岩屋	岩屋地区公民館屋上	
14	上山田	水戸谷交差点付近	
15	石川	石川小学校グラウンド内	

資料 3-11　町内の査察対象物

（１）防火対象物

（令和３年 12 月 31 日現在）

※棟単位の延べ面積 150 ㎡以上（17 項は全て）

別表	防火対象物名	住　所
１項ロ	田中葬儀メモリーホール（新ホール）	与謝野町字岩滝 1554-14
	田中葬儀メモリーホール（旧ホール）	与謝野町字岩滝 1554-14
	グレイスホール（ｾﾚﾓﾆｰまつだ）	与謝野町字弓木 956-2
	メモリアルホールのだがわ	与謝野町字石川 868-1
	グレイスホールⅡ　グレイススタイル	与謝野町字弓木 913-1
	PLACE　nest	与謝野町字岩滝 1185
	与謝野町立算所会館	与謝野町字算所 121
	与謝野町立加悦地域公民館	与謝野町字加悦 451-2
	グレイスホール yosano	与謝野町字四辻 626-1
	おのえメモリアルかやホール	与謝野町字算所 287
	与謝野町立弓木地区公民館	与謝野町字弓木 1975-1
	与謝野町立石田地区公民館	与謝野町字弓木 966
	東町会館	与謝野町字岩滝 856-2
	与謝野町立男山地区公民館	与謝野町字男山 381
	浜町会館	与謝野町字岩滝 2302-1
	与謝野町立下山田地区公民館	与謝野町字下山田 1170
	石川農業構造改善センター石川地区公民館	与謝野町字石川 759-2
	与謝野町立川上公民館	与謝野町字石川 3223-4
	加悦地区公民館	与謝野町字加悦 1101
	加悦奥地区公民館	与謝野町字加悦 281
	金屋地区公民館	与謝野町字金屋 307-1
	与謝地区公民館	与謝野町字与謝 2658
	明石地区公民館	与謝野町字明石 1779-1
	温江地区公民館	与謝野町字温江 902
	香河地区公民館	与謝野町字香河 422
	滝地区公民館	与謝野町字滝 970-6
	三河内地区公民館	与謝野町字三河内 1578
	四辻地区公民館	与謝野町字四辻 1013-2
	岩屋地区公民館	与謝野町字岩屋 303-1
	幾地地区公民館	与謝野町字幾地 1489
	幾地コミュニティー広場集会所	与謝野町字幾地 1720
	尾崎会館	与謝野町字上山田 895
	上山田地区公民館	与謝野町字上山田 1130-1
	後野地区公民館	与謝野町字後野 586-1
	梅谷会館	与謝野町字三河内 913
２項ニ	スカイ野田川店	与謝野町字石川 1323-1
２項ロ	スーパードーム野田川店	与謝野町字石川 1541-1
３項イ	料亭　中常	与謝野町字石川 5541-4
	嶋乃家	与謝野町字加悦 667
３項ロ	お菓子の館はしだて	与謝野町字男山 801-4
	餃子の王将　与謝野店	与謝野町字石川 787
	ルージュ	与謝野町字上山田 680-1

別表	防火対象物名	住　所
	弥次喜多	与謝野町字石川 877
	欧風ダイニング　クッチーニ	与謝野町字下山田 81-1
	お肉の食卓やじきた	与謝野町字石川 945-3
	与謝乃庵	与謝野町字岩滝 2406-1
	ことぶき	与謝野町字算所 46-１
	椿山	与謝野町字滝 1991
	都の蔵	与謝野町字 332 幾地 4
	音ステージ	与謝野町字三河内 572-8
４項	㈱にしがき　岩滝店	与謝野町字岩滝 2273
	ｺﾒﾘﾊｰﾄﾞｱﾝﾄﾞｸﾞﾘｰﾝ岩滝店	与謝野町字男山 227
	㈲ファッションハウス三田	与謝野町字男山 215
	プロショップウエスト	与謝野町字上山田 679
	㈱ジャパン野田川店	与謝野町字石川 704
	㈱丸善書店野田川店	与謝野町字石川 980
	ファッションセンターしまむら野田川店	与謝野町字石川 1338-1
	ローソン与謝野町男山店	与謝野町字男山 517-2
	ゴダイドラッグ岩滝店	与謝野町字男山 142-1
	㈱にしがき　石川店	与謝野町字石川 970
	ファミリーマート与謝天橋立インター店	与謝野町字石川 1403-1
	ゴダイドラッグ野田川店	与謝野町字上山田 684
	フレッシュバザール与謝野石川店	与謝野町字石川 1566－1
	シューズショップカバタ	与謝野町字石川 663
	イエローハット与謝天橋立店	与謝野町字石川 984-1
	ミニストップ与謝野町岩滝店	与謝野町字岩滝 2396-1
	ドラッグコスモス与謝野店	与謝野町字 457-1
	コメリハードアンドグリーン与謝野店 本館棟	与謝野町字石川 451-1
	ウエルシア与謝野男山店	与謝野町字男山 321
	㈱にしがき加悦店	与謝野町字加悦 455
	ウィル	与謝野町字温江 5
	谷義産業㈱丹後店	与謝野町字明石 1822
	ゴダイドラッグ加悦店	与謝野町字明石 813-1
	よさの野菜の駅	与謝野町字滝 98
	ココカラファイン与謝野町店	与謝野町字三河内 732
	作業用品のハト	与謝野町字石川 388-1
	㈲たがの	与謝野町字四辻 62-6
	au ショップ野田川店	与謝野町字石川 536-1
	フレッシュバザール野田川店	与謝野町字三河内 622-1
	ローソン与謝野町加悦店	与謝野町字幾地 324-1
	ケーズデンキ与謝野店	与謝野町字石川 441-1
５項イ	岩滝温泉　ホテル喜楽家（本館棟）	与謝野町字男山 81
	岩滝温泉　ホテル喜楽家（別館棟）	与謝野町字男山 81
	岩滝温泉　ホテル喜楽家（厨房棟）	与謝野町字男山 81
	岩滝温泉　ホテル喜楽家（風呂棟）	与謝野町字男山 81
	ニューきらく家	与謝野町字岩滝 375
	橋立ベイホテル	与謝野町字岩滝 68
	かや山の家	与謝野町字温江 1401
	ホテル　ラビーン	与謝野町字幾地 2112

別表	防火対象物名	住　所
	野田川ユースセンター	与謝野町字三河内 48-1
	井筒屋　旅館	与謝野町字加悦 1050
５項ロ	スーパードーム　従業員寮	与謝野町字石川 1553-1
	京都府立医科大学附属北部医療センター(医師公舎 A)	与謝野町字男山 477-1
	京都府立医科大学附属北部医療センター(医師公舎 B)	与謝野町字男山 263-4
	府営住宅弓木団地	与謝野町字弓木 1501
	府営住宅立町団地１号棟	与謝野町字岩滝 2226-1
	府営住宅立町団地２号棟	与謝野町字岩滝 2226-1
	府営住宅立町団地３号棟	与謝野町字岩滝 2226-1
	府営住宅石田団地１号棟	与謝野町字弓木 213-1
	府営住宅石田団地２号棟	与謝野町字弓木 213-1
	府営住宅石田団地３号棟	与謝野町字弓木 213-1
	府営住宅石田団地４号棟	与謝野町字弓木 213-1
	府営住宅石田団地５号棟	与謝野町字弓木 213-1
	フレグランス・ヴィラ	与謝野町字男山 27-1
	イーストハイツ	与謝野町字岩滝 747-1
	ハイツ岩滝	与謝野町字岩滝 214
	コーポ横田	与謝野町字男山 45
	エスカルゴ岩滝	与謝野町字岩滝 2393-6
	ディアスたかおか	与謝野町字男山 150-2
	ハウス弓の木	与謝野町字弓木 1944
	フォーブル岩滝	与謝野町字岩滝 170-5
	シャーメゾン力石	与謝野町字岩滝 757
	シャーメゾン岩滝Ⅰ	与謝野町字岩滝 2164-1
	シャーメゾン岩滝Ⅱ	与謝野町字岩滝 2164-1
	与謝野町教職員住宅	与謝野町字岩滝 1209-1
	与謝野町営男山第１団地	与謝野町字男山 248
	与謝野町営天神山団地	与謝野町字岩滝 1267-1
	府営住宅天神山団地 1 号棟	与謝野町字岩滝 439-17
	府営住宅天神山団地 2 号棟	与謝野町字岩滝 439-17
	フレグランス小笹	与謝野町字岩滝 336-4
	コーポシラス	与謝野町字下山田 627
	白数アパート	与謝野町字下山田 908-1
	与謝野町営下山田団地　中棟	与謝野町字下山田 1441
	足立従業員マンション	与謝野町字上山田 1270-2
	メゾン　リバーストーン	与謝野町字石川 591-1
	ドミールＳＫ①	与謝野町字石川 1374-1
	ドミールＳＫ②	与謝野町字石川 1374-1
	アソ　シーサイドハイツ	与謝野町字岩滝 2423
	レオパレス天橋立	与謝野町字岩滝 2248-2
	メゾンイーストタウン	与謝野町字岩滝 351・352
	レオネクスト　イーストタウンヨザ	与謝野町字岩滝 421-2
	ティサージュＫ	与謝野町字岩滝 1868
	vivace 岩滝	与謝野町字男山 28-27
	モンテウォーモ	与謝野町字男山 28-1

別表	防火対象物名	住　所
	府営住宅　後野団地A棟	与謝野町字後野 550-2
	府営住宅　後野団地B棟	与謝野町字後野 550-2
	府営住宅　後野団地C棟	与謝野町字後野 550-2
	府営住宅　加悦奥団地A棟	与謝野町字加悦奥 146-1
	府営住宅　加悦奥団地B棟	与謝野町字加悦奥 146-1
	府営住宅　加悦奥団地C棟	与謝野町字加悦奥 146-1
	ジョリー・ヴィラＡ	与謝野町字加悦 174-1
	ジョリー・ヴィラＢ	与謝野町字加悦 174-1
	スカイフォーレス	与謝野町字算所 433-6
	スカイフォーレス２	与謝野町字算所 433-6
	サンドルチェ	与謝野町字算所 357-3
	カーサ・Ｍ	与謝野町字算所 161-1
	府営住宅　明石団地	与謝野町字明石 756
	府営住宅　幾地団地１号棟	与謝野町字幾地 1734-1
	府営住宅　幾地団地２号棟	与謝野町字幾地 1734-1
	府営住宅　四辻団地１号棟	与謝野町字四辻 635-1
	府営住宅　四辻団地２号棟	与謝野町字四辻 635-1
	山崎ハイツ	与謝野町字三河内 1328
	出雲大社　寮	与謝野町字三河内 1478-1
	ソファレ　アマリージュⅠ	与謝野町字三河内 832-1
	ソファレ　アマリージュⅡ	与謝野町字三河内 830-3
	ハイム　さかせい	与謝野町字幾地 917-1
	ハイツ　エスカルゴ５	与謝野町字四辻 214
	ハイツ　エスカルゴ６	与謝野町字四辻 214
	コスモスハイツ	与謝野町字三河内 133
	コスモスハイツⅡ	与謝野町字三河内 139-19
	小西アパート	与謝野町字三河内 1355
	プランドール	与謝野町字四辻 859-9
	町営　山王下団地	与謝野町字幾地 2027
	ワイエスマンション	与謝野町字幾地 513-5
	レオパレス２１	与謝野町字加悦 821-1
	株式会社トラスト警備	与謝野町字石川 5576-5
	京都府立医科大学附属北部医療センター(若葉寮棟)	与謝野町字男山 481
	京都府立与謝の海病院（医師待機宿舎棟）	与謝野町字男山 481
	京都府立看護学校　さざなみ寮	与謝野町字男山 455
６ 項 イ（３）	京都府立医科大学附属北部医療センター（本館・病棟）	与謝野町字男山 481
６ 項 イ（４）	京都府立医科大学附属北部医療センター(発熱外来棟・ＣＴ検査棟)	与謝野町字男山 481
	与謝野町国民健康保険診療所	与謝野町字石川 685-1
	須川医院	与謝野町字下山田 98-1
	やまぞえこどもクリニック	与謝野町字岩滝 2030
	大森内科診療所	与謝野町字弓木 1528-2
	いとうクリニック	与謝野町字男山 140-7
	まるめデンタルクリニック	与謝野町字男山 291
	日置医院	与謝野町字加悦 435-1
	伊藤内科医院	与謝野町字算所 384-5

別表	防火対象物名	住　所
6 項 ロ（1）	岩滝あじさい苑	与謝野町字弓木 13-6
	グループホームふれあい	与謝野町字明石 652-1
	みんなのうち加悦奥	与謝野町字加悦奥 138-3
	与謝の園　管理・旧館棟	与謝野町字明石 80
	与謝の園　新館棟	与謝野町字明石 80
6 項 ロ（5）	菜の花ホーム	与謝野町字岩滝 1256
6 項 ハ（1）	医療法人南斗六星会　デイサービスセンター	与謝野町字下山田 99-3
	ふれあいホーム神宮寺	与謝野町字石川 2376
	介護ハウスうえもり	与謝野町字明石 642-2
	与謝の園　通所介護事業所	与謝野町字明石 80
	やすらの里　障害者就労棟	与謝野町字加悦 802-7
6 項 ハ（3）	与謝野町立かえでこども園	与謝野町字岩滝 717
	与謝野町立山田保育所	与謝野町字下山田 376-1
	与謝野町立石川保育所	与謝野町字石川 556
	こどもの森保育園	与謝野町字明石 515-1
	与謝野町立のだがわこども園	与謝野町字幾地 1329
	与謝野町立つばきこども園	与謝野町字明石 2128
6 項 ハ（4）	わんぱくクラブ	与謝野町字石川 5835
	中高生サポートふれんず	与謝野町字三河内 847
6 項 ハ（5）	与謝郡聴覚言語障害センター	与謝野町字岩滝 2112-3
	野田川共同作業所	与謝野町字算所 421
	若草ホーム	与謝野町字岩屋 321-1
	リフレかやの里　農産加工施設	与謝野町字金屋 1605-2
	リフレかやの里　第２農産加工場	与謝野町字金屋 1605-2
	ベーカリーひだまりの丘	与謝野町字金屋 1658-13
	ハイツゆいまーる	与謝野町字岩滝 1257-2
	夢織りの郷　作業室	与謝野町字岩屋 600
6 項ニ	京都府立与謝の海支援学校（第１教育棟）	与謝野町字男山 945
	京都府立与謝の海支援学校（第２教育棟）	与謝野町字男山 945
	京都府立与謝の海支援学校（第３教育棟）	与謝野町字男山 945
	京都府立与謝の海支援学校（第４教育棟）	与謝野町字男山 945
	京都府立与謝の海支援学校（第５教育棟）	与謝野町字男山 945
	京都府立与謝の海支援学校(特教、体育館棟)	与謝野町字男山 945
	京都府立与謝の海支援学校（労働教育棟）	与謝野町字男山 945
	京都府立与謝の海支援学校（訓練棟１）	与謝野町字男山 945
	京都府立与謝の海支援学校（訓練棟２）	与謝野町字男山 945
	京都府立与謝の海支援学校（寄宿舎棟）	与謝野町字男山 945
	加悦聖三一幼稚園	与謝野町字算所 519
7 項	京都府立看護学校	与謝野町字男山 455
	与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校（教育棟）	与謝野町字岩滝 2330
	与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校(体育館棟)	与謝野町字岩滝 2330
	与謝野町立岩滝小学校（特別教室棟１）	与謝野町字岩滝 443
	与謝野町立岩滝小学校（教室棟１）	与謝野町字岩滝 443
	与謝野町立岩滝小学校（特別教室棟２）	与謝野町字岩滝 443
	与謝野町立岩滝小学校（普通教室棟）	与謝野町字岩滝 443

別表	防火対象物名	住　所
	与謝野町立岩滝小学校（給食棟）	与謝野町字岩滝 443
	与謝野町立岩滝小学校（体育館棟）	与謝野町字岩滝 443
	与謝野町立石川小学校	与謝野町字石川 743-2
	与謝野町立山田小学校	与謝野町字下山田 10
	与謝野町立加悦中学校	与謝野町字加悦 730
	与謝野町立加悦小学校（管理教室棟）	与謝野町字加悦 1061
	与謝野町立加悦小学校（体育館棟）	与謝野町字加悦 1061
	大和女学院	与謝野町字加悦 456
	三河内小学校　教育棟	与謝野町字三河内 1858
	三河内小学校　体育館	与謝野町字三河内 1858
	京都府立宮津天橋高等学校加悦谷学舎　本館	与謝野町字三河内 810
	京都府立宮津天橋高等学校加悦谷学舎　第二本館	与謝野町字三河内 810
	京都府立宮津天橋高等学校加悦谷学舎　第 1 体育館	与謝野町字三河内 810
	京都府立宮津天橋高等学校加悦谷学舎　第 2 体育館	与謝野町字三河内 810
	京都府立宮津天橋高等学校加悦谷学舎　倉庫棟	与謝野町字三河内 810
	与謝野町立市場小学校　体育館	与謝野町字幾地 1013
	与謝野町立市場小学校　教育・管理棟	与謝野町字幾地 1013
	与謝野町立市場小学校　プレハブ棟	与謝野町字幾地 1013
	与謝野町立江陽中学校　管理棟	与謝野町字四辻 893
	与謝野町立江陽中学校江陽中学校　校舎棟	与謝野町字四辻 893
	与謝野町立江陽中学校江陽中学校　体育館	与謝野町字四辻 893
	与謝野町立江陽中学校江陽中学校　格技棟	与謝野町字四辻 893
	与謝野町立江陽中学校江陽中学校　自転車置場	与謝野町字四辻 893
	与謝野町立江陽中学校江陽中学校　自転車置場	与謝野町字四辻 893
８項	与謝野町立古墳公園はにわ資料館展示室	与謝野町字明石 2341
	江山文庫	与謝野町字金屋 1682
	椿文化資料館	与謝野町字滝 1968
１１項	西光寺	与謝野町字岩滝 2011-2
	称名寺	与謝野町字岩滝 1085-1
	玉田寺	与謝野町字弓木 1977
	祥雲寺	与謝野町字上山田 1691
	福寿寺	与謝野町字石川 2447
	西禅寺	与謝野町字石川 2412
	一念寺	与謝野町字算所 717
	実相寺	与謝野町字加悦 1014
	浄福寺	与謝野町字加悦 1079
	吉祥寺	与謝野町字加悦 1003
	宝巌寺	与謝野町字加悦 985
	西光寺	与謝野町字後野 1298
	金剛寺	与謝野町字与謝 2271
	光明寺	与謝野町字滝 1339
	施薬寺	与謝野町字滝 1369
	常栖寺	与謝野町字温江 909
	慈徳院	与謝野町字明石 2254-1
	慈雲寺	与謝野町字香河 578

別表	防火対象物名	住　所
	宝勝寺	与謝野町字後野 1199
	礼拝堂	与謝野町字加悦 801-4
	ロレッタホール	与謝野町字加悦 801-4
	西林寺	与謝野町字岩屋 294
	宝泉寺	与謝野町字四辻 33
	梅林寺	与謝野町字三河内 2078
	養源院	与謝野町字幾地 1171
	出雲大社与謝分祠　貴宝殿	与謝野町字三河内 146
	出雲大社与謝分祠　斉明館	与謝野町字三河内 146
	出雲大社与謝分祠　裕慶館	与謝野町字三河内 146
	出雲大社与謝分祠　祈祷殿	与謝野町字三河内 146
	出雲大社与謝分祠　倉庫	与謝野町字三河内 146
	エホバ王国会館	与謝野町字石川 6265
	一心寺	与謝野町字石川 5437-1
１２項イ	サンテック株式会社　丹後工場	与謝野町字幾地 341
	丹菱㈱	与謝野町字岩滝 1788
	㈱糸利	与謝野町字岩滝 2349
	株式会社小室商店	与謝野町字岩滝 407
	丸仙㈱（第１工場棟）	与謝野町字岩滝 1875
	丸仙㈱（第２工場棟）	与謝野町字岩滝 1875
	白数織物㈲（撚糸・織物棟）	与謝野町字岩滝 2307-5
	白数織物㈱（乾燥・撚糸棟）	与謝野町字岩滝 2307-5
	白数織物㈱（撚糸棟）	与謝野町字岩滝 2307-5
	㈱一色ﾃｷｽﾀｲﾙ 第一準備工場	与謝野町字男山 367-1
	小笹商店（工場棟）	与謝野町字岩滝 386-2
	宮真㈱	与謝野町字岩滝 726
	京丹自動車整備㈱（工場棟）	与謝野町字弓木 170
	安田石油㈱（修理工場棟）	与謝野町字男山 325-1
	神農商店㈲	与謝野町字弓木 891
	日下部建築㈱（工場棟１）	与謝野町字弓木 1694-1
	日下部建築㈱（事務所・作業場棟）	与謝野町字弓木 1694-1
	日下部建築㈱（工場棟２）	与謝野町字弓木 1694-1
	丹後織物工業組合加工場化合繊課（工場棟）	与謝野町字岩滝 2238
	丹後織物工業組合加工場化合繊課（加工棟）	与謝野町字岩滝 2238
	㈱東近畿クボタ　岩滝営業所	与謝野町字弓木 454-8
	三景印刷　１棟	与謝野町字弓木 1865
	三景印刷　２棟	与謝野町字弓木 1865
	宮川自動車（工場棟）	与謝野町字岩滝 2334-1
	すけ舎おーと	与謝野町字男山 440-2
	高橋織物	与謝野町字男山 102-36
	（株）杉建	与謝野町字石川 2986
	山陰丸和林業㈱宮津営業所（工場棟）	与謝野町字石川 932
	山陰丸和林業㈱宮津営業所（新工場棟）	与謝野町字石川 932
	臼井織物㈱（事務所工場棟）	与謝野町字下山田 503
	臼井織物㈱（第５工場棟）	与謝野町字下山田 503
	臼井織物㈱（第６工場棟）	与謝野町字下山田 503
	ＪＡ京都野田川ライスセンター	与謝野町字石川 4353

別表	防火対象物名	住　所
	ミスタータイヤマン野田川店	与謝野町字石川 823
	矢野自工	与謝野町字石川 708-1
	日産野田川販売㈱（修理工場棟）	与謝野町字石川 1382-1
	（有）ＮＨマイカーセンター	与謝野町字石川 2228-2
	㈱レンタリース丹後	与謝野町字石川 833
	糸駒商店	与謝野町字弓木 1817
	西太織物	与謝野町字岩滝 1145
	柴新織物	与謝野町字岩滝 1734
	渋谷信彦	与謝野町字岩滝 1870
	安藤織物工場	与謝野町字岩滝 82-1
	安田オートプラザ	与謝野町字男山 970-1
	株式会社フクダ	与謝野町字石川 875
	楠絹織株式会社　岩滝研修所	与謝野町字弓木 169
	株式会社糸真	与謝野町字男山 119－6
	白鳥リネン㈱新工場	与謝野町字岩滝２２４９－５
	山政テキスタイル（事務所・工場棟）	与謝野町字弓木 1122
	株式会社幸和　織物工場	与謝野町字岩滝 108
	株式会社木下建窓　作業場１	与謝野町字下山田 475
	株式会社木下建窓　作業場２	与謝野町字下山田 475
	株式会社木下建窓　倉庫	与謝野町字弓木 454-8
	美雲織物　第１工場	与謝野町字加悦 1118
	美雲織物　第２工場	与謝野町字加悦 1118
	美雲織物　第３工場	与謝野町字加悦 1118
	ＪＡ加悦　農機修理センター	与謝野町字後野 123
	ＪＡ加悦　ライスセンター	与謝野町字後野 123
	京都電線　事務所棟	与謝野町字金屋 920
	京都電線　旧工場	与謝野町字金屋 920
	京都電線　新工場	与謝野町字金屋 920
	日本電気化学　工場	与謝野町字加悦奥 621
	日本電気化学　事務所棟	与謝野町字加悦奥 621
	日本電気化学　セラミック基盤工場	与謝野町字加悦奥 621
	青木オート	与謝野町字算所 83
	三丹自動車	与謝野町字加悦 858
	安田織物　工場	与謝野町字後野 811-2
	与謝娘酒造	与謝野町字与謝 2-2
	谷口酒造	与謝野町字与謝 70-2
	江原産業　第１工場	与謝野町字算所 96-1
	江原産業　第２工場	与謝野町字算所 96-1
	江原産業　第３工場	与謝野町字算所 96-1
	杉本鉄工所	与謝野町字算所 198
	衣川木材店	与謝野町字金屋 1003
	岩崎撚糸㈱　第１工場	与謝野町字明石 767
	岩崎撚糸㈱　倉庫１	与謝野町字明石 767
	岩崎撚糸㈱　倉庫２	与謝野町字明石 767
	岩崎撚糸㈱　第３工場	与謝野町字明石 748-1
	岩崎撚糸㈱　第２工場	与謝野町字明石 748-1
	大栄製作所	与謝野町字温江 360

別表	防火対象物名	住　所
	大栄製作所　板金加工場	与謝野町字温江 360
	大栄製作所　第３倉庫	与謝野町字明石 2391
	富士ウェルテック　工場棟	与謝野町字加悦奥 1347
	富士ウェルテック　新工場	与謝野町字加悦奥 1347
	前田鉄工所	与謝野町字金屋 853
	山田組	与謝野町字明石 827-1
	株式会社加悦ファーマーズライス	与謝野町字香河 424
	京とうふ加悦の里(株)　工場	与謝野町字加悦 802-7
	京とうふ加悦の里(株)　揚げ豆腐工場	与謝野町字加悦 802-7
	㈱シオノ鋳工	与謝野町字金屋 1917-1
	㈱シオノ鋳工　木型倉庫	与謝野町字金屋 1917-1
	㈱シオノ鋳工　金枠倉庫	与謝野町字金屋 1917-1
	㈱シオノ鋳工　製品倉庫	与謝野町字金屋 1917-1
	㈱シオノ鋳工　事務所	与謝野町字金屋 1917-1
	与謝野町有機物供給施設	与謝野町字加悦奥 1045-1
	市川織産	与謝野町字明石 2238-5
	木佐喜織物(株)	与謝野町字温江 511
	木佐喜織物㈱　工場棟	与謝野町字温江 511
	三和一級建築士事務所	与謝野町字金屋 431-35
	細見クリーニング	与謝野町字加悦 990
	与謝野町大豆・米乾燥調整施設	与謝野町字与謝 2098
	畳工房ヨシオカ工場	与謝野町字明石 808-1
	岩城利和	与謝野町字三河内 202
	江笠自動車	与謝野町字三河内 12
	松浦鋳造所	与謝野町字三河内 77
	武田産業	与謝野町字三河内 88-1
	村尾自動車	与謝野町字幾地 327
	関野自動車　事務所	与謝野町字幾地 886-3
	関野自動車　工場	与謝野町字幾地 886-3
	関野自動車　整備工場	与謝野町字幾地 886-3
	丸中モータース	与謝野町字上山田 580-1
	暁山織物	与謝野町字上山田 526
	庄紋紙店	与謝野町字石川 524-1
	庄紋紙店　コンピューター	与謝野町字石川 524-1
	竹林織物　撚糸工場　準備工場	与謝野町字上山田 555
	竹林織物　織布工場	与謝野町字上山田 555
	㈱オプトシステム北京都事業所	与謝野町字岩屋 672
	㈱宝精密　野田川工場	与謝野町字幾地 1787-22
	㈱宝精密　新工場	与謝野町字幾地 1787-22
	京都奉製㈱　第一工場	与謝野町字幾地 1756
	京都奉製㈱　第二工場	与謝野町字幾地 1756
	京都奉製㈱　第二奉製所	与謝野町字幾地 357
	ワタマサ	与謝野町字岩屋 961-3
	テラシマ精機	与謝野町字三河内 134
	与謝野町立学校給食センター	与謝野町字四辻 153
	ロックファスナー　第２工場	与謝野町字幾地 164-5
	ロックファスナー　第１工場	与謝野町字幾地 164-5

別表	防火対象物名	住　所
	吉岡紋工所	与謝野町字幾地 1406
	坂根撚糸	与謝野町字幾地 917
	丹後ちりめん歴史館　工場	与謝野町字岩屋 317
	直木建具店	与謝野町字幾地 332-2
	伊丹産業株式会社　野田川工場	与謝野町字石川 6436
	山田商店	与謝野町字三河内 127-1
	ホリイ精密	与謝野町字岩屋 319
	有限会社ＭＥＷ	与謝野町字岩屋 958
	テックイワタニ	与謝野町字加悦奥 3
	ＡＲＩＡ	与謝野町字三河内 1340
	誠武農園乾燥野菜工場	与謝野町字滝 357-9
	白鳥リネン㈱	与謝野町字岩滝 2256-2
	㈲丹後流通センター（作業棟）	与謝野町字弓木 130
	㈱高岡建材（作業棟）	与謝野町字岩滝 117
	与謝野町立野田川衛生プラント（投入場）	与謝野町字石川１-4
	株式会社こにし　第１工場	与謝野町字加悦奥 139-1
	株式会社こにし　第２工場	与謝野町字加悦奥 139-1
	株式会社こにし　第３工場	与謝野町字加悦奥 139-1
１３項イ	スーパードーム（自動車車庫）	与謝野町字石川 1553-1
	安田生コン株式会社　（車庫）	与謝野町字岩滝 2359
	安田建設㈱（本社車庫棟）	与謝野町字男山 967-1
	安田産業㈱　野田工場	与謝野町字岩滝 2550
	与謝野町立野田川衛生プラント（車庫）	与謝野町字石川１-4
	西日本電信電話㈱京都支店加悦谷別館　車庫	与謝野町字三河内 675
１４項	ウィル　倉庫	与謝野町字温江 5
	旧与謝保育園（倉庫）	与謝野町字滝 467
	宮川自動車（倉庫・車庫）	与謝野町字岩滝 2340-1
	(有)山政テキスタイル倉庫	与謝野町字弓木 996 - 2
	ＪＡ加悦ライスセンター　農機具格納庫	与謝野町字後野 123
	衣川製材店　倉庫	与謝野町字金屋 1003
	加悦ファーマーズライス　農産物貯蔵庫棟	与謝野町字香河 424
	京都奉製　倉庫	与謝野町字幾地 1756
	安田建設㈱（第２倉庫棟）	与謝野町字男山 970-1
	㈲丹後流通センター（倉庫棟）	与謝野町字弓木 130
	㈲丹後流通センター（冷蔵庫棟）	与謝野町字弓木 130
	㈱黒岡	与謝野町字弓木 1136-1
	㈱高岡建材（倉庫棟）	与謝野町字岩滝 117
	岩滝防災倉庫	与謝野町字岩滝 2048
	余田商店	与謝野町字石川 1554-1
	志摩機械㈱丹後営業所	与謝野町字石川 1523
	㈱杉建（倉庫棟１）	与謝野町字石川 2996-4
	㈱杉建（倉庫棟２）	与謝野町字石川 2996-4
	㈱杉建（倉庫棟３）	与謝野町字石川 2996-4
	ﾌﾞﾘｼﾞｽﾄﾝﾀｲﾔ北京都販売㈱丹後営業所	与謝野町字石川 603-1
	小室看板店	与謝野町字岩滝 2256-5
	志摩機械株式会社　倉庫	与謝野町字石川 1524-1、1527-1

別表	防火対象物名	住　所
	クックパルあかし	与謝野町字明石 2395
	山根石材	与謝野町字金屋 431 番地 276
	砂後建設　資材倉庫	与謝野町字与謝 2011
	柳水道	与謝野町字加悦奥 140-3
	㈱西新　物置	与謝野町字算所無番地
	マルヨシ	与謝野町字幾地 1645-1
	与謝野町資源ごみストックヤード	与謝野町字明石 29-1
	与謝野町資源ごみストックヤード　作業員詰所	与謝野町字明石 29-1
	京都奉製㈱　第３奉製所（倉庫）	与謝野町字幾地 164-7
	京都農業協同組合岩滝支店（倉庫棟）	与謝野町字岩滝 1846
	京とうふ倉庫	与謝野町字加悦奥 139-1
１５項	藤田機料店	与謝野町字四辻 1044
	京都府立医科大学附属北部医療センター(エネルギー棟)	与謝野町字男山 481
	与謝野町立岩屋小学校　体育館	与謝野町字岩屋 278-1
	京丹自動車整備㈱（事務所棟）	与謝野町字弓木 170
	丹後織物工業組合加工場化合繊課（ボイラー棟）	与謝野町字岩滝 2238
	丹後織物工業組合加工場化合繊課（排水処理棟）	与謝野町字岩滝 2238
	日産野田川販売店㈱（展示場棟）	与謝野町字石川 1382-1
	ＪＡ加悦ライスセンター　育苗センター①	与謝野町字後野 123
	ＪＡ加悦ライスセンター　育苗センター②	与謝野町字後野 123
	富士ウェルテック　管理棟	与謝野町字加悦奥 1347
	加悦ファーマーズライス　農産物集荷棟	与謝野町字香河 424
	伊丹産業株式会社　事務所棟	与謝野町字石川 6436
	㈱高岡建材（事務所棟）	与謝野町字岩滝 117
	与謝野町役場	与謝野町字岩滝 1798-1
	与謝野町立岩滝体育館	与謝野町字岩滝 861-2
	与謝野町立岩滝小体育館	与謝野町字岩滝 850
	岩滝農業者健康管理施設	与謝野町字弓木 245
	京都農業協同組合岩滝支店	与謝野町字岩滝 1846
	岩滝児童館	与謝野町字岩滝 856-1
	㈱京都銀行　岩滝支店	与謝野町字岩滝 2028
	京都北都信用金庫　岩滝中央支店	与謝野町字岩滝 2273-1
	安田建設㈱（本社事務所等）	与謝野町字男山 800-1
	安田生コン株式会社　工場	与謝野町字岩滝 2383－1
	安田生コン株式会社（採石置場棟）	与謝野町字岩滝 2383－1
	日本郵便㈱　岩滝郵便局	与謝野町字岩滝 2311-4
	足立石油株式会社	与謝野町字男山 59-1
	岩滝自動車教習所	与謝野町字弓木 1459
	山城建設㈱	与謝野町字弓木 1437-1
	アイエムスポーツクラブ天橋立	与謝野町字男山 65
	与謝野町立一般廃棄物最終処分場(廃棄物処理場棟)	与謝野町字男山 3353
	与謝野町立一般廃棄物最終処分場(浸出水処理施設棟)	与謝野町字男山 3353
	岩滝保健センター	与謝野町字岩滝 2046
	楠絹織物㈱岩滝研究所（事務所棟）	与謝野町字弓木 169
	与謝野町立阿蘇霊照苑	与謝野町字岩滝 1029

別表	防火対象物名	住　所
	ヤクルト販売岩滝店	与謝野町字岩滝 2429-3
	与謝野町商工会岩滝支所	与謝野町字岩滝 1822
	ガリバー野田川店	与謝野町字石川 694-1
	アメリカン美容室	与謝野町字石川 974-1
	㈱杉建　本社事務所	与謝野町字石川 537-3
	京都府流域下水道事務所　堂谷中継ﾎﾟﾝﾌﾟ場	与謝野町字石川（番地不明）
	岩滝福祉センター	与謝野町字岩滝 2117-1
	関西電力送配電㈱岩滝変電所	与謝野町字男山 6209
	与謝野町立堂谷公民館	与謝野町字石川 1445-2
	与謝野町立野田川衛生プラント（脱水、乾燥機室）	与謝野町字石川 4-1
	与謝野町立野田川衛生プラント（施設管理）	与謝野町字石川１-4
	与謝野町立野田川衛生プラント（更衣棟）	与謝野町字石川１-4
	天の橋立訪問看護ステーション	与謝野町字岩滝 2104-2
	㈱大江	与謝野町字弓木 1136-3
	西日本電信電話株式会社　岩滝別館	与謝野町字岩滝 2258-2
	株式会社　きものゑん	与謝野町字石川 953
	ディナモ天橋立体操クラブ	与謝野町字岩滝 152
	岩滝子育て支援センター	与謝野町字岩滝 861-6
	ＡＴＡＲＩＹＡ	与謝野町字岩滝 1693
	与謝野町染色センター	与謝野町字算所 421-1
	加悦郵便局	与謝野町字後野 2-6
	京都北都信用金庫　加悦支店	与謝野町字加悦 456-1
	ＪＡ加悦支店	与謝野町字加悦 644
	ＪＡ加悦支店　集荷棟倉庫	与謝野町字加悦 644
	与謝野町立加悦社会福祉センター	与謝野町字加悦 716-3
	大江山運動公園体育館	与謝野町字滝 84-39
	宮津与謝消防署　加悦谷分署	与謝野町字算所 418
	与謝野町商工会　加悦支所	与謝野町字加悦 433
	丹後陸送㈱	与謝野町字加悦 478-2
	与謝野町役場加悦庁舎	与謝野町字加悦 433
	ゴルフプラザウィンディー	与謝野町字明石 964
	与謝野町農村憩いの家	与謝野町字滝 881-1
	与謝野町立農村文化保存伝習センター	与謝野町字明石 2357
	ＪＡ野田川支店	与謝野町字四辻 619-3
	ＪＡ野田川支店　購買部	与謝野町字四辻 619-3
	与謝野町役場　野田川庁舎	与謝野町字四辻 65
	与謝野町勤労者総合福祉センター	与謝野町字四辻 161
	京都銀行　加悦谷支店	与謝野町字幾地 904
	京都北都信用金庫　野田川支店	与謝野町字幾地 369-1
	丹後生糸㈱丹後支社	与謝野町字四辻 610-1
	西日本電信電話㈱京都支店加悦谷別館	与謝野町字三河内 675
	関西電力送配電㈱上山田変電所	与謝野町字上山田 243-1
	野田川郵便局	与謝野町字三河内 735-5
	野田川森林公園　屋内交流広場	与謝野町字三河内 28
	与謝野町立野田川体育館	与謝野町字四辻 145
	四辻中継ポンプ場	与謝野町字四辻 630-2
	野田川老人憩いの家	与謝野町字幾地 908

別表	防火対象物名	住　所
	与謝野町織物技能訓練センター	与謝野町字四辻 515-1
	㈱杉建事務所	与謝野町字石川 537-3
	四辻浄水場	与謝野町字四辻 138
	丹秀会	与謝野町字幾地 1314
	大嶋カーサービス車庫・事務所	与謝野町字石川 447-1
	(一社)京都微生物研究所北部健康管理センター	与謝野町字上山田 32-１
	与謝野町立与謝小学校体育館	与謝野町字滝 468
	加悦双峰公園　センターハウス	与謝野町字与謝 292-2
	加悦双峰公園　憩いの家	与謝野町字与謝 292-2
	おのえ㈱　事務所・倉庫	与謝野町字算所 229-1
	与謝野町立野田川体育館	与謝野町字四辻 142-1
１６項イ	岩滝コミュニティーセンター	与謝野町字岩滝 96-1
	あそびの広場	与謝野町字石川 1323-1
	パブ＆レストランホワイト	与謝野町字算所 95-5
	里山ロッジ　もっく	与謝野町字与謝 1423-１
	そのだ歯科クリニック・リハプライド与謝野	与謝野町字温江 15
	桜谷なかまの家	与謝野町字四辻 1004
	みんなのうち後野	与謝野町字後野 542-6
	古墳公園　物産館	与謝野町字明石 2341
	与謝野町産業創出交流センター	与謝野町字岩滝 1767-1
	サンライフ青屋田	与謝野町字男山 474-2
	ＲＳⅡビル	与謝野町字男山 212-1
	糸井精肉店	与謝野町字岩滝 480-2
	与謝野町立生涯学習センター知遊館	与謝野町字岩滝 2271
	岩滝ふれあいセンター	与謝野町字岩滝 2272-1
	㈲服部産業	与謝野町字石川 874-1
	糸井食堂	与謝野町字石川 895-1
	どさん子大将	与謝野町字下山田 498
	糸茂商店	与謝野町字岩滝 1792
	小室百貨店	与謝野町字岩滝 1779
	TanTanTown	与謝野町字岩滝 217-1
	ユメライフはしだて	与謝野町字岩滝 901
	そば楽	与謝野町字上山田 667
	金麒麟　与謝野店	与謝野町字石川 781-1
	レストハウス出逢	与謝野町字石川 978-１
	おのえ㈱　斎場・倉庫	与謝野町字算所 229-1
	しばの	与謝野町字三河内 1635
	いわさく診療所	与謝野町字四辻 759
	ワイエス商店	与謝野町字幾地 489
	与謝野町食と健康の拠点施設リフレかやの里	与謝野町字金屋 1730
	橋本電気商会	与謝野町字幾地 370-1
	野田川プラザＡ棟	与謝野町字三河内 728
	石川商業テナント	与謝野町字石川 534-1
	夢織りの郷	与謝野町字岩屋 600
	虹ヶ丘	与謝野町字岩屋 600-3
	芳寿館	与謝野町字四辻 36-2
	グループホームよさの	与謝野町字三河内 883-2

別表	防火対象物名	住　所
	株式会社西織	与謝野町字幾地 346-1
	デイサービスなごみ・なごみの家	与謝野町字四辻 760
	デイサービスひまわり	与謝野町字上山田 500-1
	プラス	与謝野町字四辻 728
	岩破医院	与謝野町字算所 112
	やすらの里　特養・在宅棟	与謝野町字加悦 802-7
	わおん	与謝野町字金屋 431-58
	与謝野町立中央公民館・商工会館	与謝野町字四辻 142-1
	京都奉製㈱　織工房	与謝野町字三河内 823
	四季彩　きはら	与謝野町字金屋 258
	スナックどん	与謝野町字三河内 829-11
	岩屋かふぇ	与謝野町字岩屋 323-2
	居酒屋一心	与謝野町字幾地 1393-5
	手打ちそば　一福	与謝野町字加悦奥 1055-1
	有限会社　太田	与謝野町字幾地 516-9
	炭火焼　　鳥由	与謝野町字男山 78
	おもてなし薬局男山	与謝野町字男山 441-2
	中華料理　浜の家	与謝野町字岩滝 2051
	菊水食品株式会社	与謝野町字下山田 388
	むつごろう	与謝野町字岩滝 1117-5
	彌之助・雛	与謝野町字岩滝 2275-4
	岡村歯科クリニック	与謝野町字上山田 234
１６項ロ	㈱今西製作所　よさの工場	与謝野町字弓木 169-1
	安田織物	与謝野町字後野 811-2
	クアハウス岩滝	与謝野町字岩滝 470
	田中葬儀事務所	与謝野町字岩滝 1243-3
	㈱望建築事務所加工場	与謝野町字男山 334-1
	石川コミュニティー消防センター	与謝野町字石川 5602
	山田コミュニティー消防センター	与謝野町字下山田 393-1
	ごとう理美容院	与謝野町字弓木 1857-1
	㈱創商	与謝野町字岩滝 2275-4
	尾上幸生	与謝野町字岩滝 899-19
	蒲田慎一	与謝野町字岩滝 1161
	丹後海陸交通㈱本社棟	与謝野町字上山田 641-1
	丹後海陸交通㈱整備工場棟	与謝野町字上山田 641-1
	丹後海陸交通㈱車庫棟	与謝野町字上山田 641-2
	渋谷信彦（第２工場）	与謝野町字岩滝 2354
	スバル北丹販売㈱	与謝野町字石川 823-6
	グレイスホール倉庫	与謝野町字弓木 872-1
	西村(株)	与謝野町字加悦 2-1
	みその織物	与謝野町字後野 900
	与謝野町役場加悦庁舎車庫・倉庫棟	与謝野町字加悦 433
	有限会社ワイエス	与謝野町字幾地 514-1
	サンコー機販	与謝野町字上山田 669
	山田電気商会	与謝野町字三河内 22-8
	万定織物株式会社	与謝野町字三河内 1509
	ヘルスいとう	与謝野町字三河内 841-10

別表	防火対象物名	住　所
	三河内コミュニティ消防センター	与謝野町字三河内 1570-1
	株式会社柴田商店	与謝野町字三河内 13-3
	丹後ちりめん歴史館	与謝野町字岩屋 317
	牛田織物	与謝野町字三河内 1689
	北風鉄工所	与謝野町字算所 178
	与謝野町若者センター	与謝野町字滝 881-1
	㈱テラシマ精機　加悦工場	与謝野町字温江 4-5
	小笹商店（工場住宅棟）	与謝野町字岩滝 386-2
	ネクステージ	与謝野町字石川 820-1
１７項	宝厳寺　山門	与謝野町字加悦 985
	梅林寺　山門	与謝野町字三河内 2078
	木積神社本殿	与謝野町字弓木 408
	後野愛宕神社	与謝野町字後野 32-1
	いろりの館	与謝野町字明石 2341
	旧加悦鉄道　加悦駅舎	与謝野町字加悦 433
	旧加悦町役場庁舎	与謝野町字加悦 1060
	旧尾藤家住宅	与謝野町字加悦 1085
	天満神社	与謝野町字加悦 50-1
	倭文神社	与謝野町字三河内 1453
	八幡神社	与謝野町字四辻 27

参考：別表抜粋

１項	イ　劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ　公会堂又は集会場
２項	イ　キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ　遊技場又はダンスホール ハ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（(一）項イ、(四)項、(五）項イ及び（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ　カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
３項	イ　待合、料理店その他これらに類するもの ロ　飲食店
４項	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
５項	イ　旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ　寄宿舎、下宿又は共同住宅
６項	イ　病院、診療所又は助産所 ロ　老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として、要介護状態にある者を入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第八項若しくは第十項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。） ハ　老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。)、更正施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム、（老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項若しくは第四項に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）又は障害者自立支援法第五条第七項、第八項、第十項若しくは第十三項から第十六項までに規定する生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。） 二　幼稚園又は特別支援学校
７項	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
８項	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
11 項	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
12 項	イ　工場又は作業場 ロ　映画スタジオ又はテレビスタジオ
13 項	イ　自動車車庫又は駐車場 ロ　飛行機又は回転翼航空機の格納庫
14 項	倉庫
15 項	前各項に該当しない事業所
16 項	イ　複合用途防火対象物のうち、その一部が（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ　イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
17 項	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によって重要美術品として認定された建造物

（２）危険物施設

（令和３年 12 月 31 日現在）

番号	製造所名	施設名称	設置場所	第２類 (kg)	第４類 (ℓ)
1	移動タンク貯蔵所	安田石油㈱	男山 975-4		2000
2		安田石油㈱	男山 975-4		2000
3		安田石油㈱	男山 975-4		2000
4		㈱三洋商事	四辻 604		2000
5		㈱西新	算所 375-1		1860
6		足立石油㈱岩滝倉庫	岩滝 2305-3		3000
7		足立石油㈱岩滝倉庫	岩滝 2305		1860
8		足立石油㈱本社	男山 60		2000
1	一般取扱所	ｺﾒﾘﾊｰﾄﾞｱﾝﾄﾞｸﾞﾘｰﾝ岩滝店	男山 227		29500
2		㈱コメリ BHG 与謝野店	石川 454-1		29500
3		㈱三洋商事	四辻 604		20000
4		足立石油㈱岩滝倉庫	岩滝 2305-1,2		12000
5		タイヨーカデン	上山田 22		20000
6		京都府立医科大学付属北部医療センター	男山 481		2613
1	屋外タンク貯蔵所	岩崎撚糸㈱　加悦加工場	明石 748-1		4000
2		与謝野町有機物供給施設	加悦奥 1042		10000
1	屋内貯蔵所	(株)シオノ鋳工	金屋 1917-1		1940
2		㈱三洋商事	四辻 738		3000
3		㈱浅野塗装工業	算所 376-1		630
4		京都電線㈱	金屋 920		540
5		全国農業協同組合連合会京都府本部加悦農機ｾﾝﾀｰ	後野 123		4440
6		日本電気化学㈱加悦工場	加悦奥 621		840
7		日本電気化学㈱加悦工場	加悦奥 621		1290
8		㈲松浦鋳造所	三河内 77	1000	2200
9		コメリハードアンドグリーン岩滝店	男山 227		2075
10		コメリ BHG 与謝野店	石川 454-1		3010
1	給油取扱所	安田石油㈱橋立給油所	男山 965		60000
2		㈱三洋商事四辻給油所	四辻 738-1		31900
3		㈱西新加悦給油所	算所 370		30000
4		㈱西新古代の丘給油所	加悦 587-1		63000
5		(株)西新よさの給油所	加悦 592-1		52000
6		江笠建材㈱	三河内 9		30000
7		山城建設㈱	弓木 1318		20000
8		足立石油㈱岩滝給油所	岩滝 2303-1		20000
9		足立石油㈱幾地給油所	幾地 1810-1		30600
10		足立石油㈱野田川給油所	石川 955		80000
11		丹後海陸交通㈱本社	上山田 641-1		20600
12		丹後陸送㈱	加悦 478-2		20000
13		北丹生コン㈱	石川 1480-1		40000
14		㈲岩滝石油	弓木 1298-1		40000
15		㈲小柴石油店	算所 104-2		41400

番号	製造所名	施設名称	設置場所	第２類（kg）	第４類（ℓ）
16		グローアンドグロー㈱野田川町石川店	石川 365		90000
17		㈱京洋セルフ野田川給油所	石川 1330-1		96000
18		㈱大北　橋立インターセルフ給油所	石川 820 - 1		192000
1	地下タンク貯蔵所	（社）よさのうみ福祉会　夢織りの郷	岩屋 600-6		6000
2		（社）北星会　与謝の園	明石 80		5000
3		（社）与謝郡福祉会　岩滝あじさい苑	弓木 13-6		15000
4		㈱三洋商事	四辻 604		20000
5		京都農協　野田川ﾗｲｽｾﾝﾀｰ	石川 4353		10000
6		橋立ベイホテル	岩滝 68		20000
7		ＮＴＴ加悦谷営業所	三河内 675		3000
8		足立石油㈱岩滝倉庫	岩滝 2305-1,2		50000
9		足立石油㈱岩滝倉庫	岩滝 2305-1,2		50000
10		ホテル喜楽家	岩滝 180-1		4000
11		京都府立与謝の海支援学校	男山 945		8000
12		京都府立看護学校	男山 455		7000
13		京都府立医科大学付属北部医療センター	男山 481		20000
14		京都府立医科大学付属北部医療センター	男山 481		20000
15		与謝野町立学校給食ｾﾝﾀｰ	四辻 153		5000
16		与謝野町立野田川衛生プラント	石川 7001-4		4000
17		与謝野町立生涯学習センター　知遊館	岩滝 2271		4000

資料 3-12　火災報告・別記様式

（火災・災害等即報要領）

第１号様式　（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※　特定の事故を除く。

火災種別	1　建物　2　林野　3　車両　4　船舶　5　航空機　6　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	
焼損程度	焼損棟数：全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第２号様式　（特定の事故）

第　　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分（　月　日　時　分）
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物　2 指定可燃物　3 高圧ガス　4 可燃性ガス 5 毒劇物　6 RI等　7 その他（　）	物質名	
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部（署）		台人	
	消防団		台人	
	消防防災ヘリコプター		機人	
	海上保安庁		人	
警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊		人	
使用停止命令　月　日　時　分	その他		人	

災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式　（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事故災害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防･救急･救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　負傷者欄の（　　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　　報）

災害の概況	発生場所						発生日時	月　日　時　分						
被害の状況	人的被害	死　者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不　明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）					（市町村）							
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その１）　別紙

都道府県名　　（　　）

（避難勧告等の発令状況）

市町村名	災害発生情報		発令日時	避難指示（緊急）		発令日時	避難勧告		発令日時	避難準備・高齢者等避難開始		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県		区分			被害	区分		被害	災害等の対策本部の設置状況	都道府県	
災害名・報告番号	災害名 第　　報 （　月　日　時現在）	その他	田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円			
				冠水	ha		農林水産業施設	千円			
			畑	流失・埋没	ha		公共土木施設	千円		市町村	
				冠水	ha		その他の公共施設	千円			
報告者名			学校		箇所		小計	千円			
			病院		箇所		公共施設被害市町村数	団体			
区分	被害		道路		箇所	その他	農産被害	千円		災害救助法適用市町村名	計　団体
人的被害 死者	人		橋りょう		箇所		林産被害	千円			
人的被害 うち災害関連死者	人		河川		箇所		畜産被害	千円			
人的被害 行方不明者	人		港湾		箇所		水産被害	千円			
人的被害 負傷者 重傷	人		砂防		箇所		商工被害	千円			
人的被害 負傷者 軽傷	人		清掃施設		箇所						
住家被害 全壊	棟		崖くずれ		箇所						
	世帯		鉄道不通		箇所						
	人		被害船舶		隻		その他	千円		119番通報件数	件
住家被害 半壊	棟		水道		戸		被害総額	千円			
	世帯		電話		回線	災害の概況					
	人		電気		戸						
住家被害 一部破損	棟		ガス		戸						
	世帯		ブロック塀等		箇所						
	人					応急対策の状況	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）			
住家被害 床上浸水	棟										
	世帯										
	人										
住家被害 床下浸水	棟		り災世帯数		世帯						
	世帯		り災者数		人						
	人		火災発生	建物	件		自衛隊の災害派遣		その他		
非住家 公共建物	棟			危険物	件						
非住家 その他	棟			その他	件						

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

資料 3-13　河川及びため池一覧

（１）与謝野町の主要河川一覧

【加悦地域】

水系名	種類	河川名	流域延長ｍ	位置	備考
野田川	２級	加悦奥川	5,050	加悦奥、加悦	
〃	〃	滝川	4,387	後野、滝、金屋	
〃	〃	野田川	15,445	算所、加悦、後野、与謝、滝、金屋	
〃	〃	香河川	4,792	香河	
〃	〃	温江川	2,419	後野、温江	
〃	〃	桜内川	1,237	金屋	
〃	準用	与謝川	1,400	与謝	
〃	〃	家の奥川	700	与謝	
〃	〃	墓の谷川	600	与謝	
〃	〃	大場川	500	与謝	
〃	〃	寺の奥川	900	与謝	
〃	〃	中里川	300	与謝	
〃	〃	山河川	2,000	与謝	
〃	〃	美能子川	200	与謝	
〃	〃	宮川	1,200	与謝、滝	
〃	〃	只山川	200	滝	
〃	〃	筒子川	400	滝	
〃	〃	大田和川	600	滝	
〃	〃	深山川	2,400	滝	
〃	〃	下の谷川	400	滝	
〃	〃	鹿の熊川	2,400	滝	
〃	〃	滝峠川	600	滝	
〃	〃	鎌倉川	600	滝	
〃	〃	流谷川	400	滝	
〃	〃	権現川	200	滝	
〃	〃	平林川	1,100	滝	
〃	〃	桜内川	200	金屋	
〃	〃	長宮川	500	金屋	
〃	〃	長谷川	300	金屋	
〃	〃	久ノ木川	1,300	後野、温江	
〃	〃	奥手川	900	温江	
〃	〃	中村川	500	温江	
〃	〃	温江川	700	温江	
〃	〃	笛吹川	600	温江	
〃	〃	香河川	1,100	香河	
〃	〃	日晩寺川	600	香河	
〃	〃	明石川	2,300	明石	
〃	〃	谷ヤ川	600	明石	

水系名	種類	河川名	流域延長m	位置	備考
野田川	準用	新川	1,600	加悦、温江、明石	
〃	〃	ソブ川	1,400	算所、加悦奥、加悦	
〃	〃	六反田川	500	加悦奥、加悦	
〃	〃	細谷川	300	加悦奥	
〃	〃	有熊川	1,400	加悦奥	
〃	〃	加悦奥川	1,300	加悦奥、加悦	

【岩滝地域】

水系名	種類	河川名	流域延長m	位置	備考
野田川	２級	野田川	2,200	石田・弓木・立町・浜町	
〃	〃	男山川	2,806	男山	
〃	〃	三田川	1,272	男山	

【野田川地域】

水系名	種類	河川名	流域延長m	位置	備考
野田川	２級	野田川	12,700	三河内、幾地、四辻、上山田、下山田、石川	
〃	〃	岩屋川	5,033	岩屋、幾地、四辻、上山田	
〃	〃	香河川	4,600	石川	
〃	〃	水戸川	1,396	上山田	
〃	準用	奥山川	520	三河内	
〃	〃	香田川	1,300	石川	
〃	〃	宮谷川	800	岩屋	
〃	〃	鞭谷川	700	石川	
〃	〃	ゾブ川	700	三河内	
〃	〃	新川	2,000	三河内	
〃	〃	谷川	700	下山田	
〃	〃	四谷川	500	上山田	
〃	〃	御手洗川	700	幾地	
〃	〃	明石川	360	幾地	

（２）ため池の現状

名称	所在地	用途	灌漑面積	容量	備考 （管理者）
二ツ塚池	明石	灌漑用水	4.0ha	1,400 ㎥	区長
一ツ塚池	〃	〃	4.0	1,400	区長
黒谷池	〃	〃	7.0	5,300	区長
滝谷池	〃	〃	5.0	3,100	区長
裏ノ谷池	〃	〃	3.0	1,100	区長
神奈瀬池	後野	〃	5.0	2,000	区長
西外池	加悦奥	〃	0.5	50	区長
田尻池	〃	〃	10.0	7,500	区長
岡田池	〃	〃	2.5	900	有熊自治会長
温水池	〃	〃	5.0	9,200	区長
家滝池	弓木	〃	3.8	2,500	区長
庄谷１号池	下山田	〃	5.0	3,000	区長
庄谷２号池	〃	〃	5.0	1,900	区長
防ケ谷池	〃	〃	1.0	3,200	個人
穴石池	四辻	〃	0.5	2,500	区長
天明寺池	岩屋	〃	1.0	3,400	個人
ひょうたん池	〃	〃	1.0	500	個人
おて山池	〃	〃	2.0	500	個人
梅ケ谷１号池	三河内	〃	3.0	500	区長
梅ケ谷２号池	〃	〃	3.0	600	区長
打野池	石川	〃	1.0	300	亀山地区総代

資料 3-14　水防資材及び器材の一覧

（1）水防資材及び器材の一覧

名　称	本庁舎	加悦庁舎	野田川庁舎	合　計
角スコップ	7	10	11	28
剣スコップ	16	10	10	36
ツルハシ	5	4	2	11
トグワ	2	－	2	4
クワ	8	10	6	24
なた	2	6	8	16
のこぎり	2	8	10	20
カケヤ	3	2	5	10
シート（枚）	3	50	30	83
ペンチ	－	3	5	8
バール	6	5	2	13
ワイヤーカッター	2	－	1	3
土のう（ビニール）	3,000	2,000	4,400	9,400
一輪車	6	5	1	12
大ハンマー	6	－	5	11
トラロープ	2	2	4	8
くい	30	150	20	200
金づち	10	6	10	26
雨具	19	50	50	119
長靴	－	10	－	10
ロープ（巻）	4	3	1	8
ヘルメット	50	20	30	100
釘（kg）	－	－	5	5
バケツ	10	5	10	25
蛸づち	－	2	1	3
かま	－	5	10	15
照明器具	3	16	3	22

（２）水防倉庫１棟当たりの資器材の備蓄、数量の基準

〈資　　材〉

品　　目	数 量	品　　目	数量	品　　目	数量
かます・俵		むしろ			
布袋類	600 枚	釘（１５ｃｍ）	100 枚		100 kg
なわ	600 kg	杉丸太	12 kg	鉄線(10 番)	100 kg
ローソク	50 本	長 1.8m 末口 6cm	150 本	鉄線（８番）	50 束
竹(竹杭用を含む)	50 本	長 1.6m 末口 9cm		割木	若干
				予備土 玉石	
				予備砂利	

〈器　　材〉

品　　目	数 量	品　　目	数 量	品　　目	数 量
スコップ	30 丁	かけや	10 丁	のこぎり	４丁
かま	10 丁	おの、又はなた	５丁	ペンチ	３丁
たこづち	８丁	くわ	10 丁	バケツ	１個
ツルハシ	２丁	金づち	３丁	もっこ	若干
照明灯	若干	にない棒	若干		

本表は基準を示すものであるから、状況に応じて変更することも支障ないものとする。

資料 3-15　公用負担命令書

（１）様式第１号　　出水の概況

与謝野町：　　月　　日　　時現在

水系名・河川名	水系　　川	水系　　川	水系　　川
左右岸・距離標	（左・右）岸　　ｋ～　　ｋ付近	（左・右）岸　　ｋ～　　ｋ付近	（左・右）岸　　ｋ～　　ｋ付近
地先名	京都府与謝郡与謝野町　　地先	京都府与謝郡与謝野町　　地先	京都府与謝郡与謝野町　　地先
発生日時	年　月　日　時　分	年　月　日　時　分	年　月　日　時　分
出水の概況			

水系名・河川名	水系　　川	水系　　川	水系　　川
左右岸・距離標	（左・右）岸　　ｋ～　　ｋ付近	（左・右）岸　　ｋ～　　ｋ付近	（左・右）岸　　ｋ～　　ｋ付近
地先名	京都府与謝郡与謝野町　　地先	京都府与謝郡与謝野町　　地先	京都府与謝郡与謝野町　　地先
発生日時	年　月　日　時　分	年　月　日　時　分	年　月　日　時　分
出水の概況			

※　町は情報を入手したら（部分的情報でも）直ちに丹後土木事務所に報告すること

（２）様式第２号　　堤防の決壊・越水等重大災害状況

与謝野町：　　月　　日　　時現在

水系名		水系		河川名							避難状況	与謝野町　日　時　分 避難（勧告・命令）発令 地区の住民　　名　　へ避難	
左右岸		（左、右）岸		距離標		k～　　k付近							
地先名		京都府　与謝郡　与謝野町　　地先											
発生日時		年　　月　　日　　時　　分											
出水状況	水位	観測所（　　岸、　　k、　　市町村）　現在水位：　　m											
		H W L		避難判断水位〈警戒水位〉		最高水位		堤防の決壊水位		水位状況	↑・↓		
	雨量	観測所（　　市町村）　総雨量：　　mm　時間最大：　　mm 観測所（　　市町村）　総雨量：　　mm　時間最大：　　mm										水防活動状況	水防団　　名が　日　時　分 地先に出動 （活動内容）
	概況												
堤防の決壊・越水状況 氾濫浸水状況		（経堤、越水、浸水、　　）を　　日　　時　　分確認した 堤防の決壊の原因は　　越水、越水以外（　　） 越水、浸水の原因は（　　） 堤防の決壊・越水延長　　m 堤防の決壊状況（大幅に拡大の見込み、拡大中、小規模に止まる見込み）											
被害状況		与謝野町　　日　　時　　分　　発表									自衛隊 出動状況	府知事は　日　時　分　自衛隊に出動を要請した （活動内容）	
		流出家屋	戸	死者	人								
		床上浸水	戸	行方不明	人								
		床下浸水	戸	負傷者	人								
		浸水面積：　　ha									河川管理者の対応		

※　町は情報を入手したら（部分的情報でも）直ちに丹後土木事務所に報告すること

※　〈　〉は、平成 19 年４月から洪水等に関する防災用語に使用される表現。

（３）様式第３号　　公用負担金命令書

第　　号　　公　用　負　担　金　命　令　書

目的物　　種類　　数量

負担の内容　　使用　　収用　　処分

年　　月　　日　　時

殿

与謝野町長　　印

（４）様式第４号　　公用負担金命令権限証

公　用　負　担　金　命　令　権　限　証

与謝野町消防団〇〇分団長

（氏　名）

上の者に〇〇の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。

年　　月　　日　　時

与謝野町長　　印

資料 3-16　炊出し施設、設備の状況等

（１）炊出し施設

施設名	所在地	設備内容				備考
		釜の容量	数量	水源	火力源	電話番号
加悦保育園	加悦	140ℓ	1基	簡水	ＬＰＧ	43-1432
		100	2			
石田地区公民館	弓木	36	3	上水道	〃	46-2227
弓木地区公民館	〃	36	5	〃	〃	46-4255
立町会館	〃	36	3	〃	〃	46-5512
ふれあいセンター	岩滝	36	2	〃	〃	46-5556
浜町会館	〃	36	3	〃	〃	46-5347
岩滝小学校	〃	36	3	〃	重油	46-2025
岩滝母と子どものセンター	〃	36	3	〃	ＬＰＧ	46-3226
東町会館	〃	36	3	〃	〃	46-4253
岩滝幼稚園	〃	36	1	〃	〃	46-2601
岩滝保育所	〃	55	3	〃	〃	46-2026
男山地区公民館	男山	36	5	〃	〃	46-2165
岩屋保育所	岩屋	36	2	簡水	〃	42-3608
市場保育所	幾地	36 80	1 2	〃	〃	42-3609
学校給食センター	四辻	20	40	〃	〃	42-7206
山田保育所	下山田	55	2	〃	〃	42-3610
石川保育所	石川	55	2	〃	〃	42-3611

（２）町内の米穀の主要販売業者

名　　称	所在地	電　話	備　考
坂根商店	与謝野町字算所158	42-2417	
トリカネ	与謝野町字加悦1131	42-0300	
㈱にしがき　加悦店	与謝野町字加悦455－７	43-0111	
フクヤ㈱　加悦店	与謝野町字温江５	43-0470	
㈱加悦ファーマーズライス	与謝野町字香河424	44-3630	
岩滝配給所　古井利明	与謝野町字岩滝336－７	46-4825	
㈱にしがき　岩滝店	与謝野町字岩滝2273－３	46-5000	
フクヤ㈱　男山店	与謝野町字男山124－１	46-3875	
㈱にしがき　野田川店	与謝野町字幾地341	43-0333	
伊丹産業㈱　野田川工場	与謝野町字石川6436	43-0481	
㈱にしがき　石川店	与謝野町字石川969	42-0055	

資料 3-17　使用可能給水源

名称	所在地	供給可能量（m^3／１日）	供給可能人員数	供給区域
岩滝水道	男山	5,110	7,900	男山・弓木・岩滝
三河内水道	三河内	1,144	2,460	三河内
岩屋水道	岩屋	756	1,800	岩屋
市場水道	四辻	1,030	2,630	四辻・幾地
山田水道	上山田・下山田	1,105	2,250	上山田・下山田
石川水道	石川	1,202	2,120	石川・大宮
加悦水道	算所	2,800	5,820	算所・加悦・加悦奥・後野・温江・明石・香河
与謝水道	与謝・滝	594	1,050	与謝（峠を除く）・滝（奥滝を除く）・金屋（桜内を除く）
香河水道	香河	40	80	香河
桜内水道	金屋	216	380	桜内
奥滝水道	滝	43	75	奥滝
峠水道	与謝	32	55	峠
計		14,072	26,620	

給水車等保有状況

	給水タンク					ポリ容器			その他			
	タンク			移動用車両								
	容量（㎥）	台数（台）	水量（㎥）	台数（台）	備考	容量（ℓ）	台数（台）	水量（㎥）	容量（ℓ）	数（袋）	水量（㎥）	備考
加悦地域	0.5	2	1.0	1	0.75t積	20	50	1.00	10	500	5.00	非常用飲用水袋
岩滝地域	－	－	－	－		18	30	0.54	－	－	－	
野田川地域	－	1	2.0	1	0.75t 積	45	10	0.45	－	－	－	

町保有給水資機材一覧

給水車		移動可能給水タンク		給水容器	
台数	t ×台	台数	ℓ ×台	個数	ℓ ×個数
2	0.75×2	6	500×2 1,800×1 2,000×3	590	10×500 18×30 20×50 45×10

資料 3-18　町内の医療機関一覧表

診療機関名	療養科目	所在地	電話番号
岩破医院	内・外・小児・産婦人・麻酔・アレルギー科	算所	42-2425
伊藤内科医院	内・小児・循環器科	算所	42-2426
日置医院	内・小児・循環器科	加悦	42-2653
小谷歯科医院	歯科	加悦	43-0450
木村内科クリニック	内科・消化器内科・小児科・心療内科	後野	43-2134
そのだ歯科クリニック	歯科	温江	44-0077
大森内科診療所	内・循環器・小児・呼吸器科	弓木	46-5632
坂根歯科立町診療所	歯科	岩滝	46-3220
いとうクリニック	内科・外科・リハビリ科・緩和ケア内科	男山	46-3553
京都府立医科大学付属北部医療センター	内・呼吸器・消化器・循環器・小児・精神・外・脳神経外・整形外・産婦人・眼・耳鼻咽喉・皮膚・泌尿器・麻酔科・神経内科・救急科	男山	46-3371
まるめデンタルクリニック	歯科	男山	46-0245
やまぞえこどもクリニック	小児科	岩滝	46-3028
鳥居クリニック	内・外・麻酔・皮膚科	三河内	44-1730
上田歯科医院	歯科	三河内	43-1081
いわさく診療所	内・神経内科・小児・消化器・リハビリ・整形外・眼科	四辻	42-3018
宇治川歯科医院	歯科	四辻	42-3213
須川医院	脳神経外・神経内・内・小児・外・リハビリ科	下山田	44-3070
茂籠歯科医院	歯科	下山田	43-1990
与謝野町立国民健康保険診療所	胃腸・循環器・小児・リハビリ・外科・内科・外科・整形外科・リハビリ科・総合診療科・禁煙外来	石川	42-3601
宇治川歯科石川診療所	歯科	石川	42-4135

資料 3-19　町有車両の状況

所属	乗用		貨物		軽四輪		特殊	マイクロバス	バイク	備考
	普通	小型	普通	小型	乗用	貨物				
総務課	2		1					1	2	
企画財政課						3				
建設課	1					3				
商工観光課					1					
福祉課					1	5				
保健課					3	2	1			特殊は リフト車
農林課				2		3				
税務課						1				
上下水道課				2		3			1	
子育て応援課		1			3	1				
住民環境課		1		1		2	1			
防災安全課	1					1	1			特殊は指令車 消防車両 20 台
ＣＡＴＶセンター					1		1			特殊は取材車
観光交流課						2	1			特殊は芝刈機
学校教育課		1	4		1	1		4		
社会教育課					1	1			1	
合　計	4	3	5	5	１１	２６	5	5	4	

資料 3-20　災害用ヘリコプター離着陸場

地域名	施設名	所在地	面積（㎡）	電話	座標
加悦	加悦小中学校グラウンド	加悦730他	16,635	43-1553	N　35°30′13 E　135°05′38
	与謝小学校グラウンド	滝468	6,882	42-2707	N　35°28′28 E　135°05′23
	大江山運動公園グラウンド	滝881-1	16,915	－	N　35°28′43 E　135°05′57
岩滝	岩滝小学校グラウンド	岩滝443他	10,773	46-2025	N　35°33′45 E　135°08′54
	橋立中学校グラウンド	岩滝2330他	12,685	46-3525	N　35°33′32 E　135°09′18
	岩滝グラウンド	岩滝875-1	13,654	46-5320	N　35°33′57 E　135°09′11
	京都府立医科大学付属北部医療センター	男山481	2,880	46-3371	N　35°34′00 E　135°10′11
野田川	三河内小学校グラウンド	三河内1858	11,576	42-3602	N　35°30′44 E　135°05′41
	岩屋小学校グラウンド	岩屋278-1	9,705	42-3603	N　35°31′45 E　135°04′50
	市場小学校グラウンド	幾地1013	11,515	42-3174	N　35°31′43 E　135°06′00
	山田小学校グラウンド	下山田10	9,380	42-3605	N　35°32′10 E　135°07′10
	石川小学校グラウンド	石川743-2	9,978	42-3606	N　35°31′40 E　135°07′31
	江陽中学校グラウンド	四辻893	12,900	43-1162	N　35°31′46 E　135°06′24
	野田川グラウンド	幾地450	16,525	－	N　35°31′22 E　135°05′48

資料 3-21　緊急通行車両等確認申請書及び緊急通行車両確認証明書

第１号様式　　（Ａ４判）

災　　害
緊急事態応急対策用
地震防災
国民保護措置用

緊急通行車両等確認申請書

年　　月　　日

京都府公安委員会　殿

申請者　　住　所　　与謝郡与謝野町
電　話
氏　名

事前届出の有無	有　　（届出済証番号　　）　　無	
指定行政機関等	１ 指定行政機関　２ 指定地方行政機関　３ 地方公共団体（執行機関を含む。） ４ 指定公共機関　５ 指定地方公共機関　６ 関係機関・団体　　７ その他	
	名称	
番号標に表示されている番号		
災害・緊急事態・地震防災応急対策又は国民保護措置の内容	１　警報の発令等　２　消防、水防等応急措置　３　救難・救助・保護 ４　児童・生徒の応急の教育　５　施設・設備の応急の復旧等 ６　清掃、防疫等保健衛生　７　犯罪の予防、交通の規制等社会秩序の維持 ８　緊急輸送の確保　９　災害の発生の防ぎょ、拡大の防止 10　食糧、医薬品その他の物資の確保 11　放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去　12　輸送及び通信の措置 13　国民生活安定の措置　14　被害の復旧	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住　所	電話
	氏　名	
通行（輸送）日時		
通行（輸送）経路	出発地	目的地

注　１　届出済証の交付を受けている車両については、この確認申請書を２通作成し、当該届出済証を添付の上、最寄りの警察本部（交通規制課）、警察署、交通検問所等に提出してください。
２　届出済証の交付を受けていない車両については、この確認申請書を２通作成し、それぞれに、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）の写しを添付の上、最寄りの警察本部（交通規制課）、警察署、交通検問所等に提出してください。

第４号様式

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号　　年　　月　　日
緊急通行車両確認証明書
公安委員会　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　　所</td><td colspan="2">（　　）　　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通行経路</td><td>出発地</td><td>目的地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本産業規格Ａ５とする。

第５号様式

緊急通行車両等事前届出書及び届出済証

記号及び受理番号	京　　事前第　　号	受理年月日	年　　月　　日

災　　害
緊急事態応急対策用
地震防災
国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出書

年　　月　　日

京都府公安委員会　殿

申請者　住所
電話
氏名　　印

指定行政機関等	１　指定行政機関　２　指定地方行政機関　３　地方公共団体（執行機関を含む。） ４　指定公共機関　５　指定地方公共機関　６　関係機関・団体　７　その他	
	名称	
番号標に表示されている番号		
災害・緊急事態・地震防災応急対策又は国民保護措置の内容	１　警報の発令等　２　消防、水防等応急措置　３　救難・救助・保護 ４　児童・生徒の応急の教育　５　施設・設備の応急の復旧等　６　清掃、防疫等保健衛生　７　犯罪の予防、交通の規制等社会秩序の維持 ８　緊急輸送の確保　９　災害の発生の防ぎょ、拡大の防止 10　食糧、医薬品その他の物資の確保　11　放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去　12　輸送及び通信の措置　13　国民生活安定の措置 14　被害の復旧	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使　用　者	住所　　電話	
	氏名	
出　発　地		
京都府外での災害応急対策に関する活動計画の有無及びその活動地域	有	滋賀県・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県 その他（　　）
		無

注　この届出書は、２通作成し、それぞれに、指定行政機関等が保有する車両に係る事前届出の申請にあっては自動車検査証の写しを、指定行政機関等が保有する車両以外の車両に係る事前届出の申請にあっては自動車検査証の写し及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。

京　　事前第　　号

緊急事態応急対策用
地震防災
国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

年　　月　　日

京都府公安委員会　印

注　１　災害発生時、原子力緊急事態宣言時、警戒宣言発令時又は武力攻撃事態等時には、この届出済証を最寄りの警察本部（交通規制課）、警察署、交通検問所等に提出し、所要の手続を受けてください。

２　この届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は記載事項に変更が生じたときは、事前届出を行った警察署に申し出て再交付又は記載事項の変更を受けてください。

３　届出済証に係る車両が次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署にこの届出済証を返納してください。
（１）　緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
（２）　廃車となったとき。
（３）　緊急通行車両等として必要でなくなったとき。

資料 3-22　除雪機械の配備

（１）町所有機械の配置

貸与機械	台数	貸与先		貸与機械
小型除雪機	22 台	地区	岩屋区	手押式 除雪機械幅 80cm
			石川区　亀山地区	手押式 除雪機械幅 80cm
			石川区　川上地区	手押式 除雪機械幅 80cm
			岩屋区　上地地区	手押式 除雪機械幅 80cm
			幾地区　１区地区	手押式 除雪機械幅 80cm
			加悦奥区　７番組地区	手押式 除雪機械幅 80cm
			後野区　宮本町地区	手押式 除雪機械幅 80cm
			後野区　下之町地区	手押式 除雪機械幅 80cm
			与謝区　二ツ岩地区	手押式 除雪機械幅 80cm
			与謝区　峠地区	手押式 除雪機械幅 80cm
			与謝区　宇豆貴地区	手押式 除雪機械幅 80cm
			滝区　東・下ノ段地区	手押式 除雪機械幅 80cm
			滝区　中岡地区	手押式 除雪機械幅 80cm
			滝区　口滝地区	手押式 除雪機械幅 80cm
			明石区　日産上地区	手押式 除雪機械幅 80cm
			香河区　奥香河地区	手押式 除雪機械幅 80cm
			香河区　日晩寺地区	手押式 除雪機械幅 80cm
		業者	株式会社鈴木建設	手押式 除雪機械幅 110cm
			株式会社小川設備	手押式 除雪機械幅 80cm
			山添工務店	手押式 除雪機械幅 80cm
			株式会社山添電気	手押式 除雪機械幅 92cm
			足立石油株式会社	手押式 除雪機械幅 92cm
搭乗式除雪機械	16 台	業者	石本建設株式会社	3t タイヤドーザ 8t タイヤドーザ
			有限会社野口建設	5t タイヤドーザ 8t タイヤドーザ（3 台）
			株式会社鈴木建設	5t タイヤドーザ
			砂後建設株式会社	2t タイヤドーザ
			山城生コン株式会社	3t タイヤドーザ
			株式会社アイフル	5t タイヤドーザ 8t タイヤドーザ
			安田建設株式会社	5t タイヤドーザ 8t タイヤドーザ
			株式会社山田電気商会	8t タイヤドーザ
			株式会社山添電気	5t タイヤドーザ
			株式会社丸正組	5t タイヤドーザ

（２）民間借上可能業者一覧

業者名	電話	除雪区域
安田建設株式会社	46-4141	町が指定する各々の区域とする
安田産業株式会社	46-5581	
山城建設株式会社	46-2320	
山城生コン株式会社	46-6334	
株式会社山添電気	46-2582	
足立石油株式会社	46-3355	
北丹生コン株式会社	42-4191	
株式会社井田建設	43-1365	
橘建築	42-3289	
株式会社杉建	42-6955	
株式会社きしべ建設	43-0722	
株式会社三野工務店	42-4615	
株式会社アイフル	43-2190	
有限会社石田建設	42-4114	
江笠建材株式会社	42-5013	
カワベ技建	42-7323	
株式会社山田電気商会	43-0351	
株式会社鈴木建設	42-2803	
石本建設株式会社	43-1410	
有限会社野口建設	42-6268	
有限会社柳水道	42-2983	
株式会社丸正組	43-1104	
砂後建設株式会社	42-2929	
株式会社ヤスイ	42-0049	

資料 3-23　流出油防除資器材等備蓄一覧

流出油防除資器材

庁舎名	オイルフェンス(m)	吸着剤(枚)	処理剤(ℓ)	備考
本　庁　舎	200	1,800	108	
加 悦 庁 舎	20	1,000	－	
野田川庁舎	－	500	－	

資料 3-24　自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請に関する様式

（様式－１）

第　　号

年　　月　　日

京都府知事　　様

与謝野町長　　印

自衛隊の災害派遣要請について（要求）

このことについて、自衛隊法第８３条第１項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり要求します。

記

１　災害の情況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の情況

(2) 派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間

年　　月　　日（　時　分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

３　派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

４　その他参考となるべき事項

（様式－２）

第　　号

年　　月　　日

京都府知事　　様

与謝野町長　　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要求）

年　　月　　日付け　　号で要求したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を要求します。

記

1　撤収日時　　年　　月　　日　　時　　分

2　撤収理由

3　その他必要事項

資料 3-25　自衛隊集結地・展開地候補一覧

【集結地】

地域名	施設名	所在地	面積（㎡）	電話	座標
加悦	大江山運動公園グラウンド	滝881-1	16,915	－	35.482N 135.096E
岩滝	橋立中学校グラウンド	岩滝2330	12,685	46-3525	35.562N 135.152E
野田川	野田川グラウンド	幾地450	16,525	－	35.526N 135.094E

【展開地】

地域名	施設名	所在地	面積（㎡）	電話	座標
加悦	大江山運動公園グラウンド	滝881-1	16,915	－	35.482N 135.096E
岩滝	橋立中学校グラウンド	岩滝2330	12,685	46-3525	35.562N 135.152E
野田川	野田川森林公園	三河内28他	36,828	－	35.525N 135.090E

資料 3-26　義援金受付状況報告、配分結果の報告、義援金領収書の様式

（1）義援金受付状況報告

（機関名　　）

受付年月日	金　額	寄　付　者	
		氏　　名	住　　所
計			

（２）義援金領収書

義　援　金　領　収　書

ＮＯ．＿＿＿＿＿＿

金　額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以上のとおり受領いたしました。

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　様

与謝野町　災害対策本部長

与謝野町長　　印

（３）義えん金品配分状況報告

（機関名　　）

受付年月日	金額・品名、数量	配分先	備　　考
計			

資料 3-27　社会福祉施設等の現況

【高齢者福祉施設等】

名　　称	所 在 地	電　話	備　　考
与謝の園	明石 80	42-0050	居宅介護支援(ケアマネージメント) 訪問介護
		42-0051	特養入所 短期入所
		42-0724	通所介護 訪問入浴
岩滝あじさい苑	弓木 13 番地 6	46-5761	居宅介護支援（ケアマネージメント） 特養入所 通所介護 短期入所
虹ヶ丘	岩屋 600 番地 3	43-2011	特養入所 短期入所
		43-2012	居宅介護支援(ケアマネージメント)
		43-2013	通所介護
		43-2389	訪問介護
丹後福祉応援団	温江 12 番地	44-1122	居宅介護支援(ケアマネージメント) 訪問介護
	温江 5 番地	44-1919	通所介護
	温江 15 番地	44-1888	通所介護
与謝野町社会福祉協議会	岩滝 2272 番地	46-5556	居宅介護支援(ケアマネージメント) 訪問介護
	幾地 908 番地	43-0294	訪問介護
いわさく診療所	四辻 759 番地	42-0555	居宅介護支援(ケアマネージメント)
		42-3018	訪問看護
芳寿館	四辻 36 番地 2	44-3022	通所介護
		44-1123	グループホーム
なごみ	四辻 760 番地	44-0700	訪問介護 通所介護 サービス付高齢者向け住宅
須川医院	下山田 99 番地 3	42-2478	居宅介護支援(ケアマネージメント) 通所介護
デイサービスひまわり	上山田 500 番地 1	43-2020	通所介護
ねもと介護予防通所介護事業所	明石 1262 番地 1	42-7767	通所介護（介護予防専用）
みんなのうち加悦奥	加悦奥 138 番地 3	44-1712	小規模多機能型居宅介護
みんなのうち後野	後野 542 番地 6	44-2277	小規模多機能型居宅介護
ふれあいホーム新宮寺	石川 2376 番地	44-2030	小規模多機能型居宅介護
ふれあい	明石 652 番地 1	44-1010	居宅介護支援(ケアマネージメント) グループホーム
よさの	三河内 883 番地 2	43-1840	居宅介護支援(ケアマネージメント) グループホーム
介護ハウスうえもり	明石 642 番地 2	42-6663	認知症対応型通所介護
ユメライフはしだて	岩滝 901 番地 1	46-1150	訪問介護 小規模多機能型居宅介護 サービス付高齢者向け住宅
天の橋立訪問看護ステーション	岩滝 2104 番地 2	46-5477	訪問看護
訪問看護ステーションさくら	算所 14 番地 6	44-3987	訪問看護
茶話本舗デイサービス与謝野	幾地 1377 番地	44-2840	通所介護

【障害者福祉施設等】

名　　称	所 在 地	電　話	備　　考
療育教室　わんぱくクラブ	石川 5835 番地	43-1126	児童発達支援　等
児童生活支援センター　すてっぷ	下山田 952 番地	42-2979	居宅介護　等
夢織りの郷　いきいき	岩屋 600 番地 6	43-0380	施設入所支援　等
夢織りの郷　つむぎ	岩屋 600 番地 6	43-0380	生活介護　等
ホームゆめおり（おおぞら）	幾地 1406 番地	43-0380	ケアホーム　等
ホームゆめおり（若草）	岩屋 321 番地 1	43-0380	ケアホーム　等
ほっとホーム	四辻 1004 番地	44-1886	ケアホーム　等
野田川共同作業所	算所 421 番地	44-1545	就労継続支援Ｂ型　等
リフレかやの里	金屋 1730 番地	43-1730	就労継続支援Ａ型　等
与謝野群聴覚言語障害センター	岩滝 2113 番地	46-5390	生活介護　等
与謝野町社会福祉協議会	岩滝 2272 番地	46-5556	生活介護　等
特別養護老人ホーム　虹ヶ丘	岩屋 600 番地 3	43-2011	短期入所
虹ヶ丘ホームヘルパーステーション	岩屋 600 番地 3	43-2011	居宅介護　等
みんなのうち後野	後野 542 番地 6	44-2277	ケアホーム　等

資料 3-28　り災証明書

（整理番号）　Ｒ３―００００

罹 災 証 明 書

世帯主住所	京都府与謝郡与謝野町字
世帯主氏名	
世帯人員	人

罹災原因	

被災住家※の所在地	京都府与謝郡与謝野町字
住家※の被害の程度	□全壊 □大規模半壊　□中規模半壊　□半壊 □準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
浸水の区分	床下浸水　・　床上浸水　　ｃｍ

※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	物件の所在：与謝野町字　　番地

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

与謝野町長　山　添　藤　真　　㊞

被　害　調　査　票

罹災日時	令和　　年　　月　　日　　時　　分								
罹災場所	与謝野町字　　番地						地 区 名	区	
罹災物件							世帯人員	人	
罹災原因									
罹災状況	種　　類	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	浸　水	
								床上	床下
	住家（併用住宅含む）								
	店舗								
	工場								
	その他（　　）								
	便所浸水								
	（罹災状況詳細）								
その他									

上記調査のとおり間違いないことを認めます。

令和　　年　　月　　日

罹災者　住所　京都府与謝郡与謝野町字　　番地

（TEL　　）

氏名　　㊞

調査日　令和　　年　　月　　日（　　）午前・午後　　時　　分			
調査員	所属課	氏名	㊞
調査員	所属課	氏名	㊞
調査員	所属課	氏名	㊞
調査員	所属課	氏名	㊞
調査員	所属課	氏名	㊞

資料 3-29　洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設

施設名	住所	対象河川名	連絡先	情報伝達方法	施設分類		
					学校	社会福祉施設	病院
みんなのうち後野	後野542-6	野田川	44-2277	町デジタル防災行政無線、ＦＭ告知放送		○	
通所介護事業所のらくろ	温江5	野田川	44-1919	町デジタル防災行政無線、ＦＭ告知放送		○	
石川保育所	石川556	野田川	42-3611	町デジタル防災行政無線、ＦＭ告知放送	○		
石川小学校	石川743-2	野田川	42-3606	町デジタル防災行政無線、ＦＭ告知放送	○		
与謝野町宮津市組合立橋立中学校	岩滝2330	野田川	46-3525	町デジタル防災行政無線、ＦＭ告知放送	○		

資料 3-30　土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設

施設名	住所	対象 河川名	連絡先	情報伝達方法	施設分類		
					学校	社会福祉施設	病院
ふれあいホーム神宮寺	石川2376	土石流Y 急傾斜地Y	44-2030	町デジタル防災行政無線、FM告知放送		○	
高齢者総合福祉施設虹ヶ丘	岩屋600-3	土石流Y	43-2011	町デジタル防災行政無線、FM告知放送		○	
障害者福祉センター夢織りの郷	岩屋600-6	土石流Y 急傾斜地Y	43-0380	町デジタル防災行政無線、FM告知放送		○	

【区域】

R：土砂災害特別警戒区域内　　Y：土砂災害警戒区域内

資料４　災害復旧計画

資料 4-1　災害による被害者に対する町税の減免の基準に関する規則

与謝野町災害による被害者に対する町税の減免の基準に関する規則

平成 18 年３月１日
規 則 第 41 号

（趣旨）

第１条　この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 323 条及び第 367 条並びに与謝野町税条例（平成 18 年与謝野町条例第 57 号）第 71 条第１項に基づく災害による被害者に対する町民税及び固定資産税の減免の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（町民税の減免）

第２条　災害により町民税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課する当該年度分（災害が１月１日から３月 31 日までの間に発生した場合は、翌年度分を含む。）のうち、災害を受けた日（以下「災害日」という。）以後の納期に係る税額（特別徴収される町民税については、災害日以後において徴収すべき税額とする。以下同じ。）について当該税額に、当該各号に掲げる率を乗じて得た額を減額し、又は免除する。

（１）　死亡した場合　10 割

（２）　生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活扶助を受けることとなった場合　10 割

（３）　被害者（地方税法第 292 条第１項第９号に規定する障害者をいう。）となった場合　９割

２　災害により自己の所有に係る財産について生じた損害金額（保険金、損害補償金等により補てんされるべき金額を除く。）がその価格の３割以上である町民税の納税義務者で前年中における地方税法第 292 条第１項第 13 号に規定する合計所得金額が 1,000 万円以下のものに対しては当該納税義務者に対して課する当該年度分の町民税額のうち災害日以後の納期に係る税額について、次表に掲げる区分に従ってそれぞれ該当欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を減額し、又は免除する。

財産に係る被害率 ／ 前年中における合計所得金額	減額率	
	３割以上５割未満	５割以上
500 万円以下であるとき	５割	10 割
750 万円以下であるとき	2.5 割	５割
750 万円を超えるとき	1.25 割	2.5 割

（土地に対する固定資産税の減免）

第３条　災害により被害を受けた農地又は宅地が流失、水没、埋没又は崩壊等により作付不能又は使用不能となった場合においては、当該農地又は宅地に対して課する当該年度分の固定資産税額のうち、災害日以後の納期に係る税額について、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号

に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を減額し、又は免除する。

（１）　被害面積が当該土地の面積の８割以上である場合　10 割

（２）　被害面積が当該土地の面積の６割以上８割未満である場合　８割

（３）　被害面積が当該土地の面積の４割以上６割未満である場合　６割

（４）　被害面積が当該土地の面積の２割以上４割未満である場合　４割

２　災害により被害を受けた農地及び宅地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税については、前項の規定に準じて、その税額を減額し、又は免除する。

（家屋に対する固定資産税の減免）

第４条　災害により災害を被った家屋については、当該家屋に対して課する当該年度分の固定資産税額のうち、災害日以後の納期に係る税額について次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を減額し、又は免除する。

（１）　災害により家屋の原形をとどめない場合　10 割

（２）　災害により主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の６割以上の価値を減じたと認められるとき　８割

（３）　災害により内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の価額の４割以上６割未満の価値を減じたと認められるとき　６割

（４）　災害により下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを要する場合で、当該家屋の価額の２割以上４割未満の価値を減じたと認められるとき　４割

（償却資産に対する固定資産税の減免）

第５条　町長は、災害により被害を被った償却資産については、当該償却資産に対して課する当該年度分の固定資産税額のうち、災害日以後の納期に係る税額を前条の規定の例によって減額し、又は免除する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成 18 年３月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日までに、合併前の災害による被害者に対する町税の減免の基準に関する規則（昭和 34 年野田川町規則第５号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

資料 4-2　災害弔慰金の支給等に関する条例

与謝野町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 18 年３月１日
条 例 第　124 号
改正　平成23年12月15日条例第21号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　災害弔慰金の支給（第３条―第８条）
第３章　災害障害見舞金の支給（第９条―第11条）
第４章　災害援護資金の貸付け（第１２条―第15条）
第５章　補則（第16条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（２）　町民　災害により被害を受けた当時、与謝野町の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条　町は、町民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

（１）　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

（２）　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

（３）　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

２　前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項第１号及び第２号の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

（１）　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

（２）　令第２条に規定する場合

（３）　災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第１０条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円

とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第１１条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第１２条　町長は、令第３条に掲げる災害により、法第10条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に掲げる世帯は、その所得について、法第10条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第１３条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

（１）　療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

（２）　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合　150万円

イ　住居が半壊した場合　170万円

ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　250万円

エ　住居の全体が滅失、若しくは流失した場合　350万円

（３）　第１号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項括弧書きの場合は、５年）とする。

（利率）

第１４条　災害援護資金は、貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

２　災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年１パーセントとする。

３　第１項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第１５条　災害援護資金は、年賦償還、半年償還又は月賦償還とする。

２　償還方法は、均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

３　償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第１３条第１項及び令第８条から第１１条までの規定によるものとする。

第５章　補則

（委任）

第１６条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成18年３月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年加悦町条例第11号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年岩滝町条例第17号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年野田川町条例第26号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成23年12月15日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第４条第１項及び第３項の規定は、平成23年３月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

与謝野町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成18年３月１日
規 則 第 ５３ 号

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　災害弔慰金の支給（第２条・第３条）
第３章　災害障害見舞金の支給（第４条・第５条）
第４章　災害援護資金の貸付け（第６条―第17条）
第５章　補則（第18条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、与謝野町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年与謝野町条例第124号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第２条　町長は、条例第３条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（１）　死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
（２）　死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
（３）　死亡者の遺族に関する事項
（４）　支給の制限に関する事項
（５）　その他町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第３条　町長は、町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章　災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第４条　町長は、条例第９条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（１）　障害者の氏名、性別及び生年月日
（２）　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
（３）　障害の種類及び程度に関する事項
（４）　支給の制限に関する事項
（５）　その他町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第５条　町長は、町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第１号）を提出させるものとする。

第４章　災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）

第６条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第２号。以下「借入申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

（１）　借入申込者の住所、氏名及び生年月日

（２）　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

（３）　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

（４）　保証人となるべき者に関する事項

（５）　その他町長が必要と認める事項

２　借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

（１）　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

（２）　被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を１月から５月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

（３）　その他町長が必要と認めた書類

３　借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第７条　町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第８条　町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第３号。以下「貸付決定通知書」という。）を、借入申込者に交付するものとする。

２　町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第４号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第９条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第５号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑登録証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第１０条　町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第１１条　町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用証書及びこれに添えられた印鑑登録証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第１２条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第６号）を町長に提出するもの

とする。

（償還金の支払猶予）

第１３条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第８号）を、当該借受人に交付するものとする。

３　町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第９号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第１４条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第 10 号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第 11 号）を当該借受人に交付するものとする。

３　町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第 12 号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第１５条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第 13 号）を、町長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（１）　借受人の死亡を証する書類

（２）　借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

３　町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第 14 号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

４　町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第 15 号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第１６条　町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第１７条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を町長に氏名等変更届（様式第 16 号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第５章　補則

（その他）

第１８条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護

資金の貸付けの手続に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成 18 年３月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する規則（昭和 49 年加悦町規則第４号）、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 49 年岩滝町規則第３号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 52 年野田川町規則第２号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

※様式第１号から様式第 16 号まで省略

与謝野町災害見舞金支給要綱

平成18年３月１日
告 示 第 ２３ 号

（目的）

第１条　この告示は、町内における災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害を除く。以下「災害」という。）により住家に被害を受けた者に対し災害見舞金を支給し、自立更生の助長促進の一助とすることを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　災害　天災（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象をいう。）及び火災をいう。

（２）　住家　居住のために使用している建物をいう。

（３）　世帯　生計を一にしている生活の単位をいう。

（４）　全壊　住家が滅失したもので住家の損壊した部分がその住家の延床面積の 70 パーセント以上に達したものをいう。

（５）　半壊　住家の損壊した部分がその住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満のものをいう。

（６）　床上浸水　浸水がその住家の床上以上に達したものをいう。

（適用の範囲）

第３条　災害見舞金を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するもので、町内に居住し、住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、町長が特に必要と認めた者については、この限りでない。

（１）　住家が全壊した場合

（２）　住家が半壊した場合

（３）　住家が床上浸水した場合

（４）　貸家の家主でなく、住家の居住者であること。

（災害見舞金）

第４条　災害見舞金は、被災者に対し次により支給する。ただし、特に町長が必要と認めた者に対する支給額については、その都度決定する。

（１）　全壊　１世帯当たり　100,000円

（２）　半壊　１世帯当たり　50,000円

（３）　床上浸水　１世帯当たり　30,000円

（その他）

第５条　前各条までの規定にかかわらず、大規模災害等により被害を受けた者に対し、町長が特に必要と認めるときは、別に定めるところにより見舞金を支給することができる。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成18年３月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日の前日までに、合併前の岩滝町災害見舞金支給要綱（平成16年岩滝町告

示第 30 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

資料５　その他

資料 5-1　異常通報様式

与謝野町役場　本部ＮＴＴＦＡＸ番号	４６－２８５１
府防ＦＡＸ衛星系番号	7-853-8100
地上系番号	8-853-8100

道路　　河川
砂防　住家被害
人的被害　その他

受信　　**整理番号＿＿＿＿**

異常通報　　**用紙（　緊急・通常　）**

送信　　※該当区分に〇印

第　　報　　□新規　　□継報

情報入手年月日	年　月　日（　）　午前・午後　時			
	課	氏　名		
通　報　者	電話・来所・FAX・メール	氏　名	TEL	
発　生　場　所	与謝野町字		地内	
位　置　図	**縦　軸**		**横　軸**	
（被害状況等）	緊急対応の要否　要・否		通行規制の要否　要・否	

道路関係　（路線名：　　）
　□崩土　□路肩決壊　□冠水　□溢水　□その他（　　）
詳細
（　　）

河川関係　（河川名：　　）
　□堤防決壊　□溢水　□その他（　　）
詳細
（　　）

住家被害　□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊　□半壊　□準半壊
　□準半壊に至らない（一部破損）　□床上浸水　□床下浸水
詳細
（　　）

人的被害　□死者　□行方不明　□重傷者　□軽傷者
詳細
（　　）

その他
詳細
（　　）

（対　　応）

（災害対応ベースマップ）

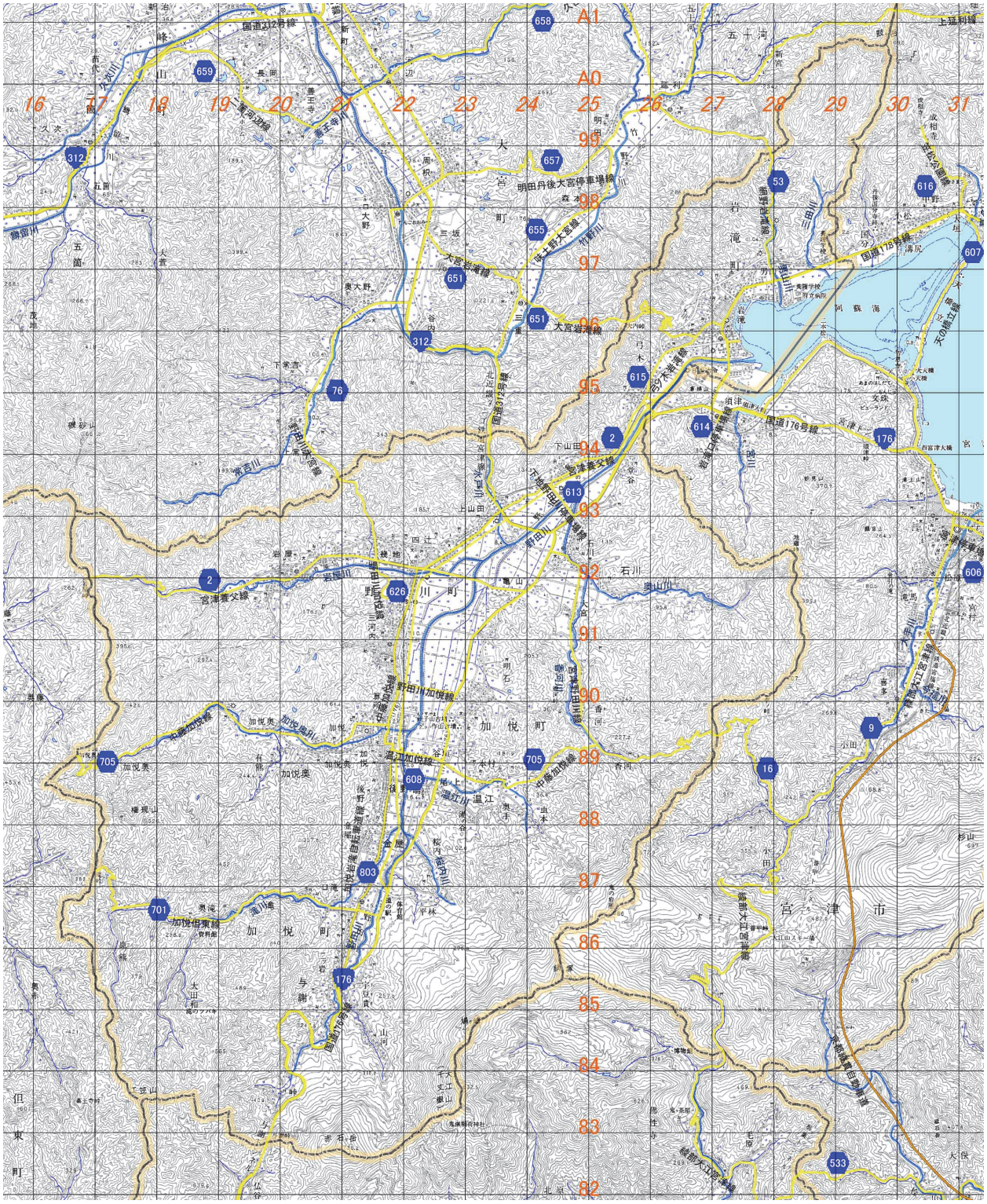

〈座標の読み方〉

縦軸座標値が横線番号９５と９６の間で、１０等分の５に位置している。９５５

横軸座標値が縦線番号２６と２７の間で、１０等分の７に位置している。２６７

以上から、縦軸９５５、横軸２６７　と読む。

資料 5-2　被害参集状況集計表様式

訓　練・災　害

様式１

災害名

災害の概況	
	発生日時：　　年　　月　　日　　時　　分
	（記載例） 地震発生後、直ちに被害状況の調査を行いました。 その概要は次のとおりです。 ・多くの家屋が倒壊し、電気、水道、電話などのライフラインに被害あり ・各地で火災が発生し、延焼の恐れあり。

報告日時	年　月　日 時　分
地区隣組名	地区　　組
報告者名	

被害の状況	住家の倒壊など							火　災		
	全　壊（A）	大規模半壊（B）	中規模半壊（C）	半　壊（D）	準半壊（E）	準半壊に至らない(一部損壊)（F）	床上浸水（G）	全　焼（H）	半　焼（I）	小　火（J）
	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
	（記載例） ・被害の詳細については、現在調査中									

避難地参集状況	参集した人		参集しなかった人				合　計（Q）
	負傷者数（K）	負傷なし（L）	安否確認の状況			行方不明（P）	
			死者数（M）	負傷者数（N）	その他（O）		
	人	人	人	人	人 **※うち町職員又は消防団員　　人**	人	人 (Q)＝(K)(L)＋(M)＋(N)＋(O)＋(P)

※　「参加しなかった人」の「安否確認の状況」欄中「その他（O）」は、参集はしなかったが安否が確認できた人の数を記入。

※　「参加しなかった人」の「行方不明（P）」欄は、安否（所在）が確認できなかった人の数を記入。

訓練・災害

被害・参集状況集計表

様式２

災害名

区の災害対策本部　設置場所

地区派遣職員記入欄

参集人数　　人

報告日時	年　月　日　時　分
区　名	
報告者名	

地区	被害の状況							避難地参集状況						
	住家の倒壊など				火災			参集人数		未参集人数				合計（N）
										安否確認の状況			行方不明（M）	
	全壊（A）	半壊（B）	一部損壊（C）	床上浸水（D）	全焼（E）	半焼（F）	小火（G）	負傷者数（H）	負傷なし（I）	死者数（J）	負傷者数（K）	その他（L）		
	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	人	人	人
合計														

※　「未参集人数」の「安否確認の状況」欄中「その他（L）」は、参集はしなかったが安否が確認できた人の数を記入。

※　「未参集人数」の「行方不明（M）」欄は、安否（所在）が確認できなかった人の数を記入。

訓練・災害

被害・参集状況集計表

様式３

報告日時	年　月　日　時　分
区　　域	
報告者名	

災害名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

地　区	被害の状況										避難地参集状況						
	住家の倒壊など						火　災				参集人数		未参集人数				合　計（Q）
													安否確認の状況			行方不明（P）	
	全壊（A）	大規模半壊（B）	中規模半壊（C）	半壊（D）	準半壊（E）	準半壊に至らない（一部損壊）（F）	床上浸水（G）	全焼（H）	半焼（I）	小火（J）	負傷者数（K）	負傷なし（L）	死者数（M）	負傷者数（N）	その他（O）		
	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	人	人	人
合　計																	

※　「未参集人数」の「安否確認の状況」欄中「その他（O）」は、参集はしなかったが安否が確認できた人の数を記入。

※　「未参集人数」の「行方不明（P）」欄は、安否（所在）が確認できなかった人の数を記入。

記載例

地区派遣職員→支部長へ報告

訓練・災害

被害・参集状況集計表

様式３

報告日時	**令和4年3月1日　午前9時11分**
区　　域	○ ○
報告者名	△ △ △ △

災害名　**与謝野町防災訓練**

地区	被害の状況										避難地参集状況						
	住家の倒壊など						火災				参集人数		未参集人数				合計（Q）
													安否確認の状況			行方不明（P）	
	全壊（A）	大規模半壊（B）	中規模半壊（C）	半壊（D）	準半壊（E）	準半壊に至らない（一部損壊）（F）	床上浸水（G）	全焼（H）	半焼（I）	小火（J）	負傷者数（K）	負傷なし（L）	死者数（M）	負傷者数（N）	その他（O）		
	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	人	人	人
合計																	

※　「未参集人数」の「安否確認の状況」欄中「その他（O）」は、参集はしなかったが安否が確認できた人の数を記入。
※　「未参集人数」の「行方不明（P）」欄は、安否（所在）が確認できなかった人の数を記入。
※　今回は訓練であるため、参集状況合計については（Q）＝参集した人（L）+参集しなかった人（P）とする。

資料 5-3　緊急警報放送の放送要請

様式

番　　号
年　　月　　日

京都府知事　　氏　　名　　様

与謝野町長　　印

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法第57条の規定により、次のとおり放送を要請します。

1　放送を求める理由
(1) 避難勧告・指示のため
(2) 各種予報警報等の通知のため
(3) その他（　　）

2　放送内容

3　希望する放送日時
(1) 即　　時
(2)　　日　　時　　分

4　被害等の状況（災害の態様、日時、場所等）

5　そ　の　他

発　信　者　　職　　名
氏　　名
連　絡　先

資料 5-4　避難所収容者名簿

(1) 避難者カード

避 難 者 カ ー ド

NO.　　／

※欄は、避難所担当職員が記入する欄です。記入しないようにして下さい。

※ 避難所名		※ 担当職員名	

住　所：					電話	
氏　　名	続柄	性別	年齢	入所日	※ 事 務 所 記 入 欄	
					退所日	備　　考
計	男　・　女　・　計 名　　名　　名					

(注) 1　１家族ごとに１葉の避難者カードを配布し、記入を求めること。
　　 2　※欄は、避難所担当職員が記入すること。

支部

(2) 避難者名簿（避難所入所記録簿　町民用）

避 難 所 入 所 記 録 簿

（町民用）

避難所名		担当職員名	

番号	入所年月日	氏名 生年月日	現住所	男女別	世帯主との続柄	摘要	退所年月日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

支部

(3) 避難者名簿（避難所収容記録簿　町民以外用）

避 難 所 入 所 記 録 簿

（町民以外用）

避難所名		担当職員名	

番号	入所年月日	氏名 生年月日	本籍地 現住所	男女別	職業及び勤務先	摘要	退所年月日
1						1.通勤・通学 2.旅行・ﾚｼﾞｬｰ 3.社用出張 4.その他	
2						1.通勤・通学 2.旅行・ﾚｼﾞｬｰ 3.社用出張 4.その他	
3						1.通勤・通学 2.旅行・ﾚｼﾞｬｰ 3.社用出張 4.その他	
4						1.通勤・通学 2.旅行・ﾚｼﾞｬｰ 3.社用出張 4.その他	
5						1.通勤・通学 2.旅行・ﾚｼﾞｬｰ 3.社用出張 4.その他	
6						1.通勤・通学 2.旅行・ﾚｼﾞｬｰ 3.社用出張 4.その他	
7						1.通勤・通学 2.旅行・ﾚｼﾞｬｰ 3.社用出張 4.その他	
8						1.通勤・通学 2.旅行・ﾚｼﾞｬｰ 3.社用出張 4.その他	
9						1.通勤・通学 2.旅行・ﾚｼﾞｬｰ 3.社用出張 4.その他	
10						1.通勤・通学 2.旅行・ﾚｼﾞｬｰ 3.社用出張 4.その他	

支部

(4) 避難所収容状況調

避 難 所 収 容 状 況 調

（　　／　　）

避難所名		担当職員名	

区分		避難室名	避難者収容状況									救援・救護実施状況									
			世帯数	男				女				給食支給状況		救助物資支給				物資貸与状況		要援護人員	備考
				～64	65～	～1	計	～64	65～	～1	計	ミルク	給食数	品名	数量	世帯数	人員	品名	数量		
月	8時																				
	12時																				
日	18時																				
月	8時																				
	12時																				
日	18時																				
月	8時																				
	12時																				
日	18時																				

（注）1　避難室ごとに記入する。
　　2　物資の支給等は1日分をとりまとめて、室ごとに記入する。
　　3　要医療人員は、内書とする。
　　4　備考欄には、高齢者、障害者等要援護者対策の要否、貸与物資の返還、消毒の実施等参考とすべき事項を記入する。

支部

(5) 物品の受払簿の書式

物　品　受　払　簿

NO.　　／

避難所名		担当職員名	

品名		単位呼称	

受取日	摘　要　欄	受入数	払出数	現在残	取扱者	備　考　欄

(注)　1　品目ごとに作成する。
　　2　摘要欄には、購入先及び払出先等を記入する。
　　3　備考欄には、購入金額及びその内訳を記入する。

支部

(6) 職員避難所勤務状況に関する書式

避 難 所 勤 務 状 況

NO.　　／

避難所名	

職	氏　名	所　属	避　難　所				備　　考
			到　着		退　出		
			年月日	時・分	年月日	時・分	

支部

(7) 避難所日誌の書式

避　難　所　日　誌

NO.　　／

避難所名		担当職員名	

記録日	事　　項	措　置　の　概　要	取 扱 者

支部

資料5-5　地震に自信を

総務省消防庁

https://www.fdma.go.jp/publication/database/jishin2jishin/

あなたを守る次の行動 － 1　まず落ち着いて身の安全を確保する

あなたを守る次の行動 － 2 あわてず冷静に火災を防ぐ

あなたを守る次の行動 － 3　狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近寄らない

あなたを守る次の行動 － 4 避難のテクニック

あなたを守る次の行動 － 5 正しい情報の入手を

あなたを守る次の行動 － 6 協力しあって応急救護を

あなたを守る次の行動 － 7 協力しあって救出活動を

あなたを守る次の行動 － 8 自動車の運転中では

ふだんの対策 － 1 防災訓練

ふだんの対策 － 2 家庭の防災会議

ふだんの対策 － 3 家の補強

ふだんの対策 － 4 ブロック塀、石塀の補強

ふだんの対策 － 5　家具等の転倒、落下防止

ふだんの対策 － ６ 消火器などの備え

ふだんの対策 － ７ 非常持出品の準備

ふだんの対策 － 8 火災を防ぐ

ふだんの対策 － 9 家族の安否の確認方法